

平成 2 8 年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 目 次

審議期間日程	1
上程案件及び議決結果一覧	2
一般質問通告者及び質問事項一覧	5
第 1 日（3 月 2 日 水曜日）	
議事日程表（第 1 号）	7
出席議員及び説明のために出席した者	9
再開（開議）	1 0
会議録署名議員の指名	1 0
審議期間の決定	1 0
諸般の報告	1 1
行政報告	1 2
議案説明	
議案第 7 号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に ついて	2 9
議案第 8 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定 について	2 9
議案第 9 号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	3 0
議案第 1 0 号 壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正 について	3 1
議案第 1 1 号 壱岐市職員の降給に関する条例の制定について	3 1
議案第 1 2 号 壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につい て	3 2
議案第 1 3 号 壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関す る条例の一部改正について	3 3
議案第 1 4 号 壱岐市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	3 4
議案第 1 5 号 壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に 関する条例の一部改正について	3 5
議案第 1 6 号 壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の一部改正について	3 5

議案第 17 号	壱岐市教職員宿舍の設置に関する条例の一部改正について …	3 6
議案第 18 号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について ……………	3 7
議案第 19 号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ……………	3 7
議案第 20 号	壱岐市へき地診療所条例の一部改正について ……………	3 9
議案第 21 号	壱岐市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について ……………	3 9
議案第 22 号	壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について ……………	4 0
議案第 23 号	壱岐市火災予防条例の一部改正について ……………	4 1
議案第 24 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター） ……………	4 1
議案第 25 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや） ……………	4 2
議案第 26 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺町クオリティライフセンターつばさ） ……………	4 2
議案第 27 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市石田町総合福祉センター） ……………	4 2
議案第 28 号	公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設） ……………	4 3
議案第 29 号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）……………	4 3
議案第 30 号	過疎地域自立促進計画の策定について ……………	4 4
議案第 31 号	市道路線の廃止について ……………	4 5
議案第 32 号	平成 27 年度壱岐市一般会計補正予算（第 11 号） ……………	4 5
議案第 33 号	平成 27 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） ……………	4 8
議案第 34 号	平成 27 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）……………	4 9
議案第 35 号	平成 27 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）……………	4 9
議案第 36 号	平成 27 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）……………	

.....	5 0
議案第 3 7 号 平成 2 7 年度 壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第 1 号)	5 1
議案第 3 8 号 平成 2 7 年度 壱岐市三島航路事業特別会計補正予算 (第 3 号)	5 2
議案第 3 9 号 平成 2 7 年度 壱岐市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	5 2
議案第 4 0 号 平成 2 8 年度 壱岐市一般会計予算	5 3
議案第 4 1 号 平成 2 8 年度 壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	5 9
議案第 4 2 号 平成 2 8 年度 壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	6 1
議案第 4 3 号 平成 2 8 年度 壱岐市介護保険事業特別会計予算	6 1
議案第 4 4 号 平成 2 8 年度 壱岐市簡易水道事業特別会計予算	6 3
議案第 4 5 号 平成 2 8 年度 壱岐市下水道事業特別会計予算	6 4
議案第 4 6 号 平成 2 8 年度 壱岐市三島航路事業特別会計予算	6 5
議案第 4 7 号 平成 2 8 年度 壱岐市農業機械銀行特別会計予算	6 6
議案第 4 8 号 平成 2 8 年度 壱岐市水道事業会計予算	6 7

第 2 日 (3 月 4 日 金曜日)

議事日程表 (第 2 号)	6 9
出席議員及び説明のために出席した者	7 1
議案に対する質疑	
議案第 7 号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に ついて	7 2
議案第 8 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定 について	7 2
議案第 9 号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	7 2
議案第 1 0 号 壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正 について	7 4
議案第 1 1 号 壱岐市職員の降給に関する条例の制定について	7 4
議案第 1 2 号 壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につい て	8 1
議案第 1 3 号 壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す る条例の一部改正について	8 1

議案第 1 4 号	壱岐市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	8 1
議案第 1 5 号	壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に 関する条例の一部改正について	8 1
議案第 1 6 号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の一部改正について	8 1
議案第 1 7 号	壱岐市教職員宿舎の設置に関する条例の一部改正について ...	8 3
議案第 1 8 号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部改正について	8 3
議案第 1 9 号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について	8 3
議案第 2 0 号	壱岐市へき地診療所条例の一部改正について	8 3
議案第 2 1 号	壱岐市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定 について.....	8 3
議案第 2 2 号	壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について	8 4
議案第 2 3 号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	8 4
議案第 2 4 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサ ービスセンター）	8 4
議案第 2 5 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあい センターかざはや）	8 4
議案第 2 6 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺町クオリティ ーライフセンターつばさ）	8 4
議案第 2 7 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市石田町総合福祉 センター）	8 4
議案第 2 8 号	公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処 理施設）	8 4
議案第 2 9 号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）	8 4
議案第 3 0 号	過疎地域自立促進計画の策定について	8 5
議案第 3 1 号	市道路線の廃止について	8 5
議案第 3 2 号	平成 2 7 年度壱岐市一般会計補正予算（第 1 1 号）	8 5
議案第 3 3 号	平成 2 7 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2	

号)	8 5
議案第 3 4 号 平成 2 7 年度 壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)	8 5
議案第 3 5 号 平成 2 7 年度 壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)	8 5
議案第 3 6 号 平成 2 7 年度 壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)	8 5
議案第 3 7 号 平成 2 7 年度 壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第 1 号)	8 6
議案第 3 8 号 平成 2 7 年度 壱岐市三島航路事業特別会計補正予算 (第 3 号)	8 6
議案第 3 9 号 平成 2 7 年度 壱岐市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	8 6
議案第 4 0 号 平成 2 8 年度 壱岐市一般会計予算	8 6
議案第 4 1 号 平成 2 8 年度 壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	8 6
議案第 4 2 号 平成 2 8 年度 壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	8 6
議案第 4 3 号 平成 2 8 年度 壱岐市介護保険事業特別会計予算	8 7
議案第 4 4 号 平成 2 8 年度 壱岐市簡易水道事業特別会計予算	8 7
議案第 4 5 号 平成 2 8 年度 壱岐市下水道事業特別会計予算	8 7
議案第 4 6 号 平成 2 8 年度 壱岐市三島航路事業特別会計予算	8 7
議案第 4 7 号 平成 2 8 年度 壱岐市農業機械銀行特別会計予算	8 7
議案第 4 8 号 平成 2 8 年度 壱岐市水道事業会計予算	8 7
委員会付託 (議案)	8 7
予算特別委員会の設置	8 8

第 3 日 (3 月 7 日 月曜日)

議事日程表 (第 3 号)	8 9
出席議員及び説明のために出席した者	8 9
一般質問	9 0
4 番 音嶋 正吾 議員	9 0
1 番 赤木 貴尚 議員	1 0 3
3 番 呼子 好 議員	1 1 4
委員会付託 (陳情)	1 2 8

陳情第1号	国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める陳情	128
-------	--	-----

第4日（3月16日 水曜日）

議事日程表（第4号）		129
出席議員及び説明のために出席した者		131
委員長報告、委員長に対する質疑		132
議案に対する討論、採決		
議案第7号	長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	136
議案第8号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	136
議案第9号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	136
議案第10号	壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	137
議案第11号	壱岐市職員の降給に関する条例の制定について	137
議案第12号	壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	137
議案第13号	壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	138
議案第14号	壱岐市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	138
議案第15号	壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	138
議案第16号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	138
議案第17号	壱岐市教職員宿舎の設置に関する条例の一部改正について	140
議案第18号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	140
議案第19号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	140

議案第20号	壱岐市へき地診療所条例の一部改正について	141
議案第21号	壱岐市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定 について	141
議案第22号	壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について	141
議案第23号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	141
議案第24号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）	142
議案第25号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）	142
議案第26号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺町クオリティライフセンターつばさ）	142
議案第27号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市石田町総合福祉センター）	143
議案第28号	公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設）	143
議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）	143
議案第30号	過疎地域自立促進計画の策定について	143
議案第31号	市道路線の廃止について	144
議案第32号	平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）	144
議案第33号	平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	144
議案第34号	平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	144
議案第35号	平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	145
議案第36号	平成27年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）	145
議案第37号	平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）	145
議案第38号	平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）	146

議案第39号	平成27年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）	146
議案第40号	平成28年度壱岐市一般会計予算	146
議案第41号	平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	146
議案第42号	平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	147
議案第43号	平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	147
議案第44号	平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	147
議案第45号	平成28年度壱岐市下水道事業特別会計予算	148
議案第46号	平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	148
議案第47号	平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	148
議案第48号	平成28年度壱岐市水道事業会計予算	148
陳情第1号	国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国健康 保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を 求める陳情	149
	議員提出追加議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	149
発議第1号	国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出につ いて	149
発議第2号	国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見 書の提出について	151
市長の挨拶		152
散会		154

平成28年壱岐市議会定例会 3月会議を、次のとおり開催します。

平成28年 2月22日

壱岐市議会議長 鵜瀬 和博

- 1 期 日 平成28年 3月 2日 (水)
- 2 場 所 壱岐市議会議場 (壱岐西部開発総合センター 2F)

平成28年壱岐市議会定例会 3月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要	
1	3月2日	水	本会議	○再開 ○審議期間の決定 ○行政報告 ○議案説明 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○議案の上程	
2	3月3日	木	休 会	○発言(質疑) 通告書提出期限(正午まで)	
3	3月4日	金	本会議	○議案審議(質疑、委員会付託)	
4	3月5日	土	休 会	(閉庁日)	
5	3月6日	日			
6	3月7日	月	本会議	○一般質問	
7	3月8日	火	休 会		
8	3月9日	水	委員会	○常任委員会	
9	3月10日	木		○常任委員会	
10	3月11日	金		○予算特別委員会	
11	3月12日	土	休 会	(閉庁日)	
12	3月13日	日			
13	3月14日	月			(議事整理日)
14	3月15日	火			(中学校卒業式)
15	3月16日	水	本会議	○議案審議(委員長報告、討論、採決) ○散会	

平成28年壱岐市議会定例会 3月会議 上程案件及び議決結果一覧 (1/3)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第7号	長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	総務文教厚生常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第8号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第9号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第10号	壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第11号	壱岐市職員の降給に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第12号	壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第13号	壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第14号	壱岐市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第15号	壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第16号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第17号	壱岐市教職員宿舍の設置に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第18号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第19号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第20号	壱岐市へき地診療所条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第21号	壱岐市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について	産業建設常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第22号	壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第23号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第24号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）	総務文教厚生常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第25号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）	総務文教厚生常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第26号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ）	総務文教厚生常任委員会 可決	原案のとおり可決 (3/16)

平成28年壱岐市議会定例会 3月会議 上程案件及び議決結果一覧 (2/3)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第27号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市石田町総合福祉センター）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第28号	公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第30号	過疎地域自立促進計画の策定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第31号	市道路線の廃止について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第32号	平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第33号	平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第34号	平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第35号	平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第36号	平成27年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第37号	平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第38号	平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第39号	平成27年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第40号	平成28年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第41号	平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第42号	平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第43号	平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第44号	平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第45号	平成28年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第46号	平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)

平成28年壱岐市議会定例会 3月会議 上程案件及び議決結果一覧 (3/3)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第47号	平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第48号	平成28年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
陳情第1号	国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び 国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求め る意見書採択を求める陳情	総務文教厚生常任委員会 可 決	採 択 (3/16)
発議第1号	国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提 出について	省 略	原案のとおり可決 (3/16)
発議第2号	国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求め る意見書の提出について	省 略	原案のとおり可決 (3/16)

平成28年壱岐市議会定例会 3月会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続
条例制定、一 部改正、廃止	16	16			
予算	17	17			
その他	9	9			
報告					
決算認定 (内前回継続)					
計	42	42			

議員発議	上程	可決	否決	継続
発議(条例制定) (一部改正)				
発議(意見書)	2	2		
決議・その他				
計	2	2		
請願・陳情等 (内前回継続)	1	1		
計	1	1		

平成28年吉岐市議会定例会 3月会議 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	質問の相手	ページ
3 月 7 日 月	1	音嶋 正吾	1/20入札執行の疑義に対する真相解明について	市長、教育長	90~102
			吉岐市立芦辺中学校建設予定地について	市長、教育長	
	2	赤木 貴尚	妊娠期から子育て期にわたる支援について	市長	103~113
	3	呼子 好	真珠養殖を観光ルートに	市長	114~128
			日本一住みたい田舎暮らしについて	市長	
			ガソリン価格の本土との価格差について	市長	
スクールバスのルート変更は			教育長		
土・日曜日に入学式・卒業式は	教育長				
芦辺中学校は旧那賀中学校へ	教育長				

平成28年 壱岐市議会定例会 3月議会 会議録(第1日)

議事日程(第1号)

平成28年3月2日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	13番 市山 繁 14番 牧永 護
日程第2	審議期間の決定	15日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	行政報告	市長 説明
日程第5	議案第7号	長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について 総務部長 説明
日程第6	議案第8号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 総務部長 説明
日程第7	議案第9号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について 総務部長 説明
日程第8	議案第10号	壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について 総務部長 説明
日程第9	議案第11号	壱岐市職員の降給に関する条例の制定について 総務部長 説明
日程第10	議案第12号	壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について 総務部長 説明
日程第11	議案第13号	壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 総務部長 説明
日程第12	議案第14号	壱岐市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について 総務部長 説明
日程第13	議案第15号	壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について 総務部長 説明
日程第14	議案第16号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について 総務部長 説明
日程第15	議案第17号	壱岐市教職員宿舎の設置に関する条例の一部改正について 教育次長 説明
日程第16	議案第18号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について 市民部長 説明

日程第17	議案第19号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第18	議案第20号	壱岐市へき地診療所条例の一部改正について	保健環境部長 説明
日程第19	議案第21号	壱岐市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について	企画振興部長 説明
日程第20	議案第22号	壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について	建設部長 説明
日程第21	議案第23号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	消防長 説明
日程第22	議案第24号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）	市民部長 説明
日程第23	議案第25号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）	市民部長 説明
日程第24	議案第26号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ）	市民部長 説明
日程第25	議案第27号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市石田町総合福祉センター）	市民部長 説明
日程第26	議案第28号	公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設）	農林水産部長 説明
日程第27	議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）	建設部長 説明
日程第28	議案第30号	過疎地域自立促進計画の策定について	企画振興部長 説明
日程第29	議案第31号	市道路線の廃止について	建設部長 説明
日程第30	議案第32号	平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）	財政課長 説明
日程第31	議案第33号	平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	保健環境部長 説明
日程第32	議案第34号	平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	保健環境部長 説明
日程第33	議案第35号	平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	建設部長 説明
日程第34	議案第36号	平成27年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）	建設部長 説明
日程第35	議案第37号	平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）	市民部長 説明
日程第36	議案第38号	平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）	総務部長 説明
日程第37	議案第39号	平成27年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）	建設部長 説明

日程第38	議案第40号	平成28年度壱岐市一般会計予算	財政課長 説明
日程第39	議案第41号	平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第40	議案第42号	平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第41	議案第43号	平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第42	議案第44号	平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	建設部長 説明
日程第43	議案第45号	平成28年度壱岐市下水道事業特別会計予算	建設部長 説明
日程第44	議案第46号	平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務部長 説明
日程第45	議案第47号	平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	農林水産部長 説明
日程第46	議案第48号	平成28年度壱岐市水道事業会計予算	建設部長 説明

本日の会議に付した事件
(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (16名)

1番 赤木 貴尚君	2番 土谷 勇二君
3番 呼子 好君	4番 音嶋 正吾君
5番 小金丸益明君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中田 恭一君	12番 久間 進君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 深見 義輝君	16番 鶴瀬 和博君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 川原 裕喜君 事務局次長 吉井 弘二君
事務局書記 若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	土谷 勝君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	大久保敏範君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	安永 雅博君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	西原 辰也君
会計管理者	平田恵利子君		

午前10時00分開議

○議長（鶴瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。竜崎新聞社ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成28年竜崎市議会定例会3月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番、市山繁議員、14番、牧永護議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

3月会議の審議期間につきましては、去る2月26日に議会運営委員会が開催され協議をされておりますので、議会運営委員長に対し、協議結果の報告を求めます。小金丸議会運営委員長。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 登壇〕

○議会運営委員長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいた

します。

平成28年壱岐市議会定例会、3月会議の議事運営について協議のため、去る2月26日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、各議員のお手元に配付しておりますが、本日から3月16日までの15日間と申し合わせをいたしました。

本定例会3月会議に提案されます案件は、条例制定3件、条例の一部改正13件、平成27年度補正予算関係8件、平成28年度予算関係9件、その他9件の合計42件となっております。また、陳情3件を受理しておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の行政報告の説明を受け、その後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

3月3日は休会としておりますが、議案に対する質疑並びに予算に関する発言の通告をされる方は、3月3日の正午までに通告書の提出をお願いします。

3月4日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行いますが、質疑をされる場合はできる限り事前通告をされるようお願いいたします。

なお、上程議案のうち、平成27年度一般会計補正予算（第11号）及び平成28年度一般会計予算につきましては、特別委員会を設置し、審査すべきということを確認いたしましたので、よろしくようお願いいたします。

3月7日の1日を、一般質問日としております。

3月9日と10日の2日間、各常任委員会を開催、11日に予算特別委員会を開催するよういたしております。

3月16日、本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議・採決を行い、全日程を終了したいと思います。

以上が、平成28年壱岐市議会定例会3月会議の、審議期間日程案であります。

円滑な運営に御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） お諮りします。3月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告とおり、本日から3月16日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、3月会議の審議期間は本日から3月16日までの15日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。平成28年壱岐市議会定例会3月会議に提出され、受理した議案は42件、陳情等3件であります。

次に、監査委員より定期監査後期の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので御高覧をお願いします。

次に、2月24日、離島の悲願でもある国境離島新法制定に向けて、谷川弥一衆議院議員同行のもと、全国離島振興協議会長、白川博一壱岐市長を団長に、長崎県下離島5市2町の市町長、議長、議会特別委員長、期成会長に加え、全国離島振興市町村議会議長会初め、全国離島市町関係者、総勢40名以上の大陳情団で、菅内閣官房長官、佐藤自民党国対委員長を初め、約30名の関係国会議員に要望活動を行いました。議会からは議長と今西菊乃国境離島活性化推進特別委員会委員長が参加をしております。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては事務局に保管いたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

今定例会3月会議において議案等説明のため、白川市長を初め、教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第4、行政報告

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。行政報告を行います。

本日ここに、平成28年壱岐市議会定例会3月会議の開催に当たり、市政運営について所信の一端を申し述べますとともに、平成28年度当初予算案また前会議以降今日までの市政の重要事項等について、その概要を申し上げ、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、平成20年4月18日市長就任以来、議員各位並びに市民皆様の多大な御理解、御協力を賜り、壱岐市の振興・発展のために全力で市政運営に取り組んでまいりました。

2期目につきましては、市の最重要施策として取り組んできた壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入実現、また、壱岐市特別養護老人ホームとデイサービスセンターの社会福祉法人壱心会への経営移譲を初め、壱岐市の将来を見据えた大きな施策を実現するとともに、第1次産業・観光の振興、教育・福祉・子育ての充実、そして市民皆様との協働のまちづくり、市民力を活かした施策の取り組みなど、大きな成果を上げることができたところであります。ここに改めて、議員各位並びに市民皆様に深く感謝申し上げる次第であります。

しかし、まだまだ道半ばであります。今後も、全力で市政運営に取り組んでまいりますので、さらなる御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、去る2月19日から21日にかけて開催された第65回郡市対抗県下一周駅伝大会の小学生区間において、男女総合と1,500メートルトライアルレースで、壱岐チームが見事優勝を飾るという快挙を成し遂げました。一般の部は、インフルエンザ等により欠場する選手も出た影響で、惜しくも上位入賞はなりませんでしたが、今後の活躍が大いに期待できるところであります。選手、関係者皆様に心からねぎらいを申し上げる次第であります。

また、来たる3月20日開幕予定の第88回選抜高校野球大会に出場する長崎海星高校の選手として、平成25年に本市で開催された離島甲子園に壱岐市選抜チームとして活躍し、優勝の原動力となった土谷一志投手と小畑翔大主将が出場されます。さらに、来たる3月26日から28日にかけて行われる第9回春季全日本小学生女子ソフトボール大会に、県予選で優勝した壱岐女子ソフトボールクラブが長崎県代表として出場いたします。

こうした子供たちの活躍は、本市に大きな力を与えるものであり、大変心強く思っております。皆さんの御活躍、御健闘を市民皆様とともに祈念するものであります。

それでは、本日まで、そして今後の取り組みの一端を、第2次壱岐市総合計画の基本指針に添って御説明させていただくとともに、市政の重要事項等について御報告申し上げますが、御承知のとおり、4月には市長選挙が控えておりますので、本定例会において御審議いただく各会計予算案につきましては、経常的経費と市民サービスのために必要なものは停滞なく進めるという考え方に立ち、継続事業及び国の施策に対応した骨格予算といたしております。

まず最初に、**国境離島新法の制定**につきましては、今国会での成立に向けて、いよいよ大詰めを迎えております。自由民主党離島振興特別委員長である谷川弥一衆議院議員、金子原二郎参議院議員の強力なリーダーシップのもと、私も壱岐市長として全国離島振興協議会会長として、全力で推進を行っているところであります。

1月7日と2月17、18日に関係国会議員への要望を行うとともに、2月23日、24日には、壱岐市国境離島新法制定期成会長である川崎裕司JA壱岐市組合長、議会から鶴瀬和博市議会議長、今西菊乃市議会国境離島活性化推進特別委員会委員長とともに、県そして全国の関係市町村一体となって要望活動を行ったところであります。

この国境離島新法は、極めて重要な国家的役割を担っている壱岐市を初めとする国境に位置する離島の存続、保全を図るため、航路航空路運賃の値下げ、流通コストの削減、漁船の操業に係る費用の助成、雇用機会の拡充などが盛り込まれており、市民生活のさらなる向上、農業、漁業、商業を初め、あらゆる産業の発展に大きく寄与するものであり、まさに壱岐市の将来を左右する極めて重要な法案であります。

一方、この国境離島新法が成立した後は、各施策実現の財源となる予算の獲得が重要な鍵を握ることになります。法案が成立しても、より多くの予算の獲得ができなければ、十分な対策が講じられなくなります。このことについても、私は、全国離島振興協議会会長としての役職をフルに生かし、谷川弥一衆議院議員を初め、関係国会議員のお力添えを賜りながら、全力で取り組んでまいりますので、皆様の御理解、御支援を切にお願いを申し上げます。

次に、昨年10月に策定した**壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略**については、平成28年度から事業の実現化に向けて進めていくこととなりますけれども、国においては、財政面の支援や税制面の優遇措置、個別施策など実施されることになっております。平成27年度補正予算において、地方創生加速化交付金や、平成28年度当初予算で新型交付金が盛り込まれておりますが、この交付金は自治体に一律に配分されるものではなく、各自治体の積極的かつ特色ある事業等に支援されることとなっております。先駆性のもの、官民一体となって取り組むもの、地域間、自治体間の連携が図られるものといった、政策を組み合わせた事業が対象となっており、本市においては、福岡市と県内離島地域及び鹿児島県屋久島町との広域観光協定を結び、インバウンド誘致等の促進を図る福岡市、九州離島広域連携事業費等を予算要望しているところであります。

また、民間からの資金を活用するため、平成28年の税制改正において、地方創生応援税制として企業版ふるさと納税が盛り込まれており、自治体に取り組む地方創生の事業に対して企業の寄附が活用できることとなります。さらに、個別施策として、生涯活躍のまちCCRCへの積極的な支援も検討されております。

本市といたしましても、今後、これらの国の施策、支援策を最大限活用してまいりたいと考えております。

次に、昨年実施された平成27年国勢調査は、調査員並びに市民皆様の御協力により無事終了し、去る2月26日に速報値が発表されました。平成27年10月1日現在の本市の人口は2万7,106人で、前回調査の平成22年の2万9,377人と比較すると2,271人、7.7%の減となっております。主な要因は、出生数よりも死亡者数の超過による自然減と、転入者よりも転出者の超過による社会減が進んでいることが挙げられます。年齢別構成などの集計はまだ公表されておらず、詳細な分析はこれからでありますけれども、国立社会保障・人口問題研究所の平成27年の推計値2万7,032人をわずかながらも上回っております。今後、壱岐市総合戦略の確実な実行に努め、壱岐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの目標、2060年約1万8,000人維持に向けて、施策の推進に努めてまいります。

さて、平成29年4月の開校を目指し、学校法人岩永学園が進めております介護福祉士養成校について、本年2月15日に学校教育法に基づき、長崎県から専門学校の設置が認可されました。専門学校の名称はこころ医療福祉専門学校壱岐校、設置学科は介護福祉課で、定員数は1学年

36名の2学年制となっており、卒業と同時に国家資格である介護福祉士の資格が取得できます。

高齢化社会を迎え、社会問題となっている介護分野における人材不足は、本市においても重要課題の一つであり、専門学校設置を契機に介護人材の育成、確保が図られることを期待しております。

壱岐市といたしましても、校舎として活用される旧鯨伏中学校の施設整備に要する経費の一部を助成する方針であります。

次に、平成27年度のふるさと納税については、目標額1億円を目指して取り組んでまいりました。平成28年2月末現在、入金ベースで5,791件1億345万円の寄附額となり、昨年度の実績を大きく上回り、平成27年度目標額を既に達成したところであります。これは昨年9月からクレジット決済を導入し、お礼の品の拡大を図ったことなどの効果の表れと考えております。今後も、PRに努めるとともに、企業版ふるさと納税も含め、平成28年度は1億8,000万円の目標に向けて今後の方策も検討しながら取り組んでまいります。

次に、平成25年度から採用の地域おこし協力隊4名が、本年3月末をもって任期満了となります。海女後継者の大川隊員は、海女を続けながらゲストハウスの経営を、観光、情報発信担当の徳永隊員は総合旅行業取り扱いの資格を取得し、今後も観光振興に従事を、物産振興・特産品開発担当の豊永隊員は、引き続き特産品等の新商品の開発や情報発信を、農業支援担当の堀田隊員は、農業生産法人を経営し、自ら農業の実践へと、いずれも退任後本市に定住を実現される予定であります。今後も、本制度により都市部の人材を受け入れ、地域の活性化につなげてまいります。

次に、**電気自動車の貸与**についてですが、日産自動車株式会社募集の「EVをもっと身近に！プロジェクト電気自動車活用事例創発事業」に応募の結果、このたび、採択の決定をいただき、電気自動車2台を3年間無償で貸与いただくこととなりました。これに伴い3月18日に市役所郷ノ浦庁舎において、電気自動車貸与式を執り行うことといたしました。

貸与を受ける電気自動車は、地球温暖化防止及び大気汚染改善の一助となる一方、非常用電源としての活用や、災害発生時における防災拠点施設のバックアップ施設、支所、事務所を初めとする避難施設の電力供給、防災訓練等で炊き出し用の電源等への利用も可能であり、今後、有効に活用してまいります。

次に、**産業振興で活力あふれるまちづくり**について申し上げます。

まず、**農業の振興**でございますが、壱岐市の農業が持続的に発展していくためには、農業者が効率的かつ安定的な農業経営ができる環境整備や人づくり、組織づくり及び農業生産額の向上が重要であり、さらなる農業振興を促すため、引き続き、担い手対策、米政府、施設園芸、畜産振興等各種施策を講じてまいります。

国においては、人口減少社会に向けての取り組みと地域活性化のために、新たな食料・農業・農村基本計画を策定し、農業や食品産業の成長産業を促進する産業政策と、多面的機能の維持、発揮を促進する地域政策とを車の両輪として農政改革を推進するとされております。

特に、担い手への農地利用の集積、集約化を加速させるための農地中間管理機構について、今後も引き続き、集落営農組織の法人化に合わせ、農地の集積を図ってまいります。

また、経営所得安定対策の見直しにより、平成27年度から、米価下落への補填制度が農家抛出を必要とする米・畑作物の収入減少影響緩和対策、通称ナラシ対策でございますが、のみとなります。加入要件が集落営農組織や認定農業者などの担い手に限定されるため、昨今の米価低迷に鑑み、ナラシ対策への加入を積極的に推進してまいります。

農業の継続、成長には、後継者を初めとする人材の確保、集落営農組織の育成が不可欠にかつ喫緊の問題となっております。このため、担い手育成について、新規就農者、農業後継者や女性農業者など新規認定農業者の認定及び集落営農組織、特定農業法人の設立を推進してまいりました。

認定農業者については、現在301経営体を認定しており、法人経営体は20経営体を数えます。また、集落営農組織については、38の特定農業団体のうち18の農業法人が設立され、本市農業の柱となる担い手として大きく期待しており、今後も引き続き、組織の持続的な経営安定に向けた育成、支援を行ってまいります。

複合部門の重要な作物である野菜、花卉、果樹等は、高生産性、高収益を望める作物であり、今後も、補助事業を活用し施設整備の支援を講じてまいります。特に、アスパラガスについては、単価、収量とも9年連続県下トップの成績を維持しており、今後は、面積の拡大とともに揺るぎない産地形成を図ってまいります。

本市の肉用牛振興については、壱岐市肉用牛改良対策会議の改良方針に基づき、優良系統牛の保留に対する支援を継続してまいりました。また、肥育経営についても、壱岐生まれ、壱岐育ちの壱岐牛として、地域商標登録され人気を博しており、今後も育種価の検証とブランド化の確立を目指してまいります。

子牛市では、過去最高を更新する年間平均で69万4,000円台となり高値の取り引きとなっておりますが、一方で高齢化、後継者不足等による繁殖牛の飼養頭数減少が続いております。その対策の一つとして、集落営農組織、建設業者による新規参入を模索するなど生産基盤の強化を図ってまいりました。

その結果、平成28年度において建設業者の農業法人設立により、100頭規模及び新規就農者による30頭規模の牛舎建設の運びとなっております。今後も引き続き、増頭対策を初め畜産振興に積極的に取り組んでまいります。

次に、**水産業の振興**についてでございます。平成27年1月から12月までの市全体の漁獲高及び漁獲量を、その前年と比較いたしますと、漁獲高が15.3%増の約42億6,000万円、漁獲量が17.5%増の6,377トンとなっており、明るい兆しが見えております。これは、春先のイカ漁が好調であったことや、燃油価格高騰対策として、重油、軽油1リットル当たり10円の補助事業による出漁日数の増加効果が考えられます。私が市長に就任いたしまして、8年目にして初めて漁獲量、漁獲高ともに前年を上回ることができまして、感動いたしておるところであります。市といたしましては、これまで水産業の振興を図るため、さまざまな施策を展開してまいりました。

市単独事業としては、意欲ある担い手の育成支援事業として全国初の認定漁業者制度並びに漁業後継者対策制度を実施しており、現在、認定漁業者172名、漁業後継者4名が研修中であります。また、平成27年10月に大阪から1名、本年2月に神奈川県から2名のIターン者を漁業後継者として受け入れ、現在研修中であります。このほか、漁業近代化資金の利子補給、漁獲共済、漁船損害保険への一部助成、そして漁船漁業の機器設備の充実を図るために漁船近代化施設整備への助成、さらには密漁による被害を防止するための監視活動に対する助成を実施しており、これら水産業の振興施策について、平成28年度も引き続き実施してまいります。

国、県の事業としては、離島輸送コスト支援事業、離島の漁業集落が生産力向上や創意工夫を生かした取り組みで、漁業の再生活動へ支援する離島漁業再生支援事業、若年層の新規就業のための経費負担を軽減し、着業を促進する漁業就業者確保育成総合対策事業に取り組んでおります。これらの制度を、今後とも積極的に活用いただき水産業の活性化につなげていただくことを期待しております。

栽培漁業については、壱岐栽培センターを活用し、アワビ31万個、アカウニ23万個、カサゴ18万尾の種苗の生産を計画しております。これらの種苗を放流することにより沿岸域での漁業生産の向上につなげ、漁家経営の安定を期待するものであります。

漁港整備については、漁村再生交付金事業で、諸津漁港の防風フェンス、恵美須漁港の浮き桟橋、防風フェンスを計画しております。また、水産物供給基盤機能保全事業で母ヶ浦、和歌、渡良柏、八幡浦各漁港施設の現状把握、機能診断、老朽化予測、保全対策工法の選定などの調査業務を行い、年次的に改修するための維持管理計画の策定を予定をいたしております。

次に、**観光の振興**についてでございます。平成27年の本市への観光客数を推測する上で、重要な指標である九州郵船とORCの乗降客数は72万3,936人で、対前年比104.8%と増加しております。昨年は、天候不良等がなく、夏の海水浴客やしまとく通貨の効果による旅行商品の増加などが、主な要因と考えております。

日本遺産認定を契機として、今後さらに、原の辻遺跡と一支国博物館、古墳や神社仏閣といっ

た歴史、文化遺産や、本年の申年にちなんだ猿岩や男嶽神社の活用を図るとともに、壱岐の美しい自然景観や新鮮で豊かな食材を生かした魅力的なイベントや、体験プログラムを地域と協働して創造できる、オンリーワンの観光地域づくりに取り組んでまいります。

一支国博物館については、これまで64万人の皆様にご来館いただいております。指定管理者においては、しまごと大学として毎月の壱岐学講座、特別講座の開催、年間5回の特別企画展を初め、さまざまなイベントを開催するなど、集客に鋭意努力をしております。今後も、指定管理者と十分協議を行い、市民皆様はもとより島外の皆様がより楽しめる内容を心がけ、年間入館者目標11万人に向けて努めてまいります。

次に、情報発信強化事業として、これまで実施してきた旅行会社、マスコミとのタイアップについて、福岡事務所を拠点とし、北部九州を中心に効率的な情報発信を行い、さらなる壱岐市全体の観光ブランド力の向上を図ってまいります。その一つとして、壱岐が誇る歴史遺産である神社群を巡る観光商品を開発し、新たな集客につなげてまいります。

教育旅行の誘致については、平成27年度において、県内7校、440人、県外23校、3,448人の児童生徒及び関係者皆様は本市を訪れていただきました。平成25年度から教育旅行アドバイザーを招聘し、取り組んでいる交流民宿での受け入れも、平成28年度に1校、平成29年度に4校が来島予定となっております。本年もトップセールスを行い、福岡都市圏、中国、四国、関西地区を中心に本事業のPRに努めてまいります。

また、スポーツ合宿の誘致についても、平成27年度に筒城ふれあい広場にジョギングコースを新設いたしましたので、これを機に実業団等の陸上合宿の誘致に、観光連盟と一体となり、さらに取り組んでまいります。

福岡事務所は、現在「I k i I k i (いきいき) サポートショップ制度」において、福岡39店舗、大阪3店舗、東京2店舗の合計44店舗を認定し、壱岐産品の情報発信と消費拡大に効果を上げております。福岡都市圏における壱岐の情報発信の拠点として、各種企業等への訪問、あらゆる会合等でのPR活動を行うとともに、サポートショップ認定へも積極的に取り組んでまいります。

次に、**商工業の振興と雇用対策**についてでございます。商工業の振興については、全国的に、景気の回復基調にあります。離島部においては、その波及効果が十分感じられる状況になく、地域経済は依然として厳しい状況にあります。本市では、平成27年10月に、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画について国の認定を受け、市内での起業、創業の促進に向けた体制整備を行ってまいりました。

平成28年度は、当該創業支援事業計画に基づき、起業、創業希望者への支援を、関係機関と連携して推進してまいります。併せて、商店街の賑わい創出を図るため、空き店舗の有効活用に

についても検討を行い、商店街の活性化に努めてまいります。

また、離島経済の活性化を図るため、平成25年度から平成27年度まで実施してきた、しま共通地域通貨発行事業、いわゆる、しまとく通貨についても、離島を訪れる旅行者の皆様から大変御好評をいただいております。島内経済の活性化に大きな効果を得ていることから、平成28年度以降についても一部制度を見直した上で、関係市町とともに継続して実施してまいります。しまとく通貨を効果的に活用し、交流人口の拡大と島内経済の活性化に、引き続き努めてまいります。

次に、雇用の確保については、全国的に雇用改善が進んでおりますが、本市においても、その兆しが徐々に表れております。

昨日公表された本年1月の有効求人倍率は1.05倍となり約20年ぶりに求人数が求職者数を上回りました。昨年11月以降、流通の増等により運送会社の求人がふえたことや、小売業でも数年ぶりに求人が出たことなどが主な要因と伺っております。

市内の高校卒業者については、昨年度、島内就職者が両校合わせて21名でありましたが、今年度は30名の卒業生が島内で就職されることとなっております。本市では、平成27年度からハローワークと共同で、就職志望の市内高校生を対象とした地元企業の合同企業説明会を実施しておりますが、平成28年度以降も継続して実施し、若者の地元就職の一層の促進を図ってまいります。併せて、市内企業の情報誌を作成し、市内中高生に配付することで、地元企業への理解を深めていただくとともに、若者やUIターン者の市内就職を促進するための支援事業も実施してまいります。

企業誘致の推進につきましては、働く場の確保と地域活性化の観点から本市の大きな課題であり、人口流出抑制を図る上で極めて重要な施策であります。誘致企業である株式会社レオパレス21におかれましては、平成28年度に事業拡大のため、新たなコールセンターの開設を計画されております。このため、施設整備への支援に加えて、雇用人員の確保等についての協力もハローワーク等と連携して行ってまいります。新たな企業の誘致への取り組みの推進と合わせ、既に立地していただいている企業各社の円滑な事業運営のためのサポートについても、ハローワークや長崎県、長崎県産業振興財団等の関係機関と協力して実施してまいります。

消費者行政につきましては、平成27年1月に壱岐市消費者生活センターを設置し、振り込め詐欺や悪質商法からの被害防止のための支援に努めております。商取引におけるトラブルに関する内容は、年々複雑、巧妙化しており、寄せられた消費者相談は、消費者被害の氷山の一角であると思われま。

このような状況を踏まえ、消費者行政の一層の充実を図るため、今回、壱岐市消費生活センターに係る条例を提出しております。市民皆様が相談しやすい環境をつくるとともに、出前講座などの啓発活動や専門機関との連携に努めながら、きめ細かな対応を行ってまいります。また、

全国消費生活情報ネットワークシステムの早期導入を図り、効果的な相談対応に活用してまいります。

なお、消費生活センターの機能強化に伴う費用につきましては、県の消費者行政推進補助金を活用することとしております。

次に、**福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり**について申し上げます。

まず、**地域福祉の推進**についてでございますが、地域の福祉力向上を図るため、民生委員、児童委員皆様や関係機関との連携を一層強化するとともに、自治公民館における福祉保健部や壱岐市社会福祉協議会が進める福祉協力員の設置を支援し、災害時等に支援を要する方々を地域で支える組織づくりに努めてまいります。

また、みんなで支え合い、尊重し合い、安心していきいきと暮らせるまちづくりを基本理念として掲げ、推進している壱岐市地域福祉計画及び障害者皆様のための施策に関する基本的な計画である壱岐市障害者計画につきましては、平成28年度が最終計画年度となりますので、十分検証するとともに所要の見直しを行い、平成29年度から平成33年度までの5年間を期間とする計画を策定することといたしております。

次に、箱崎中学校跡地を活用し計画されている、社会福祉法人による障害者支援施設については、旧中学校校舎等の解体工事も予定どおり進められ、施設整備については平成28年度に着工されることとなっており、市といたしましては、できる限りの支援を行ってまいります。

昨年10月1日をもって経営移譲した市立特別養護老人ホームについては、社会福祉法人壱心会による特別養護老人ホーム壱岐のころとして、順調に運営がなされております。今後、平成30年度末までに鯨伏幼稚園下の建設予定地への施設建設が完了できるよう、地域住民の皆様にも十分説明し、御理解をいただきながら、平成28年度中に用地内施設の解体及び排水路等の整備を終え、施設用地として提供したいと考えております。

次に、国の平成27年度補正予算成立に伴い、一億総活躍社会の実現に向け、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、また、平成28年度前半の個人消費の下支えにも資するよう、所得の少ない高齢者皆様等を対象に、年金生活者等支援臨時福祉給付金が支給されることとなりました。今後、早期給付に向けて準備を進めてまいります。

また、本年10月15日から18日にかけて、第29回ねりんピックが県下各地で開催されます。本市においては、10月15日から16日にかけてウォークラリー交流大会を、原の辻遺跡をメインとした風光明媚なコースで開催いたします。

全国から参加される選手、関係者の皆様の思い出に残る大会となるよう、諸準備を進めております。市民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、**子育て環境の充実**についてでございますけれども、少子高齢化や核家族化など社会環境

の変化、価値観の多様化に伴い、子育て家庭への支援に係るニーズも多様化しております。子育てと仕事の両立支援だけでなく、子育てに関する不安の解消や経済的負担感の軽減が課題となっており、特に、ひとり親家庭や多子世帯に対しての経済的支援が求められております。

本市においては、合計特殊出生率が2.14で全国第9位と高い数値を示しておりますが、依然、人口減少の歯止めはかからず、高齢化率は本年1月末現在で34.73%と高い数値を示しております。

このような状況を分析したとき、本市が取り組むべき最初の課題は婚活事業の充実を図り、若者の結婚支援と子育て環境の充実を図ることと捉えております。

安心して子供を育てることができる島、子育て環境が充実している島を実践し、情報発信することで、さらなる出生率の向上、若年層の島外流出を食いとめる手段のみならず、若者の流入にもつながるものと考えております。さらに、国においては、地方創生に加え、子育て支援を政策の柱にすることに明言されたことから、本市にとって急務の課題である、子ども子育て支援の各種施策、福祉医療費の中学生までの無料化や保育料の第2子以降の無料化の実現を図る必要があると考えております。

本市の将来を担うすべての子供と子育て家庭を社会全体で支え、安心して子育てができるよう、可能な限り対応し、さまざまな子育て環境の整備に取り組んでまいります。

さて、生活の基盤は、まず健康であります。市民皆様の健康づくりのため、今後も引き続き各種健診、相談、予防、健康教室等の充実と、受診率の向上を図るため、市民皆様との協働で実施している健康づくり推進員及び各自治会の福祉保健部とともに啓発事業の推進を図ってまいります。

また、食生活改善推進員の皆様には、総勢200名近い組織力と結束力で、食品の安全、調理、栄養など食に関する市民啓発をあらゆる場で展開していただいております。健康づくりは、市民皆様一人一人の自覚と実践によるところが大きく、今後も市民皆様と行政が一体となった市民協働活動の展開に努めてまいります。

次に、本市における国民健康保険加入率は現在33%であり、本市の景気低迷を反映した所得の減少、被保険者の減少等により、ここ数年厳しい財政運営が続いております。制度のさらなる安定を図るため、平成30年度から県に財政運営責任等が移行しますが、平成28年度予算編成についても、財源確保のため、一般会計からの繰り入れを予定しております。

今後も、国民皆保険制度を支える国民健康保険の財政安定化のため、滞納処分を含めた収納対策に取り組み、収納率の向上に努めるとともに、第2期特定健康診査等実施計画に基づき、関係機関との調整、市民皆様への啓発を図りながら、特定健康診査、特定保健指導の受診率の向上、重症化予防対策等による保健事業を推進し、医療費の適正化を図ってまいります。

介護保険につきましては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めております。

平成28年度は第6期介護保険事業計画の中間年度に当たり、新規事業として介護予防・日常生活支援総合事業を実施いたします。この事業は、地域の実情に応じて住民等の多様なサービスを充実することで、地域の支え合いの体制づくりの推進や、要支援者等の選択できるサービス、支援を充実し、在宅生活の安全安心確保を図るとともに、高齢者の社会参加の促進や介護予防事業の充実によって認定に至らない高齢者の増加や要支援状態からの自立促進、重症化予防の推進等により、結果として介護給付費等の費用の効率化を目指すものであります。

後期高齢者医療制度につきましては、平成20年度の制度発足以来、運営主体である長崎県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、被保険者皆様が適切な医療サービスが受けられるよう努めております。

一方、後期高齢者の医療費が増加しており、広域連合の委託事業である糖尿病性腎症重症化予防事業を実施し、人工透析の導入患者の予防や導入時期をおくらせることにより、対象者皆様の生活の質の維持と医療費の適正化を図っているところであります。

次に、**安全安心で環境にやさしいまちづくり**について申し上げます。

世界規模の課題である地球温暖化の防止をより一層推進するため、低炭素の島づくりに取り組んでおります。平成27年度については、市の施設を中心とした再生可能エネルギーの導入、活用の可能性の検討や、本市の再生可能エネルギー活用促進に向けた方向性を示すための事業化計画の策定に取り組んでまいりました。これまでの取り組みを踏まえ、平成28年度以降は、太陽光や風力、バイオマスなど個々のエネルギー資源についての利活用の可能性について、検討を行っていくとともに、離島という環境を生かした海洋関係のエネルギー資源の活用についても検討を行ってまいります。

市道整備につきましては、平成28年度当初予算において、補助事業の道路改良2路線、交通安全施設整備2路線、橋梁補修4橋及び道路防災安全工事2路線、起債事業7路線、単独事業8路線の整備費を計上いたしております。

急傾斜地崩壊対策事業につきましても、引き続き4地区の整備を進めてまいります。

道路や河川等の整備については、限られた財源の中、生活の基盤整備の内容を十分に精査した上で、今後も取り組んでまいります。

公営住宅の整備につきましては、社会資本整備総合交付金による古城団地、永田団地、三本松団地の耐震診断、また、古城団地の給排水設備等改修工事、赤滝団地の耐震改修工事、単独事業として、大久保団地5棟の下水道等接続工事を予定しております。

上水道と簡易水道事業は、国の制度改正により平成29年4月から事業統合し、一つの水道事業として経営していくことといたしており、公営企業会計への移行に向けて取り組んでまいります。

基幹施設の更新等の整備については、平成26年度から国の簡易水道統合整備事業により実施しており、平成28年度が最終年度となります。継続地区の勝本町新西浄水場の浄水施設及び新規地区の石田町大川橋浄水場の送水施設の改修工事等を予定しております。また、上水道事業につきましては、水道水の安定供給を図るため、老朽化した配水管の布設替え工事を実施することといたしております。

公共下水道事業は、現在事業認可を得ている区域については、ほぼ整備が完了いたしましたので、下水道整備計画区域内の未普及地区である古城、大谷公園周辺等の整備に向けて、事業認可の変更手続を進めております。手続が完了次第、測量及び詳細設計を予定しております。

漁業集落排水施設整備事業は、平成25年度から工事着手していた芦辺地区の一部約7.4ヘクタールについて、平成28年4月に供用開始をいたします。下水道の使用が可能となりますので、接続の推進に取り組んでまいります。また、汚水管布設工事及び路面本復旧工事を引き続き実施し、事業の促進を図ってまいります。合併処理浄化槽設置整備事業については、平成28年度も国、県の補助制度により、140基の設置を予定をいたしております。

さて、防災は、行政の最大の使命として、これまで、さまざまな災害の発生に備えて、関係機関と連携を図り、各種防災対策を進めておりますが、行政による防災対策のみならず、市民皆様自らが防災対策を講じていただくことが重要であります。

地域が助け合い、地域の安全を確保する自主防災組織については、現在180組織、組織率74.6%となっており、平成25年度末と比較いたしますと144組織、組織率は47.1%の増となっております。今後も、自主防災組織の結成について、各自治公民館の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、東日本大震災からはや5年を迎える中で、原子力災害等により、いまだ多くの被災者皆様が避難生活を余儀なくされておられます。

本市における原子力災害への対応については、長崎県原子力防災訓練等実施するとともに、一旦、有事の際の全体的な避難計画について、地域防災計画に定めておりますが、今後、自治公民館や自主防災組織ごとの、より具体的な避難計画の策定作業を進めてまいります。

また、平成27年中の災害発生状況は、火災23件、救急1,623件、救助9件で前年に比較し、火災は4件の減、救急は118件の減、救助は10件の減であります。特に救急件数の減少につきましては、さまざまな要因が考えられる中で、市民皆様への救急車の適正利用等広報活動が要因の一つとして考えられます。今後とも市民皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

平成28年度の消防防災施設及び資機材の整備につきましては、消防署配備の水槽付消防ポンプ自動車の更新、防火水槽の増設、消防団の小型ポンプの更新及びホース乾燥ポールの設置工事を行うこととしております。

災害は、依然として後を絶たず、その内容も複雑多様化し、最近では局所化の傾向に加え、現場活動に対する潜在危険もますます増大しており、今後も壱岐市消防団とともに、市民皆様の安心、安全のために防災対策に全力で取り組んでまいります。

次に、**心豊かな人が育つまちづくり**について、申し上げます。

まず、**学校教育**についてでございます。平成24年度から取り組んできた、市内小中学校の校舎及び屋内運動場の耐震補強工事は、平成27年度をもって一通り完了します。今後は、外壁などの非構造部材の落下防止のための改修工事を計画的に行い、安全対策はもとより、災害発生時における緊急避難場所として十分に機能できるよう施設整備に努めてまいります。

また、耐震強度の不足により改築が必要とされた芦辺小学校と芦辺中学校については、改築することで進めております。

芦辺小学校につきましては、去る2月13日に児童や先生を初め、多くの保護者皆様の御協力をいただき、芦辺地区公民館を中心とする仮設校舎に移転を行いました。不便な環境の中で子供たちは、元気に勉学に励んでおります。現校舎は間もなく解体に着手し、新校舎は平成29年4月の供用開始を、また、体育館については、平成31年度に現在地に改築する予定にしております。

一方、芦辺中学校は、芦辺中学校校舎建設に関する検討委員会での協議結果や、その後の議会説明のとおり、ふれあい広場に建設をすることで準備を進めております。芦辺中学校の保護者や、これから芦辺中学校に通学する芦辺町内の小学校の保護者にも、芦辺中学校の校舎建設について、壱岐市教育委員会からのお知らせ文書を届け、周知をいたしております。平成28年度に基本設計、実施設計、平成29年度に体育館、平成30年度に校舎の建設を計画しております。1日も早い、安心、安全な教育環境を整えるため、校舎等の整備に引き続き取り組んでまいります。

社会教育・社会体育施設の環境整備につきましては、平成27年度に実施した社会教育、社会体育施設の耐震診断の結果を受け、平成28年度に大谷公園体育館の補強等工事を行うことといたしております。また、その他耐震補強が必要と診断された施設につきましては、次年度以降計画的に補強工事を進めてまいります。

合わせて、経年老朽化や塩害等で改修が必要な施設も多くあり、緊急性の高い施設から改修、整備を行うこととし、市民皆様が安全で安心して生涯学習やスポーツ活動が実施できるよう、引き続き、社会教育、社会体育施設の整備充実を図ってまいります。

次に、**文化遺産の啓発普及**につきましては、壱岐市固有の貴重な歴史、文化遺産を広く情報発

信するため、島内においては、一支国博物館を拠点とした公開展示を、また、島外においては昨年に引き続きデリバリーミュージアム事業を受けて、福岡県九州国立博物館及び愛媛県松山市立考古館での公開展示を予定し、歴史、文化を初めとする壱岐の素晴らしい魅力を積極的に情報発信するなど、文化遺産の啓発普及と交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、**国内外交流が盛んなまちづくり**について申し上げます。

まず、**ウルトラマラソン**についてでございますけれども、本年10月2日に、壱岐ウルトラマラソン2016を開催することといたしました。本大会は昨年4月、文化庁が新たに創設した日本遺産に、「国境の島 壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」のタイトルで本市が認定されたことを記念して開催するとともに、壱岐が誇る歴史、文化、自然、パワースポットなど多くの「しまの宝」を広くPRすることにより、誘客につなげることを目的として実施するものであります。また、これまでであったイベントとは違い、壱岐全島を舞台としたイベントとすることで、壱岐全体が盛り上がり、市民皆様のおもてなしの心や、熱い情熱を呼び起こすきっかけになるものと期待をいたしております。

現在、大会委員会、実行委員会を設立し、市内関係機関、団体皆様方と事業計画、運営方法等について検討を行っており、本年4月には参加者及びボランティア募集の開始を計画しております。ウルトラマラソンの開催については、初めての取り組みであり、運営等にはまだ多くの課題があります。市といたしましては、大会の成功に向け、万全の体制、準備で取り組んでまいりますので、市民皆様、関係機関、団体皆様の御理解、御協力を重ねてお願いを申し上げます。

次に、インバウンドにつきましては、福岡市と連携した取り組みなどの効果で、徐々にではありますが、確実に増加をいたしております。引き続き、福岡市等と連携して、壱岐の魅力を十分に伝えられるような施策を展開し、誘客を図ってまいります。

また、本年11月に在京の駐日大使館に対し、外務省主催で実施される地方視察ツアーを壱岐市に誘致することができました。諸外国の外交官に対し、壱岐市を視察していただくことで、国外からの観光客誘致につながることを大いに期待をいたしております。

さて、本市と姉妹都市である長野県諏訪市との交流事業の一環として、壱岐御柱祭の開催を本年7月に予定いたしております。

本市においては、平成16年と平成22年に開催しておりますが、長野県諏訪市とは旧勝本町との間で、俳人曾良翁の生誕の地と終焉の地である御縁から交流を重ね、平成17年に姉妹都市を締結し、諏訪よいてこ祭りや勝本朝市祭りの物産販売等を通じて交流を深めてまいりました。

本年、諏訪市では、7年に一度の天下の大祭、御柱祭が開催され、現在、諏訪大社に建立の御神木が、このたび役目を終え、本市に寄贈されるのに合わせ、御柱祭を開催するものであり、友好交流がさらに深まるとともに、観光振興と地域の活性化に寄与するものと期待をいたしております。

ます。

次に、船舶リプレイス（運賃低廉化）事業等についてでございますが、離島、半島航路における船舶の更新、長寿命化に要する経費を、県が国の社会資本整備総合交付金を活用して助成し、運賃低廉化による島民等の経済的負担の軽減と、交流人口の拡大を図るために実施される船舶リプレイス事業において、現在、印通寺・唐津航路に就航しているフェリーあずさの更新が、平成28年度から2カ年で実施されることになりました。

新船は、平成30年4月1日就航予定であり、本事業の実施により、印通寺・唐津航路の旅客運賃が2割値下げされるとともに、本事業では初となるバスの航送運賃が5割値下げされる予定となっており、本市のさらなる産業経済の振興、交流人口の拡大に大きく寄与するものと期待いたしております。

さらに、船舶リフレッシュ事業として、これまでの特定医療、後期高齢者、学生、身障者等自動車航送料の各運賃の半額割引に加え、今回新たに、本土通院等割引として離島で完結できない高度医療を必要とされる方々が本土での療養を余儀なくされる場合の旅客運賃についても、半額割引されることとなっております。

本事業については、平成24年度4月1日に、博多、壱岐、対馬航路に就航し、同航路の運賃2割低廉化が実現したフェリーきずなに続き、実施されるものであります。唐津・印通寺航路のリプレイス事業については、平成23年度から県知事への要望を継続して実施するとともに、構成委員である長崎県離島基幹航路運賃対策協議会において協議を行いまして、やっと実現の運びとなったところであります。

今後、国境離島新法の制定、予算獲得に向けた取り組みを全力で推進し、航路運賃のさらなる値下げに、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、**参画と協働による市民が主役のまちづくり**について申し上げます。

地域が抱える課題への対応や、市民皆様が主体となったまちづくりを進めるためには、市民皆様と行政とが、お互いの得意とする分野を生かした協働による取り組みが重要となります。そのため、市民皆様、地域、市議会、市長等の役割と責任を明確にし、本市における自治の基本原則及び市政運営に関する基本的事項を定めるための壱岐市自治基本条例、仮称でございます、の制定に向けた取り組みを進めております。現在、自治公民館の代表、各種団体からの代表、有識者等による自治基本条例審議会をこれまで8回開催し、審議を進めており、近く素案がまとめられる見込みとなっております。今後は、パブリックコメントの実施、市民説明会の開催等、市民皆様の意見を十分反映した条例の制定をめざし、市民皆様が主体となる協働のまちづくりの実現に、引き続き取り組んでまいります。

次に、**公共施設等総合管理計画**についてでございます。

全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、本市においても過去に建設された公共施設等が、これから大量に更新時期を迎えようとしています。さらに人口減少、少子高齢化の進展により、公共施設等の利用状況が変化していくことを踏まえ、公共施設等の老朽化や利用の状況を把握し、長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことに、財政負担の軽減や平準化を図り、公共施設の最適な配置を実現するため公共施設等総合管理計画を策定し、適正な管理を推進してまいります。

また、現在21施設で指定管理者の導入を行っておりますが、本年3月末をもって指定期間が満了となる6施設について、今回再指定を行うため、関係議案を提出をいたしております。

さて、このたび、本市の若手職員で構成し、歳入確保を図る事業を推進するために設置している壱岐市歳入確保対策会議の提案を受け、市職員が通勤のために使用する自動車を市有地に駐車する場合、利用協力金として1台当たり月500円を納付する駐車場利用協力金制度を本年4月1日から実施することとし、平成28年度壱岐市一般会計予算の歳入で283万2,000円計上しております。また、ネーミングライツ事業として本市の施設、イベント等の愛称を決定する権利を民間事業者等に付与し、そのスポンサーからその対価を得て施設等の運営、管理等に役立てることを目的とした壱岐市ネーミングライツ事業も本年4月1日から実施することとしております。

今後も職員一丸となって歳入確保に努めてまいります。

次に、議案関係について御説明いたします。

平成28年度予算についてでございますが、国は、経済・財政再生計画をもとに、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとした上で、経済の好循環の拡大、潜在的な成長力強化、まち・ひと・しごとの創生、さらに、公共サービスの無駄排除、質向上等の改革に重点を当てた予算編成に取り組むことなど、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するよう進めることとされております。

一方で、地方財政については、地方の一般財源総額を平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしているものの、別枠加算や歳出特別枠といったリーマンショック後の歳入、歳出両面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切りかえを進めていくこととされております。

このような中、一般財源総額については、平成27年度と同水準を確保するとしているものの、国の歳出の取り組みと基調を合わせることで、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、財源不足が生じるものと見込んでおります。

本市の財政は、市税などの自主財源に乏しく、収入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存しており、合併後の大型事業の実施については、合併特例債や過疎債などの地方交付税措置のある

市債を有効に活用しながら、財政運営を行ってきたところであります。

平成28年度予算編成に当たっては、平成27年度に策定した第2次壱岐市総合計画の着実な実施を軸として、スクラップアンドビルドの徹底、さらに事業の優先順位の明確化による効率的な財源配分を行い、適正で効率的な予算編成を行ってまいります。

また、壱岐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、人口減少に歯止めをかけ、活力のある豊かな地域社会を維持し、重点プロジェクトの早期対応と健全財政の維持向上の両立に取り組んでまいります。

平成26年度末の市債現在高は268億円、普通会計ベースでありますけれども、義務的経費の割合は44%、経常収支比率は84.4%と、依然と高い水準で推移しておりますが、今後も、中期財政計画に基づき普通交付税の縮減に応じた健全な財政運営に努めてまいります。

なお、平成28年度の一般会計予算規模は、221億8,500万円、対前年度比13億2,900万円、6.4%増で、特別会計を含めた予算規模は、330億9,798万円、対前年度比13億5,531万円、4.3%増となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、条例の制定、改正に係る案件16件、予算案件17件、公の施設の指定管理者の指定案件6件、その他3件でございます。案件の詳細につきましては、担当部長、課長等から説明をさせますので御了承をお願いします。

なにとぞ、十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日までの取り組みを振り返りながら、市政運営に対する所信の一端と当初予算案等について申し述べましたが、これまでの御支援、御協力に改めて感謝申し上げますとともに、これからも、さまざまな行政課題に対応しながら、財政の健全化に努め、あしたに希望の持てるまちづくり、そして将来の壱岐市を見据えたまちづくりに誠心誠意、全力で取り組んでまいりますので、今後とも議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を切にお願い申し上げます、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） これで行政報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時20分といたします。

午前11時07分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（鶴瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5. 議案第7号～日程第46. 議案第48号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第5、議案第7号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてから日程第46、議案第48号平成28年度壱岐市水道事業会計予算についてまで、以上42件を一括議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程の議案につきましては、担当部長及び課長にさせますので、どうぞよろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第7号から議案第16号まで一括して説明をさせていただきます。

まず、議案第7号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成28年3月31日をもって、長崎縣市町村総合事務組合から北松南部清掃一部事務組合を脱退せしめ、長崎縣市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、28年3月31日をもって、北松南部清掃一部事務組合が解散することに伴い、長崎縣市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるものでございます。

次のページをお願いいたします。

長崎縣市町村総合事務組合の規約の一部を変更する規約でございますが、別表第1、別表第2を改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は、28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

次に、議案第8号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、行政庁の処分、その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申し立ての制度について、公正性や利便性の向上等を図る観点から行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日から施行されます。これに伴い、同法の規定に基づき所要の改正を行うもの

でございます。

次のページをお願いいたします。

第1条は、壱岐市情報公開条例の一部改正です。3ページの中段、第2条は、壱岐市個人情報保護条例の一部改正でございます。6ページの中段でございます、第3条は、壱岐市固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございます。7ページ中段でございます、第4条は、壱岐市嘱託職員退職時割増報酬支給条例の一部改正でございます。第5条は、壱岐市税条例の一部改正です。第6条は、壱岐市手数料条例の一部改正です。8ページの中段でございますが、第7条は、壱岐市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正でございます。関係条例の整理等の主な内容は、不服申し立ての手續を審査請求に一元化する条文の改正、審査請求することができる期間を60日から3カ月に延長する条文の改正、審理員の適用除外の場合の規定の「追加、決定」を「採決」に改めるとの用語の整理及び当該法律を引用している部分の改正でございます。

附則といたしまして、施行期日を行政不服審査法の施行日の平成28年4月1日といたします。

第2項は、経過措置をうたっております。

以上で、議案第8号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第9号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市長の附属機関のうち、壱岐市行政区設置検討委員会の新設並びに壱岐市特別職報酬等審議会及び壱岐市障害者地域自立支援協議会の担任する事務の内容の変更並びに壱岐市史跡調査推進委員会、壱岐市郷ノ浦町環境管理センター公害防止委員会及び壱岐市環境美化リサイクルセンター公害防止委員会の廃止を行う必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

壱岐市附属機関設置条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。別表ア、市長の附属機関の部、壱岐市自治基本条例審議会の項の次に、次のように加えます。壱岐市行政区設置検討委員会、コミュニティー活動を推進するための組織の設置に関し、必要な事項を調査・検討すること。別表アでございます。市長の附属機関の部、壱岐市特別職報酬等審議会の項中、「及び副市長」を「副市長及び教育長」に改め、同部、壱岐市地籍調査推進委員会の項を削り、同部、壱岐市障害者地域自立支援協議会の項中、記載のとおり壱岐市障害者計画策定に関することを追加するものでございます。資料の新旧対照表につきましては、あともってご覧をいただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行しようとするものでございま

す。

また、壱岐市特別職報酬等審議会の適用における経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に存在する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により、引き続き在職する期間においては、この条例の規定による改正後の壱岐市特別職報酬等審議会のほうに係る規定は適用せず、改正前の壱岐市特別職報酬等審議会のほうに係る規定は、なお、その効力を有するといたしております。

以上で、議案第9号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第10号壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方公務員法及び行政不服審査法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表に関し、任命権者の報告事項及び長崎県市町村公平委員会からの報告事項について所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

ここで、別冊議案関係資料1の26ページ、27ページをお願いいたします。

新旧対照表を載せてあります。左が現行、右が改正案でございます。なお、資料2に下線をしておりますが、下線箇所は改正しようとする箇所でございます。

新旧対照表26ページをご覧ください。

第3条は、任命権者の報告事項を定めておりますが、第2項として職員の人事評価に関する事項を追加しております。

次に、第5条第2項中、「不服申立て」を「精査請求」に改めます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第10号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第11号壱岐市職員の降給に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

壱岐市職員の降給に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方公務員法の一部改正、いわゆる人事評価制度の導入でございますが、人事委員規則の規定に基づき、職員の降給に関する事項について定めるために本条例を制定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1条、目的であります。この条例は、地方公務員法第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降給に関し必要な事項を規定することを目的とします。

今期法令で、今期法であります。地方公務員法第27条第2項は、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがないとの規定です。

第28条第3項は、職員の意に反する降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例で定めなければならないとの規定でございます。

第2条、降給の種類は、降格及び降号といたしております。

第3条、降格の事由として、任命権者は職員が後任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは当該職員を降格するものとする。

以下、事由を掲げております。

1号、職員の能力評価または業績評価の実施権者による確認が行われた全体標語が最下位の段階にある場合、その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務成績がよくないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務成績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されてる職務を遂行することが困難であると認められたとき。

2号、任命権者が指定する医師2名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないことが明らかな場合。

3号、職員がその職務の級に分類されている職を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないときとしております。

第4条は、降号の事由について。

第5条は、通知書の交付について。

第6条は、診断を受けるように命じられた場合の診断命令に従う義務を規定いたしております。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第11号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第12号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御

説明を申し上げます。

壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方公務員法及び学校教育法の一部改正に伴い、本条例における引用条項、番号の整理等を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第1条中、「第24条第6項」を、「第24条第5項」に改めます。地方公務員法第24条中、第2項が削られたために、第6項が第5項に繰り上げたものでございます。条文の内容は、「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定める」でございます。

次に、学校教育法の一部改正に伴い、第9条第1項第2号中、小学校の次に義務教育学校の全期課程または特別支援学校の小学部を加えます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第12号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第13号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に係る条例の一部を次のように改正するものでございます。別表、教育委員会の部、教育長の項を削ります。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行しますが、第2項の経過措置で、この条例の施行の際、現に在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、附則第2条第1項の規定により、引き続き在職する期間においては、この条例の規定による改正後の壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は適用せず、改正前の壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規制は、なおその効力を有するとしております。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

続きまして、議案第14号壱岐市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正をする条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

壱岐市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

題名を、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例に改めます。

第1条、第2条、第3条中、「及び副市長」を、「副市長及び教育長」に改めます。第2条に、教育長月額57万6,000円を追加します。第3条第3項中、「給与、勤務時間」を、「勤務時間」に改めます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行しますが、第2項の経過措置で、この条例の施行の際、現に在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、附則第2条第1項の規定により、引き続き在職する期間においては、この条例の規定により、改正後の壱岐市長及び副市長及び教育長の給与に関する条例の規定は適用せず、改正前の壱岐市長及び副市長の給与に関する条例の規定のその効力を有するといたしております。

以上で、議案第14号の説明を終わらせていただきます。

次に、第15号でございます。

壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正いたします。

題名を、壱岐市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例に改めます。

第1条中、教育公務員特例法第17条第2項を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項に給与、勤務時間を勤務時間に改めます。

第2条から第6条まで削除いたします。

本則に次の一条を加えます。職務に専念する義務の免除、第8条、教育長の勤務に専念する義務の免除については、壱岐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の適用を受ける職員の例によるといたしております。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行しますが、第2項の経過措置で、この条例の施行の際に、現に在職する教育長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律、附則第2条第1項の規定により、引き続き在職する期間においては、この条例の規定による改正後の壱岐市教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の規定は適用せず、改正前の壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有するといたしております。

以上で、議案第15号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第16号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案第16号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、人事院の国家公務員の給与等に関する勧告に基づく国の給与改定を踏まえ、本市職員の給与等について所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

この議案第16号の改正条例は、第1条から第4条及び附則の構成となっております。改正しようとする本則は、条例の種類、適用日の違いにより分ける条建ての改正方法を行っております。

第1条では、壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成27年4月1日に遡及して適用するものを規定いたしております。

第33条第2項において、平成27年12月に支給する勤勉手当の支給月数を、現行の0.75月から0.85月に改め、0.1月引き上げる旨の規定をいたしております。

次に、議案書2ページから23ページまでは、行政職、海事職、教育職、医療職2から4の給料表について、平均0.4%の引き上げ改定を行っております。

次に、議案書24ページをお願いいたします。

第2条は、壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものを規定いたしております。

第4条第2項は、「給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容を現

行では規則で定める」としておりましたが、改正後は、「別表第7に改める等級基準職務表によるものとする」といたしております。別表第7は議案書の25ページに添付をいたしております。

次に、第5条第3項でございますが、職員の昇給に係る1年間の勤務成績の判断に、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分、これに準ずる規則で定める事由に該当したときは、これらの事由をあわせて考慮する旨の規定を加えております。

同じく第5条第4項の勤務成績良好及び第5項の勤務成績特に良好に、第3項に追加した懲戒処分等の考慮を反映する規定を改正いたしております。

32条2項は、行政不服審査法の改正に伴う引用条項の改正であります。

第33条第2項は、6月と12月に支給する勤勉手当の支給月数を本条例第1条の改正により、平成27年6月が0.75月分支給済み、12月が0.85月分支給予定の計1.6月分としたところを、適用日を意味する本条例第2条の改正において、平成28年度より、6月0.8月分、12月0.8月分の合計1.6月分と調整をいたしております。

次に、議案書27ページをお願いいたします。

第3条は、壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、この一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成27年4月1日に遡及して適用するものを規定をいたしております。

議案書27ページの下段より28ページまでは、附則として、施行期日適用日経過措置等について定めております。別冊議案関係資料に新旧対照表を載せておりますので、あともってご覧をいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第16号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 山口教育次長。

〔教育次長（山口 信幸君） 登壇〕

○教育次長（山口 信幸君） 議案第17号壱岐市教職員宿舎の設置に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市教職員宿舎の設置に関する条例の一部改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由といたしまして、昭和55年に勝本町の教職員用として建てられた木造平屋3戸の教職員宿舎について、近年の社会情勢の変化から車通勤が増加し、宿舎の利用が少なくなっていた。また、統廃合に伴う学校の減少などもあり、教職員住宅に空きが生じ、現状では当該宿舎に入居の見込みがない。このことから、土地の有効利用を図るため財産処分を行うものでございます。

次ページをお開き願います。

壱岐市教職員宿舍の設置に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正条文の内容につきましては、記載のとおり第2条の表、壱岐市勝本町教職員宿舍（鯨伏宿舍）の項を削ることといたします。

また、改正条文の新旧対照表につきましては、別添資料1の41ページに記載のとおりであります。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第17号の説明を終わります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

〔教育次長（山口 信幸君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 堀江市民部長。

〔市民部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○市民部長（堀江 敬治君） 議案第18号、議案第19号続けて御説明をいたします。

まず、議案第18号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

本日の提出でございます。

提案理由は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

改正内容は、第6条から第9条に記載のとおりでございます。

また、議案関係資料としまして新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

改正概要を説明しますと、保育の需要に対し保育士の不足等から、保育士配置要件の弾力化について国の保育士等確保対策検討会の結果を受け、当分の間、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に配置すべき保育士の資格保持者の数について、改正前は、計算上1人の配置となる場合でも最低2人を配置するようになっておりましたが、第6条では、そのうちの1人を都道府県知事等が保育士と同等の知識等があると認めるもの及び幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を。また、第8条では、入所児童数に対して必要保育士総数の3分2は保育士資格保持者とし、残り3分の1を都道府県知事等が保育士と同等の知識等があると認めるもの及び幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭をもってそれぞれ保育士とみなすことができるよう児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

対象施設としましては、認定こども園、認可保育所、小規模保育施設でございます。

附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第19号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

改正についてでございます。

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

改正内容は、第6条から第9条に記載のとおりでございます。また、議案関係資料としまして新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

改正概要を説明しますと、議案第19号と同様の理由により、当分の間、家庭的保育事業等に配置すべき保育士資格保持者の数について、改正前は計算上1人の配置となる場合でも最低2人を配置するようになっておりましたが、第6条では、そのうちの1人を市長が保育士と同等の知識等があると認めるもの及び幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を。また、第8条では、預かる児童数に対して、必要保育士総数の3分の2は保育士資格保持者とし、残り3分の1を市長が保育士と同等の知識等があると認めるもの及び幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭をそれぞれ保育士とみなすことができるよう、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

この対象施設としましては、小規模保育施設A型、事業所内保育施設、家庭的保育事業でございます。

附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第18号と議案第19号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔市民部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 土谷保健環境部長。

〔保健環境部長（土谷 勝君） 登壇〕

○保健環境部長（土谷 勝君） 議案第20号壱岐市へき地診療所条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市へき地診療所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、三島診療所の指定管理者が辞退したことにより診療業務等ができなくなり、三島診療所を廃止するため所要の改正を行うものでございます。

三島診療所につきましては、平成24年1月5日より医療法人玄州会光武内科循環器科病院が

指定管理者となり診療を開始しておりましたが、当該法人より長崎県に対し社会医療法人認可の協議が開始されたことに伴い、認可要件として手続が必要となるものでございます。条例上廃止となりますが、診療体制につきましては従来の年間約50日の診療が、年間53日以上巡回診療となりますので、今まで以上の診療機会の確保ができるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（土谷 勝君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 左野企画振興部長。

〔企画振興部長（左野 健治君） 登壇〕

○企画振興部長（左野 健治君） 議案第21号壱岐市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

壱岐市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、消費者安全法の改正により、消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について条例でさだめることとなったことに伴い、条例を制定するものでございます。

壱岐市消費生活センターにつきましては、平成27年1月に設置し、設置時に壱岐市消費生活センター設置要綱を整備していたところでございますが、消費者安全法の改正により本要綱を廃止して条例を制定するものでございます。

次のページをお開きください。

第1条につきましては、趣旨でございます。

第2条につきましては、名称及び位置。名称につきましては、壱岐市消費生活センター。位置につきましては、壱岐市郷ノ浦町本村触562番地、壱岐市役所郷ノ浦庁舎観光商工課内に設置しているところでございます。

第3条につきましては、職員についてでございますが、センターに所長及び必要な職員を置くものとしております。所長は観光商工課長が兼務しているところでございます。

第4条につきましては、消費生活相談員についてでございますが、消費生活相談員資格試験に合格した者、または市長が認めた者を相談員として置くものとしております。現在、嘱託職員1名を観光商工課業務と兼務で、相談員として配置しているところでございます。

第5条につきましては、センターの業務内容でございます。

次のページをお開きください。

第6条につきましては、開所日及び開所時間でございます。開所日は、祝祭日・年末年始を除

く月曜から金曜日まで。開所時間は、午前8時30分から午後5時まででございます。

第7条につきましては、人材及び処遇の確保でございます。

相談員の専門性に鑑み、適切な人材の確保に必要な措置を講ずるものとしております。

第8条につきましては、職員に対する研修でございます。相談員の資質向上のため、研修機会を確保するものとしてしております。

第9条につきましては、情報の安全管理でございます。

第10条につきましては、守秘義務でございます。

第11条につきましては、補則でございます。本条例の施行に関して必要な事項は市長が別に定めるものとしてしております。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行することとしてしております。

以上で、議案第21号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第22号壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

本日の提出です。

提案理由は、道路法施行令の一部改正に伴いまして、所要の改正を行う必要があるため議会の議決を求めるものです。

この改正の背景は、地価の高い土地がある一方で、周辺自治体との合併によって、人口が多いながらも地価の低い都市も存在しており、現行の制度では都市によっては逆転現象が生じていることなどがあります。占用料の額は、民間における地価水準及び地価に対する賃料の水準の変動などを反映した適切なものとするため、これらを踏まえた改正が行われることにされました。

次のページからは、占用料を別表として掲載しております。この改正により例を挙げますと、一般的な電柱が、現行では1本につき1年間で690円が310円に。その他の物で専用面積1平方メートルにつき1年で1,200円が560円に。このように全ての項目で減額となります。

お手元の資料1の議案関係資料47ページから新旧対照表添付してありますので、あともって御高覧いただきたいと思います。

附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 安永消防長。

〔消防長（安永 雅博君） 登壇〕

○消防長（安永 雅博君） 議案第23号壱岐市火災予防条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が、施行後10年以上経過し、当初、対象火気省令で想定していなかった設備及び器具が流通してきた現状を踏まえ、一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

壱岐市火災予防条例の一部を次のように改正する。

別表第3の内容を改めるものですが新旧対照表をお手元の資料第1議案関係資料の53ページから78ページに記載しておりますが、その概要をご説明申し上げます。

表の中のドロップイン式という表現を組み込み型へ改め、ガスグリルつきコンロを新たに追加し、また、電気コンロ等の名称を電気調理用機器の名称へ統合するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行することとしております。

以上で、議案第23号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔消防長（安永 雅博君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。

午後0時01分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、説明をお願いします。堀江市民部長。

〔市民部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○市民部長（堀江 敬治君） 議案第24号から議案第27号まで一括して御説明をいたします。

まず、議案第24号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置。名称は壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター、位置は壱岐市郷ノ浦町坪触3099番地。

2、指定管理者。壱岐市郷ノ浦町坪触3099番地、社会福祉法人、壱岐市社会福祉協議会会長、品川洋毅。

3、指定期間。平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。

提案理由は、壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、議案第25号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置。名称は壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや、位置は壱岐市勝本町大久保触1736番地2。

2、指定管理者。壱岐市郷ノ浦町坪触3099番地、社会福祉法人、壱岐市社会福祉協議会会長、品川洋毅。

3、指定期間。平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。

提案理由は、壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはやの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、議案第26号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置。名称は壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ、位置は壱岐市芦辺町箱崎中山触2548番地。

2、指定管理者。壱岐市郷ノ浦町坪触3099番地、社会福祉法人、壱岐市社会福祉協議会会長、品川洋毅。

3、指定期間。平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。

提案理由は、壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、議案第27号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置。名称は壱岐市石田町総合福祉センター、位置は壱岐市石田町石田西触1486番地1。

2、指定管理者。壱岐市郷ノ浦町坪触3099番地、社会福祉法人、壱岐市社会福祉協議会会長、品川洋毅。

3、指定期間。平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。

提案理由は、壱岐市石田町総合福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上で、議案第24号から議案第27号までの説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

〔市民部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 大久保農林水産部長。

〔農林水産部長（大久保敏範君） 登壇〕

○農林水産部長（大久保敏範君） 議案第28号公の施設の指定管理者の指定について、御説明いたします。下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

記といたしまして、1、公の施設の名称及び位置でございますが、名称はへい死獣畜一時保管処理施設、位置は壱岐市郷ノ浦町坪触3195番地でございます。

2、指定管理者でございますが、壱岐市郷ノ浦町東触560番地、壱岐市農業協同組合代表理事組合長、川崎裕司氏であります。

3、指定期間でございますが、平成28年4月1日より平成31年3月31日までの3年間でございます。

提案理由といたしまして、へい死獣畜一時保管処理施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上で、議案第28号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願申し上げます。

〔農林水産部長（大久保敏範君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第29号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定するものです。本日の提出です。

1、公の施設の名称及び位置については、名称が勝本総合運動公園、場所が壱岐市勝本町新城西触1645番地。

指定管理者は、壱岐市勝本町新城西触1645番地、株式会社壱岐カントリー倶楽部、代表取締役森山興邦氏でございます。

指定期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。

提案理由は、勝本総合運動公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 左野企画振興部長。

〔企画振興部長（左野 健治君） 登壇〕

○企画振興部長（左野 健治君） 議案第30号過疎地域自立促進計画の策定について、御説明申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法の第6条の規定に基づき、過疎地域自立促進計画を別冊のとおり策定したいので、議会の議決を求める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

今回、過疎地域自立促進特別措置法、通常過疎法と申しますけれども、一部改正により、平成27年度までとされていた期間が5年間延長され、平成33年3月31日までとなっております。平成27年度まで定めておりました壱岐市の過疎計画につきましても、今回延長されました期間分を新たに定めるため、今回提案するものでございます。

過疎法では、過疎計画の定めは任意としてございますけれども、過疎法で定めます過疎債の借入れをするためには、過疎計画の策定が必至でありますので、有利な地方債であります過疎債を活用するためにも、過疎計画を策定するものでございます。

それでは、過疎自立促進計画の内容について御説明申し上げます。

1ページから12ページは、市の概要について記載いたしております。

12ページをお開きください。地域の自立促進の基本方針として、過疎地域自立促進計画は、壱岐市総合計画の下位計画として位置づけ、壱岐市総合計画に示された壱岐市の目指すべき指針に沿った、各種施策を推進するものとしております。中段からは、第2次壱岐市総合計画の抜粋でございますので、割愛させていただきます。

14ページをお開きください。下段に本計画期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

15ページをお開きください。過疎振興の根本であります産業の振興について、現況と問題点として、農業、水産業、10ページに商工業、17ページに企業誘致、観光レクリエーション、再生可能エネルギー等の活用について、記載しております。

次に、25ページでございます。交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進について、現状と問題点を記載いたしております。

次に、30ページでございます。生活環境の整備について、現況と問題点を記載いたしております。

次に、36ページに高齢者等の保険及び福祉の向上及び増進についての現況と問題点でございます。記載をいたしております。

次に、43ページでございます。医療の確保の現況と問題点を記載いたしております。

45ページでございます。教育の振興でございます。

次に、48ページでございます。地域文化の振興等でございます。

50ページに、集落の整備についての現況と問題点、その対策を記載いたしております。

以上で、過疎地域自立促進計画の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

〔企画振興部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第31号市道路線の廃止について。

市道路線を別紙のとおり廃止するものでございます。本日の提出です。

提案理由は、行きどまりなどにより、一般交通のように供してなく、市道としての機能を有していないため、道路法第10条第3項の規定に基づいて提案するものでございます。

次のページに路線調書を添付しております。この2路線を廃止するものです。

その次のページには、位置図などを添付しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議をよろしく願います。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 議案第32号平成27年度壱岐市一般会計補正（第11号）について、御説明いたします。

平成27年度壱岐市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億8,152万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ237億2,734万1,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正。第2条繰越明許費の追加は、第2表繰越明許補正によるものでございます。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。本日の提出でございます。

5ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正、1、追加。2款1項総務管理費の地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業ほか9件の事業費総額5億916万7,000円について、国の補正予算等により年度内にその事業が終わらない見込みでありますので、翌年度に繰り越して、使用できる繰越明許費を計上しております。なお、事業の完了予定及び繰り越し理由の詳細につきましては、予算関係資料2の18ページ、19ページに記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。第3表地方債補正、1、変更。辺地対策事業債はスクールバス購

入及び漁業集落排水整備事業等の実績見込みにより、限度額を2億7,880万円から2億7,055万円に、330万円を減額しております。

次に、過疎対策事業債は、壱岐東部漁協の製氷貯氷施設整備事業について、設計費のみの国庫補助債事業採択となり、工事費分の減額及び高規格救急車等の実績により、今回、限度額を3億6,880万円から3億3,860万円に3,020万円を減額しております。

次に、7ページをお願いします。土木債は、公営住宅建設事業債で、赤滝団地耐震改修事業費の2次協議で、単独事業に係る部分について、今回限度額9,610万円を1億5,390万円に、5,780万円を増額しております。

次に、合併特例事業債は、本庁別館の耐震診断業務費の実績により、限度額2億2,260万円を2億2,170万円に、90万円を減額しております。

8ページをお開き願います。商工債は、旧鯨伏中学校耐震診断業務費の実績により、緊急防災減災事業債について、限度額570万円を510万円に、60万円を減額しております。

9ページをお願いします。総務債は、国の補正予算の自治体情報セキュリティ強化事業の補助裏に補正予算債を6,390万円を追加し、限度額420万円から6,680万円を増額をいたしております。

次に、事項別明細書により、歳入の主なものについて御説明をいたします。

14、15ページをお開き願います。10款地方交付税は、今回普通交付税の留保分2億2,594万1,000円及び国の27年度補正予算で地方交付税総額が増加をしたことで、調整戻し分1,385万9,000円の追加交付があり、合わせて2億3,980万円を増額しております。

14款2項1目総務費国庫補助金、通知カード個人番号カード関連事務委任交付金は、今年度の個人番号カードの交付見込み枚数の増分に対する負担金の増で、10分の10の482万1,000円を受け、地方公共団体情報システム機構に支出をするものでございます。

次に、2目民生費国庫補助金、臨時福祉給付金給付事業費補助金は、国の補正予算で平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、低所得の高齢者等を対象に、1人3万円の年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給するもので、5,500人分を見込み、給付システム回収費他事務費分を含めて1億7,119万1,000円を追加しております。

次に、5目土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金2,100万円の増額補正は道路防災安全交付金で、市道加賀城線法面補修工事に対する追加内示があり、補助対象額3,000万円に対し、70%の2,100万円を追加しております。そのほか、国県支出金について、事業実績見込みによる増減補正を行っております。

次に、18、19ページをお開き願います。18款2項1目特別会計繰入金、特別養護老人

ホーム事業特別会計繰入金5億5,200万1,000円の補正は、特養ホーム特別会計財政調整基金及び施設整備基金条例の廃止に伴い、一般会計で承継をすることとなり、特養ホーム財政調整基金の残高、3億6,393万5,000円については、地域福祉基金へ承継をし、特養ホーム施設整備基金の残高1億8,806万6,000円については、老人ホーム施設整備基金へ承継をすることといたしております。

21款市債につきましては、第3表地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

別紙予算関係資料2の平成27年度3月補正予算案概要で説明いたします。

別紙資料2の3ページをお開き願います。2款1項3目財政管理費基金積立金は入札執行や、事業実績見込みによる一般財源不用額分を後年度の財源及び公債費償還の財源として確保するために財政調整基金へ3,203万2,000円及び減債基金へ4億円を追加積み立てしております。

次に、4、5ページをお開き願います。2款1項7目情報管理費自治体情報セキュリティ強化対策事業7,120万円の追加は、国の補正予算でサイバー攻撃が急速に複雑、巧妙化している中、マイナンバー制度に重大な影響を与えるリスクから、早急にセキュリティを強化することとして、声帯認証の導入、外部記録媒体等への持ち出し制限、LG1接続系とインターネット接続系の分離を行い、セキュリティ強化を図るものでございます。財源として、補助基準額1,450万円の2分の1、725万円と補助裏に補正予算債を6,390万円充当いたしております。

次に、6、7ページをお開き願います。3款1項3目老人福祉費外出支援サービス事業及び配食サービス事業については、平成26年度の国の補正予算による、地域住民生活等緊急支援交付金事業の対象となり、平成26年度繰越明許費予算により執行したため、27年度予算分を今回、減額するものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。5款3項2目水産業振興費。漁業用燃油高騰緊急対策事業1,200万円の増額補正は、今年度の漁獲量及び漁獲高が昨年より増となっており、燃油の使用量も12月までの実績で増加していることから、当初の年間8,000キロリットルから、9,200キロリットルへ、1,200キロリットル分を補正しております。財源は、過疎地域自立促進特別事業基金繰入金1,200万円を充当しております。

次に、16、17ページをお開き願います。9款5項3目青少年育成費、各種青少年大会補助金については、12月補正でも100万円を補正したところでございますが、さらに九州大会、全国大会への出場団体が増加したことにより、今回170万7,000円を増額をし、補助金総額は770万7,000円となっております。そのほか、各事業の入札執行等、実績見込みによる不用額について減額補正をしております。

また、歳出全般について、人事院勧告及び人事異動等に伴う職員給与費の増減補正も行ってお

ります。

以上で議案第32号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 土谷保健環境部長。

〔保健環境部長（土谷 勝君） 登壇〕

○保健環境部長（土谷 勝君） 議案第33号、34号について、続けて御説明をさせていただきます。

議案第33号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

平成27年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、保健事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,696万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億8,471万3,000円とします。第2項については、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正額については、記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書を記載しております。

8ページ、9ページをお開き願います。2、歳入でございますが、1款1項国民健康保険税につきましても、課税所得や被保険者数の移動により増額及び減額をしております。

4款の国庫支出金、5款の県支出金及び6款の療養給付費交付金につきましても、実績見込みにより増額及び減額をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。8款共同事業交付金につきましても、実績見込みにより増額及び減額をいたしております。10款繰入金1項一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金につきましても、実績見込みにより7,025万8,000円の増額補正をいたしております。

11款繰越金につきましても、財源確保のため前年度からの繰越金を1億3,992万9,000円増額補正しております。

12、13ページをお開き願います。3、歳出でございますが、2款保険給付費1項療養諸費の1目一般被保険者療養給付費及び2目退職被保険者療養給付費につきましても、今後の給付見込みにより増額及び減額補正をいたしております。2項高額療養費、4項出産育児諸費につきましても、給付見込みにより増額及び減額補正をいたしております。

14、15ページをお開き願います。7款1項の共同事業拠出金につきましても、実績による

ものでございます。

続きまして、議案第34号平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

平成27年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、保健事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ262万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億1,249万円とします。第2項については記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正額については、記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書を記載しております。

8ページ、9ページをお開き願います。2、歳入でございますが、1款1項介護保険料の増につきましては、1号被保険者が見込みよりふえたためでございます。

3款1項国庫負担金につきましては、介護給付費見込みの減によるものでございます。

4款支払基金交付金の介護給付費交付金、5款県支出金の介護給付費負担金及び7款の一般会計からの繰入金につきましても、介護給付費見込みの減によるものでございます。8款繰越金につきましては、財源確保のために前年度からの繰越金を5,323万8,000円増額補正しております。

10ページ、11ページをお開き願います。3、歳出でございます。

1款総務費3項介護認定審査会議費は、介護認定申請の減により、主治医意見書の手数料の減額をいたしております。

2款介護給付費の介護サービス給付費につきましては、介護サービス給付見込みによる増額でございます。

3款1項1目介護予防高齢者対策費及び2項包括的支援事業任意事業費につきましては、人件費を増額及び減額補正しております。

12ページ、13ページには給与費明細書を記載しております。

以上で、議案第33号、34号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔保健環境部長（土谷 勝君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第35号平成27年度壱岐市の簡易水道事業特別会計補正予算

(第4号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ89万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,177万3,000円とします。2項及び第2条については、記載のとおりでございます。本日の提出です。

4ページには、第2表繰越明許費を掲載しております。これは、芦辺地区漁業集落排水整備工事と市道改良工事の繰り越しに伴いまして、水道管の布設がえ補償工事についても、合わせて繰り越す必要が生じたため、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費としまして、502万2,000円を計上しております。

8から9ページをお開きください。2、歳入ですが、6款諸収入で80万円を減額しております。

次に、10から11ページをお願いします。3、歳出ですが、1款総務費の1目一般管理費で予算の組み替えと、2目施設管理費で水道管布設がえ補償工事を86万4,000円減額しております。これは、芦辺地区漁業集落排水整備工事や市道改良工事に伴いまして、水道管の布設がえを想定しておりましたけれども、その執行の状況により減額するものでございます。

続きまして、議案第36号について、説明いたします。

議案第36号平成27年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ409万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,879万8,000円とします。2項及び第2条については、記載のとおりでございます。本日の提出です。

4ページには、第2表繰越明許費を記載しております。これは、公共下水道事業と芦辺地区漁業集落排水整備事業で、土地の関係者との協議に不測の日数を要し、年度内に事業を終える見込みがないため、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費としまして3,800万円を計上しております。

10から11ページをお願いします。2、歳入ですが、4款県支出金で372万円を減額、5款繰入金で81万8,000円を増額、8款市債で200万円を減額補正しています。これは、漁業集落環境整備事業補助金の交付決定の減額によるものと、補助の残りの財源としまして充てていた市債を減額するものでございます。

次に、12から13ページをお願いします。3、歳出でございます。

1款1項2目施設管理費と、1款2項1目施設整備費で、予算の組み替えをしております。また、2款1項管理費で499万4,000円の減額と、2款2項1目施設整備費で予算の組替えをしております。これは、芦辺漁業集落排水整備事業の加入者助成金などの実績見込みによる減

額と、施設管理業務の実績による減額でございます。

以上で、議案第35号と議案第36号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 堀江市民部長。

〔市民部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○市民部長（堀江 敬治君） 議案第37号平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明をいたします。

平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,175万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億5,808万1,000円とします。第2項は記載のとおりです。本日の提出でございます。

2ページから3ページに歳入歳出予算補正を記載しております。

5ページから7ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

次に、8ページから9ページをお開き願います。歳入1款介護サービス収入、1項介護給付費収入、1目介護サービス費の補正額1億24万6,000円の減額補正については、特養ホーム民間移譲による10月以降分の人件費に見合う事業費を、区分ごとに減額補正を行っております。

7款繰入金、1項基金繰入金については、27年度末で特養ホーム特別会計の廃止に伴い、老人福祉施設整備基金及び財政調整基金についても廃止となりますので、それぞれの基金残高1億8,806万6,000円と、3億6,393万5,000円を特別会計へ繰り入れることにいたしております。

次に、10ページから11ページをお開き願います。歳出1款、介護サービス事業費1項施設介護サービス事業費1目事務費については、民間移譲による10月以降分の施設介護費全体の人件費9,694万8,000円の減額補正と、一般会計繰出金5億5,200万1,000円の増額補正をし、養護老人ホーム施設整備基金及び地域福祉基金に積み立てることといたしております。2項短期入所介護サービス事業費は、社会保険料32万8,000円の減額補正、3項通所介護サービス介護事業はデイサービスセンター嘱託職員報酬と297万円の減額補正をいたしております。

13ページから15ページについては、給与費明細書でございます。

以上で、平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔市民部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第38号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会補正予算（第3号）について、御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,417万1,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入予算補正について御説明いたします。歳入財源といたしましては、一般会計繰入金を14万7,000円増額補正計上いたしております。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。歳出予算補正について御説明をいたします。1款運航費1項運航管理費1目一般管理費でございますけれども、議案第16号で説明をいたしました、壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正を根拠とする給与の遡及改定等の分を14万7,000円、増額計上いたしております。

給与費明細書につきましては、12ページ、13ページのとおりでございます。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第39号平成27年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第1条、平成27年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、平成27年度壱岐市水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出の第1款水道事業費用で146万6,000円の減額をしております。第3条、平成27年度壱岐市水道事業会計予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入の第1款資本的収入で78万円の減額をしています。支出では11項建設改良費で100万円の増額、第12項資産購入費で3万6,000円の減額をしています。

2ページをお開きください。第4条は記載のとおりです。本日の提出でございます。

10から11ページをお願いします。収益的収入及び支出を記載しております。これは、給与改定に伴い総計費の増額と資産減耗費の減額で、差し引きの146万4,000円の減額補正をしております。

12から13ページをお開きください。資本的収入及び支出ですが、収入で78万円の減額をしており、これは道路改良工事に伴う配管がえの実績によるものでございます。

支出では、96万4,000円の増額をしております。これは給配水管布設工事で100万円の増額と土地購入費で3万6,000円の減額をしております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 議案第40号平成28年度老崎市一般会計予算について、御説明いたします。

平成28年度老崎市一般会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ221億8,500万円と定める。第2項については記載のとおりでございます。

債務負担行為第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為による。地方債第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第3表地方債による。一時借入金、第4条地方自治法第235条の3、第2項の規定により1次借入金の借り入れの最高額は30億円と定める。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項但し書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1項第1号に定めるものであります。本日の提出でございます。

2ページから5ページには、第1表歳入歳出予算、歳入及び歳出の款項の区分の金額について記載をいたしております。

6ページ、7ページをお開き願います。第2表債務負担行為、平成29年度以降に発生する債務負担行為20件の内容について記載のとおりでございます。

次に、7ページの第3表地方債で、平成28年度に借り入れるもので、起債の目的、限度額、記載の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。起債総限度額は28億6,320万円でございます。

それでは、事項別明細書により、主な内容について御説明いたします。今年度の当初予算につ

きましては、市長選挙のため、政策的予算を除く骨格予算で計上いたしておりますが、小中学校改築事業など、継続事業のため、前年度より増額予算となっており、予算規模は221億8,500万円で、対前年度比13億2,900万円、6.4%の増となっております。

12、13ページをお開き願います。まず、歳入の主な内容について御説明いたします。1款市税、1項市民税は8億2,956万2,000円で、対前年度比358万7,000円の増で、個人市民税は個人所得の伸びを見込み、また法人市民税は法人税割の減を考慮し、予算計上しております。2項固定資産税は10億541万円で、対前年度比3,792万7,000円の増で、旧郷ノ浦町全域の国土調査が平成27年に完了したことに伴い、平成28年度課税より国土調査後の地籍による課税へと変更となることを考慮し、予算計上しております。

次に、16、17ページをお開き願います。10款地方交付税は、対全年度比1億9,946万3,000円の減額で、91億9,946万1,000円を計上しております。普通交付税の合併暫定がえの段階的縮減3年目及び平成27年国勢調査人口の減少による影響を見込み、減額をしております。

次に、26、27ページをお開き願います。14款2項1目総務費国庫補助金離島活性化交付金は、離島移送コスト支援事業ほか、地域活性化を推進する事業9事業に対し、2分の1から3分の1の補助金を計上しております。

次に、30、31ページをお開き願います。15款2項3目衛生費県補助金、再生可能エネルギー等導入推進基金補助金は、かざはや及びつばさに30キロワットの太陽光発電施設及び50キロワットの蓄電池設備の整備費として、10分の10の補助金9,921万9,000円を計上しております。

次に、36、37ページをお開き願います。17款1項2目指定寄附金、ふるさと応援寄附金について、昨年9月からのクレジット決済の導入により、寄附金の増額を見込み1億8,000万円を計上しております。

次に、38、39ページをお開き願います。18款2項1目基金繰入金は、特定目的基金について、過疎地域自立促進特別事業基金で、新しま共通地域通貨発行事業の財源に1億8,080万円を計上、ふるさと応援基金で子供夢プラン応援補助金ほか、観光施設整備等の財源に、9,858万円を計上、合併振興基金で、安全安心まちづくり交付金や行政協力事務交付金など、市民の連帯の強化及び地域振興を図るため、8,720万円を計上。地域福祉基金で特養ホーム建設予定地内の施設解体及び敷地造成費並びに介護福祉士養成校の開設に向けた、旧鯨伏中学校校舎の耐震補強改修工事等の財源に1億1,850万円を計上しております。

次に、40、41ページをお開き願います。20款4項2目雑入の上から7行目、駐車場利用協力金283万2,000円は自主財源の確保のため、職員駐車場を利用する特別職及び一般職

員並びに嘱託職員から、月額500円の協力金として計上しております。

次に、44、45ページをお開き願います。21款1項1目辺地対策事業債は、市道銀台線改良事業と、継続分の10事業に対し、1億8,210万円を計上しております。

2目過疎対策事業債は、ハード事業分で簡易水道統合整備事業、文化ホール調光盤設備改修事業、漁村再生交付金事業など、継続分の15事業に対し、3億7,430万円。ソフト事業分で、離島輸送コスト支援事業、新しま共通地域通貨発行事業など24事業に対し、基本度限度額分2億6,470万円と限度額超え分1億7,060万円の、合わせて4億3,530万円を計上しております。

4目合併特例事業債は、市役所4庁舎耐震改修設計、芦辺小学校校舎改築ほか7校等の校舎等改修設計費及び工事費に9億950万円を計上しております。

5目臨時財政対策債は、地方の財源不足を補填するために、国と地方の折半ルールに基づき、6億円を計上しております。

次に、歳出については、資料3の平成28年度当初予算案概要の主要事業により主な内容について御説明いたします。

資料3、平成28年度当初予算案概要の4、5ページをお開き願います。2款1項5目財産管理費、中段の公共施設等総合管理計画策定業務994万7,000円は、地方公会計の整備に向け、27年度に固定資産台帳の整備を行っておりますが、28年度は今後大量に更新時期を迎える公共施設等の老朽化の状況や利用状況、施設の維持管理、修繕、更新等の総合的かつ計画的な管理の基本方針を策定するもので、財源として2分の1の特別交付税措置がございます。

次に、6、7ページをお開き願います。今回、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく関連予算として30事業、総額4億8,926万7,000円を計上しておりますが、2款1項6目企画費の中で主なものについて説明をいたします。中段より下の介護福祉士養成校補助金8,540万円は、平成29年度に学校法人岩永学園による介護福祉士養成校の開設に向けて、旧鯨伏中学校の耐震補強及び改修工事に伴い、費用の補助を行うものであります。耐震補強工事部分に係る財源として緊急防災減災事業債1,460万円を充当し、そのほか改修工事に地域福祉基金7,000万円を充当しております。

次に、8、9ページをお開き願います。ウルトラマラソン運営費補助金800万円は、日本遺産認定を記念して、全国へ情報発信をするとともに、コースを島内1週100キロメートルと43キロメートルのコースに設定すること、併せて市民がボランティア等へ参加しやすい体制をとることにより、単なるスポーツイベントではなく、まちづくりイベントと位置付け、地域振興へつなげるものでございます。

次に、ウェブアプリ開発技能者育成教育事業5,300万円は、平成27年度からの継続事業

で、本市に定住をしてウェブアプリ開発技能を担えるように技能者を育成し、雇用の場を創出するため、在宅での勤務を含めた多様な所業形態を準備し、会社設立や個人企業につなげて、地域での新たな雇用や所得の向上、定住人口の増加に寄与するものであります。今回、受け皿会社から独立した教育兼アプリ開発会社を設立し、12名の開発者育成を目指すものでございます。財源に新型交付金、地方創生推進交付金を予定しており、事業費の2分の1の2,650万円を充当しております。

次に、12、13ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費、上から4行目の特別養護老人ホーム関連工事は、社会福祉法人老心会による新施設建設予定地に係る排水路等整備工事及び施設解体工事費について、3,448万4,000円を計上しております。財源に地域福祉基金3,440万円を充当しております。

次の、障害者支援施設整備補助金は、旧箱崎中学校跡地に計画されております社会福祉法人が行う、障害者支援施設の整備費に要する経費に対し、3,000万円を計上しております。財源に過疎債2,850万円を充当しております。

次に、16、17ページをお開き願います。3款1項3目老人福祉、全国健康福祉祭推進費は、ねんりんぴっく長崎2016の本大会が長崎県で開催され、本市ではウォークラリー交流大会を実施することとなっております。大会実施事業費など実行委員会への補助金として1,386万2,000円を計上しております。なお、これとは別に県の補助金交付要綱により、県の実行委員から市の実行委員会へ直接対象事業費の2分の1から10分の10までの補助率により、総額732万7,000円が交付をされることとなっており、総事業費は2,118万9,000円となります。

次に、3款2項1目児童福祉総務費で、安心して子供を生める、安心して子供を育てる環境づくりのための施策として、地域少子化対策強化事業285万6,000円、地域子育て支援拠点事業1,385万6,000円、ファミリーサポートセンター事業236万円、放課後児童クラブ等育成支援事業2,628万6,000円、病児保育事業793万7,000円など、記載のとおり、国、県補助事業を活用して子育て支援に取り組むこととしております。

次に、20、21ページをお開き願います。4款1項4目病院費、病院事業負担金は長崎県病院企業団に対する本部経費及び壱岐病院運営経費について、長崎県病院企業団負担金要綱に基づく負担金を5億127万4,000円を計上しております。

次に、24、25ページをお開き願います。5款1項3目農業振興費、上から5行目でございます。農地流動化奨励補助金2,200万円は、国の農地中間管理機構制度に合わせ要綱を改正し、28年度以降5年以上の賃貸借権設定に対し、10アール当たり、貸し手借り手双方に、これまで1万円の補助金だったものを5,000円に改正いたしております。財源に過疎債ソフト

を充当しております。

次に、26、27ページをお開き願います。5款1項5目農地費で日本型直接支払制度事業は、農村地域の高齢化人口減少により、多面的機能の維持及び水路、農道等の軽微な補償や施設の長寿命化に取り組む組織に交付金を交付するとともに、環境保全に効果の高い営農活動によって、地球温暖化防止、生物多様性保全に取り組む農業者等への交付金を交付するため、農地支払交付金の95組織など、6項目の交付金について、記載のとおり総額3億2,310万9,000円を計上しております。

次に、28、29ページをお開き願います。5款3項2目水産業振興費で、産地水産業強化支援事業、1億1,891万9,000円は、壱岐東部漁協の製氷能力5トン掛け2基、貯氷庫20トンの製氷貯氷整備について、27年度に計画をしておりましたが、設計についてのみの国庫補助採択となり、今回27年度予算については減額をし、28年度予算で本体工事に取り組むものでございます。補助残に過疎債を充当しております。

次に、30、31ページをお開き願います。下から3行目です。離島漁業再生支援交付金は協定を締結した、対象漁業集落10集落の漁業生産活動に対し支援をするもので、漁家1戸当たり13万6,000円の900戸分及び漁船リース料と5隻分を合わせて1億5,586万9,000円を計上しております。県4分の3の補助金を充当しております。

次に、32、33ページをお願いいたします。6款1項2目商工振興費しま共通通貨発行事業は、25年度から27年度まで実施をしてきたしまとく通貨の制度を一部変更し、引き続き28年度から30年度まで、長崎市対馬市を除く離島過疎市町のPR及び誘客と消費促進につなげて、交流人口の拡大と島内経済の活性化を図るもので、10%のプレミアム分である3億7,000万円を旅行商品に関しては通年分及びセット分に関しては閑散期の11月から3月発行分を新制度適用費で算出をし、各市町で負担するものでございます。情報発信及び加盟店マップ印刷費を含め、総事業費1億8,381万6,000円を計上いたしております。

次に、34、35ページをお開き願います。6款1項2目ふるさと就職支援事業340万円は、新規事業で新卒者及びUターン者の市内企業への就職に対する補助金として、企業へ1人当たり月額2万円を1年間、就職者へは1人につき1回、新規学卒者に10万円、新たに市内に住所を有したUターン者等に7万円を補助し、市内就職を促進するものでございます。

次に、4目観光費で21世紀まちづくり推進事業は新規事業で、日本遺産認定を契機に、その指定地域にある内海湾を活用したシーカヤック体験事業に対する補助と、日本遺産紹介パネルの製作費と610万円を計上しております。県補助金350万円を充当しております。

次に、38、39ページをお願いいたします。7款2項3目道路橋梁新設改良費は新規路線を除く継続事業について、補助事業で八幡芦辺線ほか五、六線4橋に2億5,873万6,000円、

単独事業で柳川清水線ほか7路線に4,237万1,000円、辺地過疎債の起債事業で銀台線ほか6路線に1億6,874万9,000円を計上しております。

次に、42、43ページをお願いいたします。8款1項5目災害対策費、空き家等対策計画策定支援業務790万円は、市内における適切な管理が行われていない空き家等を把握し、住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、合わせて空き家等の活用を促進するため、空家等実態調査及び空き家等対策計画を策定するものであります。国の社会資本整備総合交付金2分の1の395万円を充当しております。

次に、9款2項1目、一番下でございますが、小学校校舎等改修事業は芦辺小学校校舎改築事業ほか8校の校舎外壁、屋上や、プール及びグラウンド等の整備工事について総額10億4,143万2,000円を計上しております。国の学校施設環境改善交付金が基準額の3分の1の2億9,582万2,000円と合併特例債を6億8,420万円、その他財源としてふるさと応援基金繰入金及び道路改良に伴う、霞翠小グラウンド倉庫移転補償費と合わせて2,344万2,000円を充当しております。

次に、44、45ページをお願いいたします。9款3項1目上から5行目でございます。中学校校舎等改修事業は単独事業として勝本中学校校舎外壁、屋上改修設計及び芦辺中学校建設工事設計業務並びに石田中学校グラウンド防球フェンス設置など、1億639万7,000円を計上しております。財源として、合併特例債9,230万円とその他財源で市町村振興宝くじ配分金を748万2,000円充当しております。

次に、48、49ページをお願いいたします。9款6項1目一番下の大谷公園体育館管理費で、27年度に耐震設計が完了しました大谷体育館の耐震補強外壁改修工事費について、施設管理運営費を含んで1億8,768万6,000円を計上しております。財源として、避難所指定施設のため、緊急防災減災事業債を1億6,020万円充当しております。

以上が、歳出の主な内容でございます。その他、基金の状況、見込みについては資料の56ページに、地方債の状況に関する調書は最後の57ページに記載のとおりで、平成28年度末一般会計の地方債現在高見込み額は278億3,767万1,000円で、全年度より1,294万9,000円の減となる見込みでございます。

以上で、議案第40号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時10分といたします。

午後1時58分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。土谷保健環境部長。

〔保健環境部長（土谷 勝君） 登壇〕

○保健環境部長（土谷 勝君） 議案第41号から第43号について一括して御説明させていただきます。

議案第41号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成28年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計の予算は次に定めるものでございます。

歳入歳出予算、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53億8,247万9,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,434万4,000円と定める。第2項については記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は2億円と定める。歳出予算の流用、第3条については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

予算の説明に入ります前に、国民健康保険事業特別会計の状況について御説明申し上げます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、全国的に財政の悪化が進んでおります。壱岐市におきましても平成26年度に国民健康保険税率の改定を行い、国民健康保険加入者の負担軽減のため一般会計から繰り入れを行っておりますが、現在も1次産業の低迷、経済不況を反映した所得の減少、高齢化の進展、被保険者数の減少などにより厳しい状況が続いております。このような状況の中、平成28年度も一般会計から1億5,000万円の法定外繰り入れを行う予定にしております。

今後とも特定健診、特定保健指導の推進や健康教室などを開催し、市民皆様の病気の重症化予防等による医療給付費の削減に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

なお、国民健康保険の財政運営につきましては、昨年5月に持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成30年度以降は都道府県が市町村とともに国保の運営を担うことになったところでございます。制度の詳細につきましては、引き続き国と地方で協議が進められることとなっております。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入について御説明いたします。

1款1項国民健康保険税でございますが、1目一般被保険者健康保険税7億2,178万3,000円でございます。2目退職被保険者等健康保険税3,269万2,000円を計上しております。

3款1項1目療養給付費等負担金につきましては8億404万6,000円を見込んでおりま

す。

10ページ、11ページをお開き願います。

3款1項国庫負担金2目高額医療費共同事業負担金につきましては、4,277万円を見込んでおります。

4款2項1目財政調整交付金につきましては、2億1,441万円を、5款1項1目療養給付費交付金につきましては、退職者医療費交付金といたしまして1億4,364万4,000円を見込んでおります。

12ページ、13ページをお開き願います。

6款1項前期高齢者交付金ですが、10億3,098万8,000円を見込んでおります。

7款1項1目高額医療費共同事業交付金でございますが、国保財政の安定化を図るため1件当たり80万円を超える部分が対象となり、1億6,853万3,000円を見込んでおります。

2目の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、昨年度より県内市町国保の財政の安定化を図るため、1件当たり80万円までを対象としており、11億2,929万円を計上しております。

9款1項一般会計繰入金でございますが、12ページから13ページに計上しております。法定分繰り入れとして4億583万4,000円、法定外繰り入れといたしまして1億5,000万円と、乳幼児福祉医療現物給付分を197万2,000円を計上いたしております。

続きまして、16、17ページをお開き願います。

歳出について御説明を申し上げます。

1款1項総務管理費ですが、事務的経費をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、18、19ページをお開き願います。

2款1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費につきましては、前年度より600万円を増額し、26億1,600万円を計上しております。

2目の退職被保険者等療養給付費につきましては、退職者医療制度の廃止により新規適用者がいなくなり、昨年より5,400万円減の1億2,000万円を計上しております。

20、21ページをお開き願います。

2款2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費4億4,640万円を計上いたしております。

4項1目出産育児一時金につきましては、42万円の60人分を計上いたしております。

3款1項1目後期高齢者支援金につきましては、4億6,305万6,000円、1人当たり5万7,400円が示されており、昨年より4,418万4,000円減少しております。

22、23ページをお開き願います。

次に、6款1項介護納付金につきましては、40歳から64歳までの方の負担金でございます。

概算で1人当たり6万4,161円が示され、昨年より2,159万2,000円減少しておりますので、1億9,541万6,000円を計上いたしております。

7款1項2目の保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、これは歳入で御説明しましたように1件当たり80万円までが基本となりますので、今年度は11億8,042万1,000円を計上いたしております。

24から27ページは、8款保険事業費としまして、特定健康診査及び特定保健指導の事業費を計上いたしております。

31ページをお開き願います。

給与費明細書でございます。レセプト点検2名と運営協議会委員報酬12名分に係るものでございます。

次に、32ページから43ページに直営診療施設勘定予算を計上しております。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

続きまして、議案第42号平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成28年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億557万6,000円と定める。2項につきましては記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、1億5,818万5,000円を計上いたしております。

4款1項の一般会計繰入金ですが、一般事務費と広域連合に納める事務費と保険基盤安定分の繰入金を合わせまして1億4,482万6,000円を計上いたしております。

続きまして、12、13ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項総務管理費は事務的な経費を計上いたしております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして、2億9,950万円を計上いたしております。

以上で、議案第42号の説明を終わります。

続きまして、議案第43号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成28年度壱岐市の介護保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億

5,769万7,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,454万3,000円と定める。2項につきましては記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は2億円と定める。歳出予算の流用、第3条につきましては記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入について御説明申し上げます。

1款1項1目、第1号被保険者保険料といたしまして、特別徴収、普通徴収、滞納繰越分を合わせまして5億166万4,000円を計上いたしております。

3款1項国庫負担金、歳出の介護サービスに対応するもので5億4,807万4,000円を計上いたしております。

3款2項国庫補助金1目の調整交付金でございますが、3億2,471万5,000円として、通常は交付率5%のところですが、格差是正、後期高齢者の加入割合等で本年も10.55%の額を計上しております。

2目の地域支援事業交付金につきましては、28年度より介護予防・日常生活支援総合事業に取り組むため、昨年より2,875万円増の4,000万円を計上しております。

4款1項支払基金交付金については、支払基金から交付されるものでございます。本年度交付率は28%となっております、8億6,180万3,000円を計上いたしております。

5款1項県負担金1目介護給付費負担金につきましては、施設分が17.5%、在宅分が12.5%の負担となっております、4億5,223万3,000円を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

7款1項一般会計繰入金につきましては、介護給付費、介護予防事業費、包括任意事業費、事務費といたしまして、それぞれの一定のルールに基づいて繰り入れをしており、4億9,691万3,000円を計上いたしております。

16、17ページをお開き願います。

2款1項介護サービス諸費として29億9,520万円を計上いたしております。

次に、18、19ページをお開き願います。

2款3項高額介護サービス費でございますが、7,800万円を計上しております。

3款1項介護予防生活支援サービス事業費といたしまして1億2,183万6,000円を計上いたしております。

3款2項一般介護予防事業費といたしまして5,304万4,000円を計上いたしております。要介護にならないようにするための事業でございます、介護予防把握事業、2次予防指導事業、

介護予防普及啓発事業などを行うものでございます。

次に、38ページ、39ページをお開き願います。

介護サービス事業勘定の歳入について御説明いたします。

要支援1、2と認定された方と総合事業利用者の方へのサービスプラン作成に関するものでございます。居宅支援サービス計画費収入といたしまして2,446万2,000円を計上いたしております。

40、41ページをお開き願います。

歳出の1款1項総務管理費は事務的経費でございます。

2款1項居宅介護支援事業費は、事務雇い賃金と島外在住の対象者にかかるケアプラン作成業務委託料を計上いたしております。

以上で、議案第41号から第43号までの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（土谷 勝君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第44号と45号について御説明いたします。

議案第44号平成28年度壱岐市の簡易水道事業特別会計の予算は次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億5,410万5,000円と定めます。2項及び第2条については記載のとおりでございます。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定めます。第4条は記載のとおりでございます。

本日の提出です。

8から9ページをお願いします。

2、歳入ですが、1款分担金及び負担金は、新規加入者分として172万7,000円を計上しております。

2款使用料及び手数料1項1目簡易水道使用料は、現年度分を3億9,187万9,000円、滞納繰越分を366万2,000円計上しております。

3款国庫支出金1項1目衛生費国庫補助金は、平成26年度から取り組んでおります簡易水道統合整備事業等の施設整備を計画しております。事業の2分の1が補助対象になっておりますので、2億200万円を計上しております。

10から11ページをお願いします。

6 款諸収入 2 項雑入は、道路改良工事と芦辺地区漁業集落排水整備工事によります水道管移転補償金などでございます。

7 款市債は、補助事業で整備を予定しております事業などの分を簡易水道事業債に充てております。

1 2 から 1 3 ページをお願いします。

3、歳出ですが、1 款総務費 1 目一般管理費の 1 3 節委託料は、水道検針業務、水道統合にかかる公営企業会計への移行支援に関する業務、水質検査などの経費を計上しております。

1 4 から 1 5 ページをお願いします。

2 目施設管理費 1 3 節委託料は、漏水調査業務、施設清掃業務などの経費を計上しております。

1 6 から 1 7 ページをお願いします。

1 5 節工事請負費は、インフラ等整備工事として水道管布設工事と道路改良工事などに伴う水道管布設がえ工事費など計上しております。

2 款施設整備費 1 項簡易水道施設整備費は、簡易水道事業に伴う芦辺浄水場の電気計装設備や勝本ダムの下にあります新西浄水場の急速ろ過機の改修などを行うことにしております。

2 1 ページから 2 5 ページには給与明細書を、2 5 ページには地方債の当該年度末現在での残高の見込み額などを記載しております。

続きまして、議案第 4 5 号平成 2 8 年度壱岐市の下水道事業特別会計予算は次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 3, 0 5 8 万 7, 0 0 0 円と定めます。2 項及び第 2 条並びに第 3 条は記載のとおりです。

一時借入金、第 4 条については、記載のとおりでございます。

本日の提出です。

1 0 から 1 1 ページをお願いします。

2、歳入でございます。2 款使用料及び手数料の 1 目下水道使用料は、現年度分の公共下水道と漁業集落分の 5, 7 1 9 万 7, 0 0 0 円を見込んでおります。

3 款国庫支出金は公共下水道事業費補助金を、4 款県支出金は漁業集落排水整備事業費補助金などを計上しております。

1 2 から 1 3 ページには、8 款市債として、公共下水道及び漁業集落分の経費を計上しております。

1 4 から 1 5 ページには、3、歳出としまして、1 款下水道事業費の 1 目一般管理費を、1 6 から 1 7 ページには、2 目施設管理費として、1 3 節委託料に施設管理業務費などを計上しております。

また、2項1目施設整備費の13節委託料は、古城、大谷公園周辺などの雨水管渠測量詳細設計業務費などと、15節工事請負費は、インフラ等整備工事としまして雨水管の布設工事などを計上しております。

18から19ページには、2款漁業集落排水整備事業費として、1項1目一般管理費を、20から21ページには、19節負担金補助金及び交付金として、下水道加入に伴います補助金など、2目施設管理費の13節委託料は、山崎、恵美須、芦辺の施設管理業務費などを計上しております。

22から23ページをお願いします。

2項1目施設整備費の13節委託料は、污水管布設区間の家屋の事前調査費と設計業務など、15節工事請負費は、芦辺浦地区の污水管布設などに伴う経費を計上しております。

議案第44号及び45号に関する主要事業については、資料3の52から53ページに掲載しておりますのでご覧いただきたいと思っております。御審議のほどよろしく申し上げます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第46号平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成28年度壱岐市の三島航路事業特別会計の予算は次の定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,862万6,000円と定める。第2項は記載のとおりでございます。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入総額は、最高額は5,000万円と定める。

本日の提出でございます。

8ページ及び9ページをお願いいたします。

歳入について御説明をいたします。

1款使用料及び手数料1項使用料1目船舶使用料でございますが、本年度は2,174万4,000円を計上いたしております。前年度と比べまして95万5,000円の増収を見込んでおります。理由といたしましては、平成28年度に三島地区において公共工事が予定をされておりますので、公共工事に伴う乗船運賃及び自動車航送運賃の増加を見込んでおります。

次に、2款国庫支出金及び3款県補助金につきましては、国庫補助金は4,535万6,000円、県補助金は1,440万1,000円を計上いたしております。前年度と比べまして、国、県からの交付金は344万5,000円の減となります。

4款繰入金、一般会計からの繰入金は、国、県の補助残及び補助対象外について計上いたしております。前年度より279万6,000円の減となります。

10ページ及び11ページをお願いいたします。

歳出について御説明を申し上げます。

1款運航費1項運航管理費1目一般管理費でございますが、これにつきましては経常的な経費でございます。船員関係においては、海事職4名、嘱託職員2名を計上いたしております。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

2目業務管理費でございますが、11節需用費の修繕料3,930万3,000円につきましては、主に中間検査とドックにかかる修繕料及びガソリン缶輸送のため車両甲板の改造費でございます。

また、14節使用料及び賃借料でございますけれども、これはドック検査に入ったときにかかる臨時船の用船料でございます。

次に、2款公債費でございますが、これは平成14年度に建造いたしましたフェリー三島の分、そして原島待合所にかかる公債費の償還分でございます。

22ページをお開き願います。

地方債の当該年度末残高見込み額を974万7,000円計上いたしております。

以上で、議案第46号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 大久保農林水産部長。

〔農林水産部長（大久保敏範君） 登壇〕

○農林水産部長（大久保敏範君） 議案第47号平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について御説明いたします。

平成28年度壱岐市の農業機械銀行特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,502万7,000円と定める。2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

5ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の総括表、歳入の部でございます。歳入合計1億1,502万7,000円、前年度と比較しますと1,316万5,000円の減額となっております。

6ページ、7ページには、歳出の部の事項別明細書を掲載いたしております。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

歳入について御説明いたします。

1款使用料及び手数料1項1目使用料6,693万1,000万円は、機械使用料の収入でございます。前年度までの実績を考慮いたしまして、324万1,000円を減額いたしております。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金は、485万9,000円でございます。嘱託職員2名分の人件費の2分の1を一般会計より繰り入れる予定であります。

2項1目減価償却基金繰入金については、28年度、機械更新等の予定はありませんので1,037万5,000円の減額となっております。

10ページ、11ページをお開き願います。

5款諸収入3項1目受託事業収入4,292万1,000円は、環境管理等の業務受託収入でございます。前年と比較しますと68万6,000円の増額となっております。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款総務費1項1目一般管理費でございますが、前年度と比較しまして1,316万5,000円の減額となっております。主な減額は農業機械の更新にかかる備品購入費の減に伴うものでございます。

16ページは、給与費明細書を掲載いたしております。

以上で議案第47号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（大久保敏範君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第48号平成28年度壱岐市水道事業会計予算。

第1条、平成28年度壱岐市水道事業会計の予算は次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は記載のとおりでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めます。

収入、第1款水道事業収益は1億7,920万6,000円。支出、第1款水道事業費用は1億6,447万3,000円です。

第4条は記載のとおりです。

次のページをお願いします。

収入の第1款資本的収入は285万8,000円、支出の第1款資本的支出は2,948万7,000円とします。

第7条から第8条は記載のとおりです。

本日の提出です。

4から7ページには、予算の実施計画書として収益的収入及び支出と資本的収入及び支出を記

載しております。

8ページには、企業活動によって実際に得られた収入から外部への支出を差し引いて手元に残る資金の流れをあらわすキャッシュフロー計算書を、9から11ページには、職員の給与明細書を記載しております。

13ページには、注記としまして固定資産の減価償却の方法や引当金の計算方法などを、14から19ページには、平成28年度末と平成27年度末の決算見込みの予定貸借対照表を記載しております。

20ページをお願いします。

平成28年度の予算実施計画明細書の収益的収入及び支出の収入でございます。

1款水道事業収益1項1目給水収益は、現年度分の水道料金として1億5,146万2,000円を見込んでおります。2項営業外収益は、長期前受金戻入を計上しております。

22ページをお願いします。

支出でございます、1款水道事業費用1目原水及び浄水費は、水道検査委託料や水道施設の電気料などを計上しております。

2目配水及び給水費は、6節委託料に水道検針業務費や漏水調査などを、そして8節修繕費は、水道施設修繕費などを計上しております。

24ページから25ページには、5目減価償却費などを記載しております。

26ページから27ページをお願いします。

資本的収入及び支出でございます。

1款資本的収入ですが、2項他会計負担金は、企業債償還金として一般会計から234万5,000円の繰り入れを計上しております。

27ページの1款資本的支出は、1項建設改良費に配水管布設がえの経費を計上しております。

以上で、議案第48号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これで市長提出議案の説明が終わりました。

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。次の本会議は3月4日金曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時41分散会

平成28年 壱岐市議会定例会 3月議会 議録(第2日)

議事日程(第2号)

平成28年3月4日 午前10時00分開議

日程第1	議案第7号	長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第2	議案第8号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第3	議案第9号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	質疑、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第4	議案第10号	壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第5	議案第11号	壱岐市職員の降給に関する条例の制定について	質疑、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第6	議案第12号	壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第7	議案第13号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第8	議案第14号	壱岐市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第9	議案第15号	壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第10	議案第16号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	質疑、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第11	議案第17号	壱岐市教職員宿舎の設置に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第12	議案第18号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第13	議案第19号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第14	議案第20号	壱岐市へき地診療所条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第15	議案第21号	壱岐市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第16	議案第22号	壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託

日程第17	議案第23号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第18	議案第24号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第19	議案第25号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第20	議案第26号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第21	議案第27号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市石田町総合福祉センター）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第22	議案第28号	公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第23	議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第24	議案第30号	過疎地域自立促進計画の策定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第25	議案第31号	市道路線の廃止について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第26	議案第32号	平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第27	議案第33号	平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第28	議案第34号	平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第29	議案第35号	平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第30	議案第36号	平成27年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第31	議案第37号	平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第32	議案第38号	平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第33	議案第39号	平成27年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第34	議案第40号	平成28年度壱岐市一般会計予算	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第35	議案第41号	平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第36	議案第42号	平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第37	議案第43号	平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託

日程第38	議案第44号	平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計 予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第39	議案第45号	平成28年度壱岐市下水道事業特別会計予 算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第40	議案第46号	平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計 予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第41	議案第47号	平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計 予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第42	議案第48号	平成28年度壱岐市水道事業会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

出席議員 (16名)

1番 赤木 貴尚君	2番 土谷 勇二君
3番 呼子 好君	4番 音嶋 正吾君
5番 小金丸益明君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中田 恭一君	12番 久間 進君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 深見 義輝君	16番 鶴瀬 和博君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	川原 裕喜君	事務局次長	吉井 弘二君
事務局書記	若宮 廣祐君		

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 白川 博一君 副市長 …………… 中原 康壽君

副市長	……………	笹原 直記君	教育長	……………	久保田良和君
総務部長	……………	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	……………	左野 健治君
市民部長	……………	堀江 敬治君	保健環境部長	……………	土谷 勝君
建設部長	……………	原田憲一郎君	農林水産部長	……………	大久保敏範君
教育次長	……………	山口 信幸君	消防本部消防長	……………	安永 雅博君
総務課長	……………	久間 博喜君	財政課長	……………	西原 辰也君
会計管理者	……………	平田恵利子君			

午前10時00分開議

○議長（鶴瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第7号～日程第25. 議案第31号

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第1、議案第7号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてから、日程第25、議案第31号市道路線の廃止についてまで25件を議題とし、これから各議案に対し、質疑を行います。

初めに、議案第7号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。中田議員。

○議員（11番 中田 恭一君） 済みません。通告なしで申し訳ございません。

9号の行政区設置検討委員会というのが、今度、できておるようでございますが、何年か前に、行政区を見直そうということで、総務のほうでやってきて、途中で断念というか、なかなか理解

を得れずに断念したことがあるわけですが、今回は、それと同じく行政区の設置を目指しているのか、また改めてここで出たということは、行政区の設置をどこか、国か県かが、もうそういうふうにしなさいという指導があつてやらなければいけないのか、いつまでにやらなければいけないというのがあれば教えていただきたいし、このメンバーの構成を、あて職というたら失礼ですが、メンバーの構成がわかれば、人数と併せて教えてほしいんですけど。

○議長（鵜瀬 和博君） 左野企画振興部長。

○企画振興部長（左野 健治君） 行政区の設置検討委員会の内容でございます。

現段階におきましては、基本的には自治基本条例の制定に向けて、今、取り組んでおるところでございます。今年度につきましては、第8回を、今終わっております。内容等につきましては、基本的な事項を、今調整いたしております。今回の設置条例の中では、今後、行政区をどのように持っていくのか、自治会、公民館のあり方、少子化、そして高齢化する中での組織を現状で行く形を、今後どのようにしていくかというのを、行政区の設置委員会、検討委員会を設けて協議していただくというふうを考えております。

それと、自治基本条例の義務的な部分と申しますか、これにつきましては特段ございません。設置すべき方向で努力したいというふうに思っております。

メンバーにつきましては、現在、委員につきましては10名以内を予定いたしております。自治公民館連絡協議会の関係者、各種団体に関わる方々の中から御推薦いただくと。その他公募による方々をお願いし、10名以内といたしております。

以上でございます。

○議長（鵜瀬 和博君） 11番、中田議員。

○議員（11番 中田 恭一君） 今まで8回ほど委員会を開催したということやったですかね。

それは、その自治基本条例に関しての委員会を開催したということですね。その人たちが、今度は行政区の件について、今後どうあるべきかというのを検討するために、今回、自治基本条例をやっていたある程度のメンバーの人たちが、こっちの行政区の新しいメンバーにそのまま移管するという形で……そうじゃなかった……今まで8回ほど会議を開催してということでありましたので、それは自治基本条例に関しての会議だったわけですか。ちょっとその辺だけ。

○議長（鵜瀬 和博君） 企画振興部長。

○企画振興部長（左野 健治君） 基本条例につきましては、審議会委員として設置をいたしております。これは今、自治基本条例の基本的な事項、理念条例になりますけど、そういった部分について検討していただいと。28から行政区の検討委員会につきましては、また別の新たな組織を設けまして、今後の自治会、公民館、そういった基本的なところを、再度、どうあるべきかというのを新しい組織で検討したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鵜瀬 和博君） よろしいでしょうか、中田議員。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号壱岐市職員の降給に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。6番、町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 今回、地方公務員法の一部改正によりまして、いわゆる、今まで多分例がなかったと思うんですが、地方公務員の降給というか降号ができるようになったということですが、その人事評価自体について、多分議員諸氏もあまりよく知らないと思うんで、基本的なことについて、含めて質問したいと思います。

質問通告してますが、一番最初にまず、この業績評価の実施権者と任命権者とあるわけですが、この業績評価の実施権者とは具体的に誰を指すのか、多分直属の上司が当たると思うんですが、これをお答え願いたいと思います。

2番目に、今回、降号の対象になるのが、全体評価が最下位の者で、何年か続いた場合は降号の任命権者がその者に通知するとなっておりますが、全体評価が最下位の段階は、全体の、例えば通知表みたいに絶対評価じゃないと思うんですが、多分これを相対評価で決められてると思うんですが、この基準はどうなってるのか、全体の何%程度がその最下位の評価しかもらえないとか、そういうのがあると思うんですが、その評価の区分はどのようになっているのか、また、この、例えば通知表みたいに、1、2、3、4、5とかですね、そういう評価が現実にあるのかどうかもお答え願いたい。

3番目に、これは地方自治の上でも非常に問題に、今でもなってるんですが、議会事務局職員の評価は、これは一体誰がするのか、恐らく、任命権者は議長になると思うんですが、この議会事務局においては、基本的には執行部から独立してないといかんわけやから、基本的には議長が任命権者になると考えておるわけですが、この議会事務局職員の評価はどうするのか。

それから、4番目、部長の評価は、これは誰がするのか、併せて、教育長、副市長については誰がするのかまで含めてお答え願いたいと思います。

5番目、任命権者と実施権者の役割の差、実施権者が、多分、直属の上司であって、その人が自分の部下について人事評価するわけでしょうから、例えば、教育委員会、ここに書いてますけ

ど、消防署、老人ホーム、環境組合等の実施権者と任命権者の役割の差をお答え願いたいと思います。

6番目、白川市長はこういうことはないと思うんですが、人事評価の、当然、降給された職員については、降号された職員については、承服しがたいという意見も出てくると思います。公平委員会等もありますけれども、その前に、壱岐市として、今度は条例で決めるわけですから、人事評価の第三者的な意見はどう取り入れていくのか、例えば九州でも、鹿児島県のほうで、市長の判断によって恣意的な人事評価とか人事が行われておりました。将来こういったことがないとは限りませんが、そういった第三者的な評価はどう取り入れていくのかまで含めてお答え願いたいと、一応質問通告は6点しておりますので、この点についてお答え願いたいと思います。

○議長（鶴瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） ただいまの町田議員さんからの御質問でございます。

議案第11号壱岐市職員の降給に関する条例の制定について6項目の御質問でございますが、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、業績評価の実施権者とは具体的に誰を指すのかということでございます。地方公務員法第6条では、任命権者は職員の任命、人事評価、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有する者と規定をされており、人事評価制度で言います実施権者とは人事評価の実施に責任を負う者であり、評価結果は実施権者の確認により最終的に確認するものとされておりますので、実施権者となり得る者は任命権者、または任命権者が指定した者と規定をいたしています。つまり、誰を指すのかということになりますと、市長ということになります。

次に、全体評価が最下位の段階は全体の何%に当たるのかという御質問でございます。また、評価の区分はどのようになっておるのかということでございます。全体評価の区分につきましては、S、A、B、C、Dの5段階でございますが、通常の場合はBということになります。Sは特に優秀であり、求められる行動が全て確実にとられており、特に優秀な能力発揮状況であります。Aは通常より優秀であり、求められる行動が十分にとられており、優秀な能力発揮状況であります。Bは通常であり、求められる行動がおおむねとられており、通常的能力発揮状況であります。Cは通常より物足りない、であり、求められる行動がとれないことがやや多く十分な能力発揮状況とは言えない、求められた水準を下回る役割しか果たしていない状況であります。Dははるかに及ばない、であり、求められる行動がほとんどとられておらず、必要な能力発揮状況でない、求められた役割を果たしていない状況であります。人事評価は職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び掲げた業績を把握して行われるものであり、能力の発揮状況を見る能力評価と、役割を明確化した上で上げた業績を見る業績評価で構成しています。

そして、いずれの評価も評価期間中の職務の遂行や業務の達成状況を評価基準に照らして、絶

対評価で行います。絶対評価とは、事前に評価の基準となる目標を設定し、評価基準に従って、一人一人を評価するものであり、ほかの職員と比較して評価するものではございません。ですから、初めから区分ごとにその割合は設定しておりません。実際に評価した結果、各区分ごとに何人で何%であったということになります。

次に、議会事務局の職員の評価は誰がするのかということでございます。議会事務局の職員の評価につきましては、主事、主任主事の1次評価は係長が行います。2次評価は事務局次長が行い、調整者は議会事務局長となります。係長の1次評価は議会事務局次長、2次評価は議会事務局長、調整者は副市長となります。事務局次長の1次評価は議会事務局長、2次評価はなく、調整者が副市長となります。事務局長につきましては、1次評価は副市長であり、同様に調整者も副市長となります。最終的な実施権者につきましては、任命権者である議会の議長かと思われませんが、もともと職員は市長部局から出向という形をとっておりますので、任命権者が指定する者ということで、議長より市長を指名していただき、市長が実施権者として人事評価の実施責任を負うこととなり、その評価結果は、市長の確認により最終的に確定されるということになります。

それから、部長の評価は誰がするのかということでございます。議会事務局長、市長部局の部長及び消防長につきましては、副市長が評価者でありまして、調整者を兼務をいたしております。教育次長につきましては、教育長が評価者であり、調整者を兼務します。

調整者の役割について御説明しますと、各評価者により評価に不均衡がないか、事実との食い違い、甘辛などの偏りがないかを審査します。必要に応じて、評価者から情報を収集し、不均衡等があると認められる場合には評価者に再評価をさせることも可能です。

最終的な実施権者につきましては、先ほど議会事務局の職員の評価で御説明しましたとおり、それぞれの任命権者により市長を指名をしていただきまして、市長が実施権者として人事評価の実施に責任を負うことになり、その評価は市長の確認により最終的に発表するものということになります。

それから、5番目の任命権者と実施権者との役割の差、そして教育委員会、消防署、老人ホーム、環境管理組合等でございますが、任命権者と実施権者との役割の差でございますが、先ほど御説明をいたしましたとおり、地方公務員法第6条では、任命権者は職員の任命、人事評価、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有する者と規定されておまして、人事評価制度で言います実施権者とは、人事評価の実施責任を負う者であり、評価結果は実施権者の確認により最終的に確定するものとされております。それぞれの任命権者から、実施権者に市長を指名をしていただきまして、市長が実施権者として人事評価の実施に責任を負うこととなり、その評価結果は市長の確認により最終的に確定するといたしてます。

ここで、教育委員会での例で申し上げますと、任命権者である教育長が教育次長の評価者であ

り、調整者になるわけですが、実施権者は市長であり、教育長による評価や調整が適当であるかを審査します。適当でないと認める場合は、再調整を行わせることになります。

消防署、監査委員会、監査事務局、農業委員会に置きましても同様の扱いとなります。

老人ホームにつきましては、任命権者が市長であるので、市長部局と同様の取り扱いとなります。

環境管理組合等につきましては、外郭団体でございまして、人事評価の対象にはなっておりません。

それから6番目の人事評価の第三者的な意見、どう取り入れていくのか、恣意的な評価が絶対ないとは言い切れないのではないかとということでございます。人事評価はまず、みずからの事務遂行状況を振り返り、評価に必要な情報を評価者に提供すること。その経験や反省を次期以降の業務遂行に反映させることや、みずからの長所、短所を気づき得ることを目的として、自己評価をまず行います。その後、上司による評価になるわけでございますけれども、議員御指摘のとおり、公平、公正に評価が行われなければなりません。これまで、平成25年11月、平成26年10月、平成27年7月に全職員を対象に勤務評定及び人事評価の研修を実施いたしております。また、今月18日には、評価者に対する研修を実施するところでございます。今後も、公平、公正な評価が行われるよう、長期的、継続的に評価者の研修を実施して参りたいと考えております。また、日常の業務を通じて把握している直接の上司が評価するものであり、第三者機関の介入は想定をしております。しかしながら、人事評価の公平性、透明性、公正性の確保と制度の信頼性を高めるために、面談による指導、助言のほか、苦情に的確に対応するため、苦情相談窓口を設置いたします。この苦情相談窓口は職員班のほうに置きますけれども、人事評価審議委員会というのを設けまして、その苦情の内容について、検討いたしまして、これもあの、その公正度が出ますけれども、これは実施権者が指名する者、市長が指名する者ということになっておりまして、部長等会とかが考えられます。問題があれば、再評価の指示をすることになります。

これらの取り組みによりまして、人事評価は活力ある公務組織の実現や、効率的な行政運営に資するものと考えておるところでございます。

御質問に対するお答えは以上であります。

○議長（鶴瀬 和博君） 6番、町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） 私は、勘違いしておりまして、実施権者っていうのは、多分現実に実施するんだから、直属の上司が実施権者になって、任命権者っていうのは、その上司を任命した者だから当然市長になるんだらうというふうな考えとったわけですが、今の部長の説明で、そうではないということがわかりました。

教育委員会においては実施権者が市長で、任命権者が教育長ということですが、そこで

ちょっと質問なんですけど、まずこの、先ほど、この人事評価については、部長は絶対評価だと言われましたけれども、例えばこのS、A、B、C、Dの評価っていうのは、要するに部長の、ただ絶対評価というのはですね、例えば学校の通知表みたいに、全体の例えば3%が5だとか、僕らのころはそうだけど、今はそうじゃないですけども、5だとか、全体の3%は1だとか、そういうのを絶対評価と言うんですが、このS、A、B、C、Dというのは、基本的に、市長がいちいち全部職員の業績評価をするわけじゃありませんので、当然、極端な例を言えば、上司の受けが良かったらSになったり、上司の受けが悪かったらDになったりとか、あるいは、能力があってもチームワークが取れないとかいう職員も当然おるわけやし、上司が嫌いだという職員もおるわけなんですけども、このS、A、B、C、Dでの絶対評価というのは、一体どういう基準でSであったり、Aであったり、Bであったり、Cであったり、Dであったりするの、まずここをちょっとお答え願いたいと思います。

それから、これを見ると、いったん最下位のD評価になると、数年となってますけども、例えば人間というのは、それまでは極端に悪かっても、急に、もちろんやる気を起こす場合だってあるわけなんですけども、もう一つ、この昇給規定というのは、例えばいったん降給されたらそのままなのか、あるいは特別にこの人は非常にやる気が出たから、非常に職員としては優秀だという、当然、反対に昇給規定も当然あってしかるべきだと思うんですが、それについてはどうなってるのか。

それから、先ほど、答なかったんですが、教育長、副市長についての評価は、これは誰がするのか、お答え願いたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 理事者側の答弁を求めます。眞鍋部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） まず、最初の質問でございますけれども、全体表号、S、A、そういったものの評価につきましては、難易度の基準というものもございまして、達成度の判定基準というものもございまして、そういう基準がございまして、例えば難易度の基準の場合には、当該順位にあるものとして、通常大幅に上回る業務量や前例のない業務であるなど、極めて高い水準であると考えられるものとか、そのほかに、3項目ございまして、そしてまた、達成度の判定基準でございますけれども、目標を大幅に上回って達成とか、目標を上回って達成、目標をほぼ達成、そういうことで点数がございまして、そういうことの全部を、この基準に基づいて評価をして、そして、その点数でそれを表して、S、それからA、B等の判定をしていくということになります。

それから、昇給の規定でございますけれども、昇給につきましては、この人事評価を参考、また、もとにして、壱岐市で初任給昇格昇給等の基準に関する規則というのがございまして、これに評価の結果を当てはめて、実施をすることになりますけれども、この人事評価制度というのは主に、人材育成という形でとらえたところでございまして、最終的には、その基準を判断して、規則に

のっとなってやっっていくということになります。

それから、教育長、副市長の評価は誰がするのか、特別職については評価をすることになっておりませんので、職員を対象にするということになっております。

以上でございます。

○議長（鵜瀬 和博君） 6番、町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） 3回目の最後なんですが、じゃあ、部長、実は公務員というのは、僕は、今回のような、当然、優秀な職員は昇給して、優秀じゃないというのもおかしいけども、あんまりやる気のない、能力的に見てどうかとかいう職員が、当然降給されるのは、僕は、当たり前だと思ってるんですよ。今までそういうのがなかった、一生懸命やっとする職員も、大してやってない職員も同じように、何年か過ぎたら同じように昇給して行って、差がつくのは、多分、役職手当とかそういうので差がつくぐらいしか今までなかったんですが、今回は、僕は、これぜひ人材評価、人材育成という観点だけじゃなくて、職員の評価そのものにもどんどん取り入れてもらいたいと思ってるんですが。ただし、数値目標の達成率というのを、今、部長言われましたけども、例えば今回、まち・ひと・しごと創生会議で、壱岐市も中期計画を立てました。この中には、数値目標がかなりはっきりとその部署部署で出ております。これに対する、例えば観光客の、まあ、わかりやすく言えば観光商工課なんかで、観光客の目標をこんぐらいあげるとか、そういうのも数値目標で出てます。観光客の誘致がこんぐらいまでなるとか。その評価の数値というのは、部署部署によって非常に違うと思うんです。その数値目標というのは、この中期計画に記載されてる数値目標も加味されるのかどうか。もう一つは、数値評価がない部署というのも当然あるわけなんです。そこの部分については、例えば、こいつは真面目にやっるとかいうだけで、僕は、基本的にほとんどの大部分の職員は真面目にやっと思うんです。ただ、真面目にやっとするからと言ってその人が、僕は、能力があるとは思わないんです。真面目にやっとなくて能力がある人間はおるし、真面目にやっとなっても能力がない人間も当然おるわけなんですけど、一番大切なのは、この数値目標という設定はどういうふうにされてるのか、僕は、数値目標がない部署、例えば総務部長のとこなんかは、数値目標を上げられて言われたら、どういうふうな数値目標を出されるのか、その数値目標の設定の仕方そのものが問われてくると思うんですが、そのところはこういうふうにお考えなんですか。

○議長（鵜瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） おっしゃるとおりで、数字にあらわせない部署もございます。ただ、この目標といいますのは、まず、その部署で組織の目標を設定いたします。そして、それに基づいて個人の目標を設定するという形になります。そうした中で、先ほど言いました、目標に掲げたものが難易度とか、達成基準とかそういったものも含めて総合的に判断するようになるわけで

すけども、そこは、そういうところをもって判断していくということになるわけです。ですから、繰り返してございますけれども、組織目標をまず立てて、その部署の組織目標を立てて、そして個人目標ということになりますので、それを判断するというようになります。

○議員（6番 町田 正一君） 議長、いいですか、最後にもう1回。

○議長（鵜瀬 和博君） よろしいです。6番、町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） 別に、部長が発言されとるから、部長のところの総務部を例にとると、じゃあ、総務部の組織目標というのは一体何なんですか。僕は、それがよくわからないんですけども、例えば、退職者が少ないとか、職員の欠勤が少ないとか、休みが少ないとか、残業時間が少なくなったとか、そういうのが組織の目標で、それを、まず組織の目標があつて個人の目標が当然あるわけでしょうけど、総務部なんかは、どんなして組織目標を立てられてるんですか。どういう基準で。

○議長（鵜瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 具体的な質問ということでございますけども、今現在、総務を含めて全体でございますけれども、行動目標というのを定めております。そこで、具体的には、済みません、申しわけございませんけども、行動目標というのを掲げておりまして、その内容もホームページで公表しております。それを、目標値が掲げていくわけですけども、具体的にということで、あえて申し上げますと、例えば、今回「国境離島新法」というのが市長も特に取り組まれておりまして、現在進めておられるところでございますけれども、それによる運賃の低廉化をやっぱり組織として目標に掲げようと、例えば一つ申し上げますと、そういうこともちょっと掲げておるところでございます、そういう状況でございます。

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。10番、豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 市職員の降給に関する条例は、いろいろ説明があつておりますが、先ほどから、ちょっと、出ておりますが、能力、実績、あるいは評価ですね、プラスになるほうも条例が必要だというふうに考えておりますが、市長の見解をどうぞ。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 当然、それも規則にある、それに準じて扱おうと思つてます。やはり、職員がなんと申しますか、頑張る、それに応じた、やはり花実とまでは言いませんけど、本人に対する利益、これはやはり考えなければいけない。壱岐市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づいて、評価をして対応していくということにいたします。

○議長（鵜瀬 和博君） 豊坂議員、よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号壱岐市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。14番、牧永護議員。

○議員（14番 牧永 護君） 人事委員勧告の改定を踏まえたとありますが、人事委員勧告の計算方法はどのようなものか、本市の財政は自主財源に乏しく地方交付税や国庫支出金に依存しているが、それらに関係があるのか、また、受け入れなかった場合、何らかのペナルティーがあるのか、私を含め、一般市民から見れば、給与等は地域にあった数字がベストだと思います。市の財政にあった、市の単独の数字を算出すべき委員会、審査会などは設立を考えてないか市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 人事委員会勧告についての御質問でございます。

人事委員勧告について、まず基本的な内容について御説明をさせていただきたいと思います。御承知のとおり、人事委員勧告は労働基本権の制約がある公務員への代償処置として、人事委員が国家公務員の給与や待遇の改善を政府に求める制度でございます。国会と内閣に対し、毎年1回以上、俸給表が適当か否かについて報告するとともに、物価や民間給与の変化などを考慮して勧告を行うものでございまして、例年8月に行われます。公務員の給与水準は、市場の抑制と

いう給与決定上の制約がないことから、経済、雇用情勢等を反映して、労使交渉等によって決定される民間給与の水準に準拠して定めることが最も合理的であるとの考えから、約1万2,300の民間事業所の役職段階や、勤務地域、学歴、年齢などの給与の決定要素を基に、約50万人の個人別給与実態調査をされまして、その給与の決定要素が同じである公務員との比較により、民間給与との差額が算出されておりました。また、ボーナスにつきましては、8月から翌年の7月までの1年間を、民間の支給実績と公務員の年間支給月数を比較して算出されます。

地方公務員の給与改定につきましては、都道府県や指定都市などの人事委員会が設置されている団体においては、当該団体の民間賃金の動向及び人事委員勧告の内容を勘案しまして、人事委員会が市長に対して独自の給与勧告を行うことで、その決定がされております。

一般の市町村など、壱岐市もそうでございますけれども、人事委員会が設定されていない団体においては、国の扱いや都道府県の勧告内容を受けて具体的な給与改定方針が決定されておまして、いずれも議会の議決により給与条例を改正することになっております。

それから、今年度の方でございますけれども、本年度の勧告につきましては、民間における賃金の引き上げ動きを反映し、4月分の月例給について民間給与が国家公務員給与を平均1,469円上回る結果となりまして、その格差を埋めるために俸給表の水準を引き上げるとともに、地域手当の支給割合の一部引き上げがなされ、いずれも4月にさかのぼって実施されるところでございます。また、ボーナスについても民間の支給状況等を踏まえ、0.1月分の引き上げがされまして、年間4.1が4.2になるということでございます。なお、このボーナスの引き上げ分につきましては、勤勉手当に配分することとされておまして、本年度においては12月に0.1月全部を、来年度以降は6月と12月にそれぞれ0.5ずつ配分されるという形となっております。

市の財政状況を考えるということかということであろうけど、ただいま御説明した内容のことでございまして、決定をいたしているところでございます。上程をさせていただいております。

例えばまた、その勧告に従わなかった場合に何か罰則があるのかと、これは罰則はございません。

そういうことで、この決定については、人事委員勧告を尊重して、人事委員会もないものから、それを尊重して、どこの自治体もやっておるということでございます。他市の状況でございますけれども、県におきましては、今2月会議で上程をされておまして、また、本市を含む13市についても3月会議で上程をされておるということでございます。

そして、当然、皆様方特別職、議員の皆様方も、当然今回の改定の中にあるわけでございますけれども、本市においては見送るということに御意見をいただきましたので、そういうことで、見送りをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（鵜瀬 和博君） 14番、牧永議員。

○議員（14番 牧永 護君） 人事勧告が民間の数字をちゃんと計算しているということですが、私たちから見れば、民間の給与がほとんど上がってないのにとこの意見が多ございしますので、質問させていただきました。

先ほど、市長に、人事委員、給与の、市町村にはないけど、私は、よそがなかっでもうちでは作って、検討してもいいんじゃないのかと思っておりますので、その辺だけお聞きしたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 牧永議員がおっしゃる全国の水準と、壱岐の水準がどうなのかということが、その主旨だと思っております。

職員組合等との問題もございますが、今後研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（鵜瀬 和博君） よろしいですか。ほかに質疑がありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号壱岐市教職員宿舍の設置に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号壱岐市へき地診療所条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号壱岐市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号壱岐市火災予防条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第24号公の施設（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号公の施設（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号公の施設（壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ）の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号公の施設（壱岐市石田町総合福祉センター）の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号公の施設（へい死獣畜一時保管処理施設）の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号公の施設（勝本総合運動公園）の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号過疎地域自立促進計画の策定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号市道路線の廃止について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第31号の質疑を終わります。

日程第26. 議案第32号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第26、議案第32号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会でお願ひします。

日程第27. 議案第33号～日程第33. 議案第39号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第27、議案第33号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から、日程第33、議案第39号平成27年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）までの7件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第33号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第35号平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号平成27年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について質疑

を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案第37号平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案第38号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案第39号平成27年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第39号の質疑を終わります。

日程第34. 議案第40号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第34、議案第40号平成28年度壱岐市一般会計予算を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いいたします。

日程第35. 議案第41号～日程第42. 議案第48号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第35、議案第41号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算から、日程第42、議案第48号平成28年度壱岐市水道事業会計予算までの8件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第41号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第41号の質疑を終わります。

次に、議案第42号平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第42号の質疑を終わります。

次に、議案第43号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案第44号平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案第45号平成28年度壱岐市下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案第47号平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案第48号平成28年度壱岐市水道事業会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第48号の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第7号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてから、議案第31号市道路線の廃止についてまで、及び議案第33号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から、議案第39号平成27年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）まで、並びに議案第41号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算から、議案

第48号平成28年度壱岐市水道事業会計予算まで40件を、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第32号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）及び議案第40号平成28年度壱岐市一般会計予算については、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号及び議案第40号については、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名を指名したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く15名を予算特別委員に選任することに決定しました。

それでは、しばらく休憩します。

午前10時56分休憩

.....
午前10時56分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が決定しましたので御報告いたします。

予算特別委員会委員長に11番、中田恭一議員、副委員長に14番、牧永護議員に決定いたしましたので御報告いたします。

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、3月7日月曜日午前10時から開きます。

なお、7日は一般質問となっており、3名の議員が登壇予定となっています。壱岐ビジョン、壱岐FMにて生中継をいたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますようよろしくお願ひします。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時57分散会

議事日程 (第 3 号)

平成28年 3 月 7 日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

4 番 音嶋 正吾 議員

1 番 赤木 貴尚 議員

3 番 呼子 好 議員

日程第 2 陳情第 1 号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整 (減額) 廃止を求める意見書採択を求める陳情

本日の会議に付した事件

(議事日程第 3 号に同じ)

出席議員 (16名)

1 番 赤木 貴尚君	2 番 土谷 勇二君
3 番 呼子 好君	4 番 音嶋 正吾君
5 番 小金丸益明君	6 番 町田 正一君
7 番 今西 菊乃君	8 番 市山 和幸君
9 番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中田 恭一君	12番 久間 進君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 深見 義輝君	16番 鶴瀬 和博君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 川原 裕喜君 事務局次長 吉井 弘二君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	土谷 勝君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	大久保敏範君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	安永 雅博君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	西原 辰也君
会計管理者	平田恵利子君	こども家庭課長	増田 誠君

午前10時00分開議

○議長（鶴瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか4名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに陳情1件を受理し、その写しをお手元に配付をしております。

日程第1. 一般質問

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め、50分以内となっておりますので、よろしく申し上げます。

なお、壱岐市議会基本条例により、質問者に対して市長等に反問権を付与しておりますので、反問権が行使された場合、その時間は議長判断により、一般質問の時間を延長いたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、4番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。音嶋議員。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 音嶋 正吾君） 皆さん、おはようございます。ケーブルテレビをご覧の市民の皆様、そしてFM放送を拝聴の市民の皆様、おはようございます。

4番、音嶋正吾が、教育長並びに市長に対して一般質問をいたします。

第1点目は、1月20日に教育委員会所管において発注をされました、壱岐市立小学校消防施設耐震工事並びに壱岐市立勝本中学校耐震工事による、いわゆる疑義に対しての真相究明に関してお尋ねをいたします。

2月議会におきまして、電気業者数社が私の自宅に訪れられまして、非常に疑念を払拭できない入札が行われたとの相談を受け、私が2月議会で動議として提案を申し上げました。

その節に、私は教育長の答弁に対し、非常に真に迫った答弁というのがなかった、そして危機意識が欠如しておるのではないかというようなことで、再度一般質問で取り上げさせていただきました。

そして、2月の22日の日ですかね。市長に対して、当工事は電気業者Aランクの6社で執行されたと同っております。そのうち、特定の1社を除く5社が連名において壱岐市長に対し、発注者であります壱岐市長白川博一氏に対して申し立てをされたと拝聴をいたしております。

まず、第1点目ではありますが、このいわゆる工事の設計図書並びに修繕箇所を特定するには、どのような方法でされたのか。そして、見積もりは何社ほどに見積もりを依頼し、設計図書の参考にされたのか。

そして、2点目といたしましては、いわゆる入札執行、執行が普通であれば、契約課、市におきましてはプロである契約課のほうでなされるのが当然であろうと思うわけです。財政課ですね。

この場合においては、教育委員会で実施をされ、それも係長と課長補佐2人で実施をされておるというゆゆしき事態であるということをお聞きをいたしました。

そして、その入札終了後に、担当係長は入札に参加された皆さん方に対し、陳謝をされております。今回の入札において、特定の業者の見積もりを採用し、最低制限価格を設け、全て特定業者以外は低入札価格以下に応札をされ、失格になったということに対し、陳謝をされておる。特定業者の今回は見積もりを採用した結果、このようになるとは考えもしなかったという陳謝の言葉を申されております。

私は、この係長は潔い男だなと思っております。非は非として認め、今後にやっぱり改善をしていくという、そうした率先的な姿勢がうかがえるのは非常に、私は仕事のあり方としてはミスはあるけど、人生には誰もミスがないわけはございません。よく「疾風に勁草を知る」と申しますが、やはり強い風を受ければ、それだけ草木も強く育つんです。

だから、そうした観点で申し上げて、素直に陳謝をされたことに対しては、高く評価をいたしたいと思えます。

そして、これからまた私がお尋ねをした限りによりますと、上司に報告をしたのかと。当然報告をしておる。この入札の経緯を報告をしておられる。しておられないというならば、私は言いたい。決裁をおろしておるわけですから、ね。これだけ四、五百万円の差がある、450万円ぐ

らの約差があるんですよ。

ですから、決裁をおろす。すなわち裁可をするということは、その折に疑念を持たねばならないのは当然であります。プロフェッショナルの壱岐の代表する電気業者の6社が、そんな大それた見積もりが外れるようなことはするわけがないと私は考えておりますので、この件に関してもお尋ねをいたしたいと思います。

そして、上司に報告をし、かつ契約をするまで、入札の日を含めて1週間以内に契約締結することと条例でなっております。規則でもなっております。

そうしたことが、なぜその課に上司が判断できなかったのか、適切に。私は、管理職の危機感のなさを強くここで訴えたい。

以上の件に関して教育長に、私が7分かかりましたんで、おたくに10分の時間を差し上げます。10分で答えてください。

○議長（鶴瀬 和博君） 2番目の市長の分についても、一緒をお願いします。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 全部申しあげましたよ。

○議長（鶴瀬 和博君） （2）。

○議員（4番 音嶋 正吾君） （2）に関しては、総合的にこの事態を受けて、市長はどのようにまず考えられるか。入札執行権者として、最高責任者として、どう考えられるかをお尋ねをいたしたい。

○議長（鶴瀬 和博君） 音嶋議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 4番、音嶋議員の質問にお答えをしたいと思います。

冒頭、議員のほうのお言葉の中に、小中学校耐震云々というお言葉をされましたが、これは消防設備の入札のことですので、もし認識が違っておられれば改めておいてください。（「そうですね」と呼ぶ者あり）

小学校・中学校の消防設備の今回の取り上げ方だと考えます。どのような方法でされたのかということについて、まずお伝えをしたいと思います。調査設計業務委託を現在の保守点検業者のA業者をお願いをしました。委託業務として受け切らないという返事がありました。設計事務所ではないということだったと。

ただ、見積書は消防署に行き、チェックをかけてつくるので、時間はかかるが作成をするということでした。よって、見積もりはお願いをしました。

議員御指摘のように、この時点で、時間はかかる、あるいは保守点検業者でない方にも、もう一、二社はお願いをするべきだったと、私どもこの時点で一から見積もりをしていただくための労さを妙な親切心を働かせて、ここで1社だけにとどめたということについては、大きく反省を

しております。

今後、このような形がないよう、全てのことについては、数社の見積もりで随意契約から含めて考えていきたいと検討しているところでございます。見積もりは、よって1社で今回は進めたということになります。

入札執行につきましては、2月22日もお伝えしましたが、教育総務課長を他の用務に命じたために、その課長補佐としての役職の者を私が人材を育てる意味でも、係長と一緒にこの入札執行に当たらせました。これまでも、もちろんこういうことはあっております。

1月20日の入札が終わった場での執行として担当した係長の言葉を議員がお取り上げになりまして、その場に議員はおられませんので、当然お聞きになった言葉だろうと思います。陳謝をしたということで議員のほうを受けとめられているようですが、私のほうにあった報告の文言は、その陳謝には当たっていないと捉えております。

正確に申し上げますと、会場の雰囲気は何か違っていたということを察した係長は、次のような補足をしております。「見積もり業者に有利な結果となった。以後、改善するよう協議します」そう会場の皆さんにお伝えをして、その後、会場からは特に意見も出ないまま、幾らかざわざわ感があったものの、解散をされておられます。

よって、入札の執行については不備はなかったと、報告を受けた私のほうは捉えたところでございます。

それから、議員が御指摘になる契約については1週間以内ということになりますので、1月20日から1週間間の1月26日に契約を一応しております。それまでの間に、業者の方とかほかから、いろいろ委員会のほうにお伝えいただいたことがありませんでしたし、私どももこのまま契約が結べるものと思ってしたところでございます。

以上でございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 音嶋議員のこの件に関する私の見解ということでございます。

本工事の入札執行につきましては、財務規則及び建設工事執行規則、並びに建設工事等最低制限価格取扱要綱に基づきまして執行いたしてございまして、入札日から7日以内に契約締結をいたしてございます。

しかしながら、今回問題になっておりますのは、工事費の設計価格算定において、県の設計基準単価や物価資料等にも掲載がない特殊資材等については、複数の工事業者から参考見積もりを徴収し、見積もりの比較等を行い、より適正な設計価格の算定に努めなければならなかったとこ

ろでございます。

議員御指摘のように、特定の業者の見積もり価格をもって設計価格に採用したことでありまして、このことにつきましては、競争入札の根幹にかかわり、大変遺憾に思っております。

しかしながら、今回の入札につきましては、既に契約済みでございます。また、受注者側には瑕疵がないことから、発注者側からの契約解除は法的にできません。

繰り返しになりますけれども、受注者側に瑕疵があったものではないこと、また工事の履行に問題があるとは認められないことから、このまま工事を進めさせていただきたいと思っております。

今後、設計に当たっては、既定のチェックリストにより確認を行わせるとともに、入札に当たって疑義が生じた場合は一時保留するなど、慎重にとり行うよう指導してまいります。議員並びに関係皆様には不本意な点があるかと存じますけれども、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 今の答弁を聞いておまして、市長は最高責任者としての責任を若干痛感しておられるなというふうにお聞きをいたしました。

ただ、私は見積もり入札においても、随意契約の中にも3社以上の見積もりをとると、ちゃんと規則にもなっております。

そして、今回のいわゆる小学校消防用施設改修工事、それと勝本中学校の消防用施設改修工事も同様ですが、特定の1社の見積もりを採用したということは、当然その業者に有利に働くことになりはしませんか。

私はこれは完全に競争入札妨害罪、これに値すると思いますよ。1社のみ入札ですよ。1社のみ、いわゆる見積もりを採用し、それをベースとしてやるならば、当然そういうふうな結果になるであろうと私は思います。

それで、市長も申し立て書をお持ちのときに、業者に対して、私も過去に学校の設計をしたことがあるんですよということで認識を示されております。そうしたときに、市場価格をそのまま単価に入れたときは、物すごく高い、約6割ぐらいで入るんですよというような認識を示されております。私もそうであろうと、6割であれ、8割であれ、わかりません。

しかし、今回、私は専門業者に精査をしていただきました。そうしますと、小学校の消防施設から申し上げますね。盈科小学校で99万3,084円、瀬戸小学校で658万1,000円、石田小学校で64万2,000円、合計で816万7,000円、これぐらいになるんです、通常価格でいうたら。

5社は全部これぐらいの積算をしておられるわけです。いいですか。経費を入れても、これで積算をして応札をされて、全て失格をしておるわけです。

この特定の業者の見積もりを採用したために、よく耳を、私も耳は遠いですが、よく聞いておってください。盈科小学校は142万6,000円、瀬戸小学校は1,138万円です。そして、石田小学校102万円。これぐらいにやはりあれですかね、差があるんですか、消防施設に。それを今、積算根拠をあれしましたら、要するに定価が全て入ってるわけですね、材料に定価。いいですか。定価、そして経費が50%強入っているわけです。

今までの教育委員会の工事で入札するときも、35%以上に経費を見ることはなかった。修繕工事であれば、1割ぐらいで全部抑えていた。この金額にならないんですよ。いいですか。特定の業者が見積もって落札したなら、予定価格が1,380万6,000円、この定価を入れ、そして経費を55%積み上げたのが、1,382万7,000円。いいですか。これでおたくたちは設計に採用してるんですよ。だから、こういう差が出るんですよ、こう。税金の無駄遣いじゃありませんか。

それも特定の業者1社の見積もりを採用し、随意契約にすれ、そして見積入札にすれ、複数の業者の見積もりを採用してやるのが通例じゃございませんか。

そして、陳謝と、さっき係長の行為を陳謝とは、私が言葉の選びようが間違っていたと思いますが、教育長の言われた認識であろうと思います。

しかし、その係長は高潔な方であると思いますよ。こういう結果にまさかなとは思わなかった。いいですか、正直な人間ですよ。それを上司がうやむやに葬ろうとする。闇に葬ろうとする。こういう体質こそが今問われてるんですよ。いいですか。違いますか、私は言うことが。

市民の皆さん、よく聞いてください。違いますか。特定の業者に有利になる、入札軽視じゃありませんか。

そして、今までの修繕工事であれば、全て最低制限価格なしでやって、今回はありになっておる。それは、指名委員会で決定されることですから、僕がとやかく言うことはありません。指名委員会の長は副市長でありますので、それは執行の権限でありますから、我々がとやかく言う問題ではないけども、これだけの差があるということなんですよ、これだけの。どう弁明されるんですか。私は、どうかすれば競争入札妨害になりますよ。

そして、壱岐市のホームページの中に財務規則がございます。いまだに、最低制限価格は3分の2とすると、工事価格に載ってます。

そして、いいですか、壱岐市建設工事等最低価格取扱要綱ということには、90から90.99までの間に、そしてランダムを引いて、90.何々ということは、2者のくじ引きでやる。なぜ、ここら辺、整合性がないんですか。優秀な職員がおって、何でこういうふう違うんですか。財

務規則と最低制限価格取扱要綱となぜ変えないんですか。違いますか。

今までの件に関して、教育長答弁をお願いします。わかりやすく簡潔に。さっき8分与えましてから、今度5分。質問者に権利はありますのでね。いいですか、5分でお願いします。

○議長（鶴瀬 和博君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 議員の今のお尋ねの中で、1つ明確にしておきたいことがございます。最低制限価格についてでございます。

これは実は1年前の1月27日に、同じく消防用設備で入札をしていただきました。これは修繕費扱いでいたしました。そのときの予定価格と競争入札による落札はここになります。

せんだって22日に、議員が御指摘になりました33.5%ぐらいの落札額になってくるというのが、そのときの状況でございます。

そのときに、入札が終わりましてから、御出席の9社の皆様方の中から、Aランクの所属されるお方が挙手をされまして、実は私どものほうに要望をされました。それは、ほぼこういう意味でした。中小企業は最低制限価格がないとたたき合いになり、大きいところに太刀打ちできないから、最低制限価格の設定をお願いしたいと。

出席された方は多分お聞きになっているはずでございます。静かな中で、着席をされた中での挙手起立による発言だったと聞いております。当時の教育総務課長、山口がその旨を聞き、「今後検討させていただきます」と、しっかり答弁をいたしました。

そのことも含めまして、27年度の当初予算を扱うときに、小学校15校のうち、整備点検等報告をいただいた中から緊急性のある3校について、中学校1校について、この消防設備の工事をすることにしたときに、金額的に見ても工事費扱いにしたほうがよかろうということで、私どもも工事費扱いとして、今回ずっと考えて取り組んできたところでございます。

まず、この辺については工事費設定の理由を、そして最低制限価格が当然規則に従って設定されるということについての御理解は正しく持っていただければと考えております。

先ほども申し上げましたように、1社で見積もりをしてしまったという、この妙な私どもの働いた親切心が、今回おっしゃるとおりでございます。反省をしております。

中学校の1校と小学校の3校分について、次のような資料もどこかで見たことがあるわけですが、ちょっとご覧いただきたいと思いますが、つまり小学校はこういう形の並びになっております。これは3校分でございます。おっしゃるように、予定価格と落札価格とがこういう形になり、議員が御指摘になっているこの開きだということだろうと思います。

じゃあ、全く同じ手続で進めてきた中学校1校の分については、こういう形になります。ひとまず議員のお言葉にすれば、開きはそこまで疑惑を感じるような形はなかったということでしょう。

うか。2つを並べて見ていただきますと、わかられると思います。

係長が感じましたこと、報告を受けて私どもが感じましたことも、同じ手順、1社見積もりの非は認めますよ。同じ手順でしてきたときに、やはりこういう形で、一つは開きがあり、一つはこのような形になるというのは、どこにその違いがあるのかというのは、誰もが分析を進めるところだろうと思います。

おっしゃるように、小学校の場合は特殊部材器具を使う形になります。それは、パッケージ型消火器というのがあります。これを瀬戸小学校は消防署の指導に従ってやった場合、瀬戸小学校だけで校舎6、体育館3、9台設置する形になります。

このパッケージ型消火設備が、議員のおっしゃる定価で考えると、65万円でございます。インターネットで一応私どもも調べまして、4社ほどが65万円とか63万5,000円とかいうのを確認はいたしました。

なおかつ、この機材を入札でしているところのものを取り寄せましたときに、そこでは53万円、1台についてですよ。53万円、50万円、49万8,000円という入札が実施され、49万8,000円という落札結果を調べたところでございます。

そういった意味で、議員御指摘にある定価と市場価格についての考え方が、今回工事費になったとき、私どもにも十分差はあったとは言いません。不十分な、勉強不足の面はあったとは思いますが、ひとまずこの見積もりでいただいた分の定価に準じた形で、設計図書に携わったということになります。

ほかにも部材器具として考えられますのは、これが実はパッケージ型でも非常に6社が見積もっていただいた金額的に差があるわけです、実を言いますと。

極端にいうと、ここで一番低い方は、400万円以上離れているわけですね。それぞれがどういったメーカーの商品をお使いいただいたり、どういったこれまでの業者の方との信頼関係がある中で、いかに市の財政に迷惑をかけない形での部品をお取り入れいただくかという努力はしていただけてますから、価格をぎりぎりまでお下げいただく中での入札に臨んでいただいているということはわかりますが、先ほど申しました最低制限価格を設けて進めたというところは、やはり業者の方にも一定ある程度の仕事をしていただいて、きちとした形での生活の保障にもつながるといふことも、裏づけとしては当然必要だとは考えております。

が、おっしゃるように、まだまだ私どもの精査の仕方には十分さは足らなかったと、それは考えております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 教育長が今見解を述べられたように、最低制限価格を設けるとい

うことは、私は今の御時世に合うと思います。全てデフレ経済、いわゆる安いだけがいいのではないと。やはりそこに生活をしていく上では、ある程度のコスト線引きというのは必要、それは共有します。

ただ、その採用する過程、見積もりを採用する過程、それがそもそも間違っておったと。そして、係長と課長補佐2人で入札をさせること自体の判断の誤りがある。そうでしょう。この議場で採決をするとしますね。偶数で採決して、割れますよ、極端にいつて。

土谷議員がおりますが、土谷さんはこう考える、私は反対の考える。誰が第三者が判断するんですか。チェック機能働かないじゃないですか。

市になってからは専門職がふえる、合併効果としてふえる。そうした知識が蓄積されることは、知識を引いた上でプラスになるというふうに、私たちは聞いておりました。契約のプロは財政課じゃないですか。今回、財政課が蹴ったんじゃないやありませんか。いろいろ手続上が遅いとか、そういうことはないですか。

市長はそういうことを悔いておられるみたいですよ。余り食い違うような発言はしないがいいですよ。

それと、私は組織のあり方を問うてるんです。それは、やはり職員であっても、上司にまず相談をしないで勝手にやることはないはずですよ。あるならば、皆さんたちが今議会に提案をしておられます。職員の降級、町田議員のほうから質問があったと思いますよ。どういふので降級するのかと。どういふふうな感じで評価するのか。

仮に、今回の係長を一生、例えばこのミスをしたから、お前はもうだめだ、いうこともできるんですよ。全て皆さんたちは決裁をおろしてるんですよ。印鑑押した意味がわかりますか。

自分たちは逃げておいて、まず一番先は課長じゃないですか。その次、誰が押したんですか。この決裁の印鑑を認めると。

私、そこら辺がわからんと、教育長、「トラスト ミー プリーズ」「私を信じてください」と言っても、私は信じませんよ。誰が印鑑を押したんですか。

そして、最終的には市長の公印は、契約のときは総務課長が管理するようになっております。誰が最終的に市長の印鑑を押して契約したんですか。

教育長、答弁を願いたい。誰がどういふあれで、市長までいったのか、決裁印が。わかるはずですよ。答弁ください。

○議長（鵜瀬 和博君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 先ほど申しますように、課長補佐と係長を入札執行の場に立ち会わせしたのは私でございます。私とその業務を執行できると判断をして、そのように命じた。これは

先の議会でも、そう申し上げました。そういった意味での責任は私にあります。職員を育てる場を持つということも上司の役割だということも、長い生活経験の中で思っておりますので、まず一つです。

そして、決裁の印鑑は私がもちろん押します。ただ、議員がおっしゃるように、この工事費の金額がありますので、この金額については明確に市内壱岐市のこういう事業を推進していくときには、最高決裁者は誰、誰という形が、区分がございますので、その中で対応を適切に行っているところでございます。

なお、先ほど財務課のほうとのやりとりについて言われましたが、工事費にするとか修繕費にするというのが明確に、1,000万円なら1,000万円という数字はありません。それは、私どもとしては、これまでのやりとりの中で目安としてそのような数字があるだろうと、こう考えております。

よって、22日のときにも、そのようにやりとりの中から申し上げながら、なおかつ最低制限価格の必要性を認めて取り組んできたというところでございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 教育長は、全て私が委任をしたと。形的には市長が教育長に委任をしたようになるわけですね、形は。

そして、本来契約というのは、財政課のほうでしてるのが通常じゃないんですか。今までに、会話を通じて、執行権者として、あるべき姿であったのか。今後改善をすべきは、改善をしようとするのか。そこら辺の見解を明確に市長にお尋ねをして、もうこれで質問を終わり、次に移りますので。簡潔に。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 先ほど申し上げましたように、見積もり、設計図書の作成段階で、これは先ほど申しましたように、入札の根幹を揺るがず、事務が、正直申し上げてまずかったと思ってるわけです。

そういった中で、契約担当、財政課、そういったことについても、ちゃんとやはり指導してまいります。今回の契約当事者は私でございますので、決裁がどこまであったとか、そういうことじゃなくて、私にその責任がございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 壱岐弁で申し上げたら大変申しわけないんですが、「こいな押印

をせがむる」よく言いますよね。「おいは公印をせがむる」でした。済みませんでした。よう言いますね。

ですから、全て私は執行の長であるべく、そして部署の長であるべき者は、全て俺が責任をとる。だから、やりなさい。これぐらいに僕はチャンスを与えることは、教育長に言われるように、当然と思うんです。

ただ、いざ問題が起こると逃げまくる。真実は1つなんです。真実は1つ。私はそのことを強く考えております。なぜかといいますと、職員の皆さんも耳が痛くなるかもしれませんが、町役場の職員のとくと、市役所の職員になったら、何か箔がついたみたいな感じで、私たちにもちょっと傲岸するような態度で臨みますよ。住民の皆さんには、本来公務員というのは公僕なんです。住民のための公務員ですよ。逆になってませんか。

権力が、財政が、例えば財政規模が大きくなるとか、私はそんなことがあってはならないと。我々議員も町会議員と同じような感じで、住民の皆さん一人一人の声を吸い上げて、やはり皆さんとともにつくっていくのが本来の自治のあり方であると考えております。以上を申し上げ、次に移りたいと思います。

前回に引き続いて、芦辺中学校の建設予定地問題であります。もう時間もございませんので、これは呼子議員のほうで通告をしておりますので、私は駆け足で進んでまいりたいと思います。

私が前回一般質問をしましたのは、1月の16日であったかと思えます。そうしますと、早速教育長は、済みません、申しわけありません。ちょっと私が錯乱をしておりますね。12月の16日です。そして、第1報を発行されたのが、12月の18日。そして、今日までナンバー6までですかね、提出をされております。

そうした中におきまして、私がもう総合的に申し上げますからね。1、2じゃなくて。

ここの中で強調されておるのは、旧芦辺町において、苦渋の選択をした中で統廃合を進めたこと。保護者の皆さん方は大変心を痛められたという見解を申し述べておられます。同じことではないですか。旧郷ノ浦町なんか4校ですよ。前提条件なしに、苦渋の選択として統合されたんですよ。いろいろ後に、どう言いますかね、要求を突きつけなければなるんですか。

私はここら辺おかしいと思うんですよ。壱岐市の財政の中から支出してるんですよ。壱岐市政なんですよ。

それで、芦辺中学校の父兄の皆さんから、私はこれはいただきました。音嶋議員、こうしてずっと発行されてるよと。私たちにはこういうのは見えないんですよ。議員ですら見えないんで、入手することは困難なんです。

そうした中で、次から次へと進められる。そして前回、教育長はこのように言われました、私に。要するに、議会の議決を受けて地質調査、そして地籍調査もしておると。当然です。これが

適地かどうかを判断するために、その作業は私は必要であると思うから、私自身も議案に対して賛成をいたしました。

そして、かつ今回、当地区は地すべり地帯ではないというふうに、父兄の方にお知らせで通知をされてます。上は地すべり地帯なんです、いいですか。県道より下が地すべり地帯じゃなくても、スライディング現象とって、滑る現象というのは、加速度的に起こったときよりも下ほどスピード早くなるんですよ。

そうしたことも、今回の中には入れておられます。ナンバー6まであれしておられますが、これを総合的に勘案して、私は壱岐市民の皆さんにも、このことは当然知らせるべきであると思えます。庁舎問題の建設の是非を問うときに、郷ノ浦中学校規模の校舎を建てかえるとした場合に13億円ほどかかるということ、ちゃんと資料でありますから、いいですか。

それに体育館、いいですね。造成費含めると、私、今回の事業で20億円は下らないなど。財政課長に言いました。どれくらい予算見とるね。まだわかりませんと。わかりませんと。ですから、自分なりに試算をしてみました。20億円ですよ。そりゃ、学校施設環境改善交付金、そして合併特例債、いろいろな起債を使われると思いますが、借金なんですよ、最終的には。

ですから、皆さんに開示すべきじゃないですか。平成31年には、中期財政計画においては、いわゆる収支のバランスが崩れて、財政調整基金から持ち出しをするようになりますよ。

将来に禍根を残すことであれば、住民の皆さん、市民の皆さんによく啓発をしてやるべきではございませんか。教育長の見解を求めます。

○議長（鶴瀬 和博君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 4番、音嶋議員の2番目の質問にお答えをいたします。

お言葉の中に、例えば郷ノ浦中学校等の統合について、前提条件なしにというような表現をなされましたが、それは適切な表現ではないと思います。

当然、統廃合の対象になる学校が、一緒になる前に時間をかけて話した結果、現在ある施設を使ってするとすれば、旧武生水中学校を使ってスタートすることに歩み寄って合意を得た結果であり、一方的な形でしたということにはなりませんので、その辺どうぞ誤解のないように、突きつけたということにはならないと当たります。

それから、現在、芦辺中学校の新校舎建設に向けての取り組みを進めている中で、総務文教厚生常任委員会からも御指摘等をいただきながら、住民、保護者等への周知が十分でない、こう御指導を受けましたので、なるほどその辺を抜かっていた。4年経ち、保護者も大きく変わっているし、スクールバスで通っている中で、保護者の意識、子供たちの意識も変わる中で、その辺についての示唆をいただいたものと思っております。

地すべりにつきましては、議員のお話ですと、現在の地のすぐ上も地すべり地帯だという想定の中でのお話かと思いますが、少し指定地域はずれておりますので、その辺のところは私どもも確認をしているところでございます。

当然、芦辺中学校の建設に使うお金は、市民の全ての方でございまして。全部の市民にいろんな面でお知らせをすることは適切であろうと思いますが、今回は芦辺中学校という校区がある中でのお考えとして、まずは芦辺中学校の保護者、将来通うであろう芦辺町内の小学校6校の保護者に対してお知らせをし、なおかつ、少しおくれましたが、議員の皆様方にも全てこのナンバー1からナンバー6まではお届けをしているはずでございまして。いろいろお気づきがありましたら、また私どものほうにお知らせをいただきたいと思っております。

議員がおっしゃる禍根を残さないように、適切な学校建設に努めてまいります。ここにつくってよかったと、そう言っていただける建物にしたいと考えます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 一般質問の時間は50分以内となっておりますので、簡潔によりしくお願いします。

○議員（4番 音嶋 正吾君） はい、ありがとうございます。

最後に、市長にお尋ねをいたして終わりたいと思っております。

今回の行政報告の中で、市長は芦辺中学校建設は進めてまいりたいというふうに行政報告の中で述べておられますが、今の心境についてのみお尋ねをいたし、私の一般質問を終わりたいと思っております。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 教育委員会の組織と運営に関する法律、市長は教育委員会の意見を聞かなければならないということでございまして。教育委員会は独立した行政機関でございまして、教育委員会の意見を尊重するという事に尽きます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

午前10時54分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

次に、1番、赤木貴尚議員の登壇をお願いします。赤木議員。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 登壇〕

○議員（1番 赤木 貴尚君） 本日の一般質問、2人目の1番、赤木が通告に従い、質問をさせていただきますと思います。

少子化問題は社会経済の根幹を揺るがしかねない、待ったなしの問題となっています。子供は壱岐の希望であり、未来の力です。次代の社会を担う子供を安心して産み育てることができるには、環境を整備して子供が健やかに育つことができる社会実現のために取り組むべきことだと思います。

まず、大きく1点として、妊娠期から子育て期にわたる支援についてお聞きしたいと思っております。

まち・ひと・しごと創生基本法では、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるの項目に、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援で、妊娠期から子育て期にわたるまで、さまざまなニーズに対して総合的に相談支援する子育て世代支援包括センターの整備、周産期医療の確保が記載されております。

国の方針を受け、全国の市町村では、子育て世代包括支援センターの設置の動きが急速に広がっております。この子育て世代包括支援センターは、助産師や保健師などの専門職がきめ細やかな支援をワンストップで総合的に行うもので、この制度はフィンランドのネウボラというのがモデルになっております。

ネウボラとは、保健師などによる妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行う相談体制、いわゆる相談所で、ネウボラとはフィンランド語でアドバイスを受ける場所という意味です。

妊娠がわかると、各種健診や悩みや不安の相談、子育ての指導のサービスを無料で提供するもので、子育て世代包括支援センターとは、このフィンランドのネウボラがモデルになっております。

現在の壱岐市の状況では、壱岐市のホームページによると、子育てに困ったら壱岐市福祉事務所、家庭児童相談所へと。赤ちゃんが生まれたら、壱岐市健康保健課保健師へというふうになっております。

他市町村では、相談支援を行う専門職に保健師や助産師でなく、臨床心理士や社会福祉士、保育士などを配置しております。相談者にきめ細やかで的確な対応を行うためには、窓口に常駐して相談、助言を行う職員と外部関係機関との連携は非常に重要だと言えます。

市長が行政報告において、子育ての環境の充実についてということで述べられております。こ

の中に、子育て家庭への支援にかかわるニーズも多様化をして、子育てと仕事の両立の支援だけでなく、子育てに関する不安解消や経済的負担感の軽減が課題となっており。本市が取り組むべき最初の課題は、婚活事業の充実を図り、若者結婚支援と子育て環境の充実を図ることと捉えておると。安心して子供を育てることができる島、子育て環境が充実している島を実践し、情報発信をすると書いております。

なおかつ、本市にとって急務の課題であるとして、子ども・子育て支援の各種の施策として記載され、本市の将来を担う全ての子供と子育て家庭を社会全体で支え、安心して子育てができるように可能な限り対応し、さまざまな子育て環境整備に取り組んでまいりますとおっしゃっております。

その中で質問の趣旨として、まず1番目に、不安や孤独を抱えがちな母親を支援するネウボラという制度について、どのような認識を持っておられるのか。

2番目に、妊娠期や出産後の悩みや不安についてはどのようなものがあり、現在はどのような体制で対応をしているのか。

3番目、壱岐市においても、早急に子育て世代包括支援センターを設置してはどうか。

4番目に、行政と民間が協働で支援に取り組むために、地域子育てネットワークの強化や母親サークルとの連携を積極的に行ってはどうか。

5番目に、子育て世代包括支援センターなど、子育て支援を中心に担う窓口（相談体制）には、できるだけ多彩な専門職を配置してはどうか。

6番目に、医療機関や保健所などの関係機関との連携はどのように行っているのか。情報共有の連絡協議会等の設置は考えていないのかという6点を質問させていただきたいと思います。市長の答弁を求めます。

○議長（鶴瀬 和博君） 赤木議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 1番、赤木貴尚議員の御質問にお答えいたします。

妊娠期から子育て期にわたる支援についてということで、6項目でございます。

まず、1点目のフィンランドにおけるネウボラ制度についての認識のお尋ねでございます。

これにつきましては、1920年代、乳児の死亡率、周産期死亡率が高かったために、安全な出産と母子の健康状態の向上を目指した取り組みが、現在のネウボラ制度につながっていると聞き及んでおります。

妊娠期から就学前までの子供の健やかな成長・発達、母親及び家族全体の心身の健康を利用者目線でサポートし、保健師と利用者の対話と信頼関係によるワンストップ相談プラス、マイ保健師の無料サービス制度であると認識をしているところであります。

2点目の妊娠期や出産後の悩みや不安についてどのようなものがあり、現在はどのような体制で対応しているのかという御質問でございますが、妊娠期や出産後の相談は、母体の健康に関する相談、経済的相談、夫婦や家族関係に関する相談、新生児の発育や発達・栄養、育児不安、産後の心の相談、サービス窓口に関する相談など、多種多様にわたっております。

相談窓口につきましては、妊娠期には健康保健課、出産後の子育てに関しては壱岐こどもセンターなどが中心となっておりますけれども、平成26年度から内閣府の地域少子化対策強化事業を活用いたしまして、こどもセンター内に妊娠・出産・子育てに関するワンストップ相談窓口を設置し、対応するとともに、医療・保健・福祉など、関係機関の連携強化に努めております。

また、平成27年度には同事業を活用いたしまして、健康保健課、こども家庭課、壱岐こどもセンターにおける相談内容をデータ化しております、調査分析することによって、今後、相談対応者のスキルアップを図る予定でございます。

3点目の壱岐市においても子育て世代包括支援センターを早急に設置してはどうかという御質問でございます。

子育て世代包括支援センターの設置につきましては、これは厚労省の管轄でございますけれども、平成26年度からこどもセンターに同様の事業内容である地域少子化対策強化事業による結婚・妊娠・出産・子育てに対して切れ目のない支援事業を実施しております。

今後、現在の地域少子化対策強化事業につきましては、事業内容の変更などが示唆されておりますために、同センターの設置について調査研究を行いたいと考えております。この示唆されているというのが、27年度から始まっておりますところの子育て世代包括支援センターの設置ということになるかと思っております。

4番目の行政と民間が協働で支援に取り組むために、地域子育てネットワーク強化や母親サークルとの連携を積極的に行ってはどうかという御質問でございますが、現在、市内にある子育て支援ボランティアグループ、3つの子育てサークルがございます。ちんぐちんぐ、おひさま、さくらんぼでございますけれども、につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金による育成事業を行っております、あわせて子育て支援関係、NPOの設立などにも取り組んでおるところでございます。

市内の地域子育て支援拠点施設やファミリー・サポート・センターなど、関係する子育て支援機関とともに、さらに連携いたしまして、地域子育てネットワークの強化を図るとともに、子育てサークルとの連携強化を図ってまいります。

5点目の子育て世代包括支援センターなど、子育て支援を中心に担う窓口相談体制には、できるだけ多彩な専門職を配置してはどうかという御質問でございますけれども、現在の相談窓口では保健師が中心となり、看護師、保育士、教諭、栄養士、児童福祉士、精神福祉士等により対応

しているところでございます。

今後も多種多様な相談に対応するため、どのような専門職を配置すべきか、また配置することができるか、研究、検討をしております。

6点目の医療機関や保健所などの関係機関との連携はどのように行っているか、連絡協議会等の設置は考えていないのかということでございますが、医療や保健師などとの連携につきましては、医療機関の助産師と訪問担当で妊娠・出産にかかわる連絡会を開催しております。

また、保健所や医療機関、子育て支援機関等が参集いたしまして、母子保健協議会や年間十数回の担当者連絡会において、事業の推進や情報の共有を図っております。個々の相談件数につきましては、産科医療機関からも電話や妊産婦連絡票などにより御協力いただいております。緊密な連携体制が確立をされております。

児童虐待などにつきましては、ホーム、警察、医療、保健、福祉、教育などの関係機関が情報共有を行うとともに、早期発見及び適切な保護、並びに関係機関との円滑な連携協力を図り、総合的支援を行えるよう個別ケース検討会議、平成26年度におきましては13回、平成27年の2月末におきましては、11回を行っておりますけれども、28年2月末現在でございますが、や、要保護児童対策地域協議会も開催をいたしております。

乳児全戸訪問や養育支援訪問、第1子新生児への愛着形成事業、未来のパパ・ママふれあい体験事業なども実施しております。今後も児童虐待防止や要保護児童の早期発見など、適切な支援体制の確立並びに関係機関の連携強化に努めてまいり所存でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 今、6点について、それぞれお答えをいただきまして、それでは再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、ネウボラの制度については、認識を伺ったところ、今のところ子育てについてのネウボラ制度についてのお答えをいただきました。

今回の通告の中では、子育てに関してのネウボラについてお聞きしましたが、ネウボラっていうのは、本来フィンランドの福祉の支援制度になっております。このネウボラ制度は、子育てにはかかわらず、高齢者の対応にもネウボラ制度っていうのは使われているようですので、今後このネウボラ制度っていうのは、ぜひ壱岐市全体の社会福祉に関する取り組みの中で、ぜひ参考にしていただいて、妊娠期から後、出産した子育て世代、並びに高齢者に対してもこのような制度を生かして、幅広く支援していただきたいなと思っております。

これはお願いというところで受けとめていただきたいと思っておりますが、今、壱岐市の現状で、壱岐市のホームページの中に、子育てインフォメーションっていうのがありまして、この子

育てインフォメーションの中には、先ほども市長がおっしゃってました、子育てに困ったら社会福祉事務所と。赤ちゃんが生まれたら健康保健課という、非常にわかりづらいところになっておいて、出産を控えた方も、それを検索するに当たっては、どこを見たらいいのだろうというふうに、非常にわかりにくいところが現状にあります。

ただし、壱岐市のホームページの端っこに、結婚・妊娠・子育て応援サイトというところが新しく、これは平成27年度の事業の中で、このホームページがつくられているようですが、非常にすばらしいホームページになっていまして、ちょっとわかりやすいように、こちらに出しますが、このようにカラフルでわかりやすい、非常にわかりやすいホームページになっております。

この中にSNSの活用ということで、フェイスブックというのがあります。このフェイスブックの「いいね！」数というところで、見た方が、あ、いいなと。これがすばらしいなと、わかりやすいなという数が55ですね。「55いいね！」というところで、非常にこの「55いいね！」は多いのか少ないのかというところになると、非常に少ないです。

フェイスブックをやっている方々、白川市長もフェイスブックをやっておられるようですが、その中でこのフェイスブックの「55いいね！」というのは非常に少ない。

相談件数が何件あったというところは、ちょっと今んところ定かではないですが、せっかくなつくってあるにもかかわらず、55人しかこれを認めてくれてないという現状は、非常に問題として感じてもらいたいなと。

どういう点かというところ、情報発信がなされてないと。子育て世代が何か情報を得ようとするときに、このホームページやフェイスブックにたどり着いてないのかもしれないし、たどり着いたけども、この内容が余しよくないなというところで、「いいね！」というところ、これはすばらしいというところで「いいね！」というボタンを押すんですが、そこに認められてない現状があります。

ぜひこの問題点を現実にも真摯に受けとめていただいて、この「いいね！」数を獲得するというところを、「いいね！」数獲得して何がいいんだと、どういうふうな効果があるんだというところなんです、これはいわゆる、それだけ市民にとって、子育て世代にとって、情報がすばらしいというところで理解してもらったというアクションですね。それが「いいね！」数にあらわれているわけです。

これ、55しかないっていうのが、現実として非常によくないと。私は「いいね！」じゃないですね、「よくないね！」になっておりますので、そこは今後、この「いいね！」数の獲得のために、ぜひ職員の皆さんに頑張ってくださいなと思っております。

やはりこの情報発信というのは、行政報告の中にもありましたが、市長は子育て世代の方たちに情報発信をしていかなければいけないというお言葉があったように、非常に情報発信ってのは

必要になってきます。

そのためにも、壱岐市のホームページに、もっと子育て世代がわかりやすいように今後対応していかなければいけない問題点もありますし、フェイスブックにおいても、この「いいね！」数をぜひ多く獲得していただくような内容や即効性のある、そして市民に理解してもらいやすい内容をぜひ投稿していただきたいなと思っていますところでは。

そして、子育て世代包括支援センターの設置についてですが、現在、いわゆるこどもセンターを中心にワンストップ窓口ということで対応してあるのは、私も確認しました。

しかしながら、このこどもセンターにワンストップ窓口ということで、妊娠をされる方や今後妊娠をしていく可能性がある方、高齢の方なり、いろんな不安を抱えた方が、果たしてこどもセンターに相談しにいく手段なり情報発信が本当になされているのか。

何か悩み事があると、妊娠したけど何か相談したいなと、まず妊娠されたら、大体病院に行かれるのが本来の形なんですけど、その前に相談したいけど、じゃあどっかで相談すればいいのかっていうことで、先ほどもワンストップ窓口として、壱岐こどもセンターにありますということだったんですが、どこのページ、どこに見ても、壱岐市のホームページを見ても、この子育てのサイト、応援サイトを見ても、まずワンストップ窓口という形で、こどもセンターっていう項目は出てこないんですよ。

だから、どこに電話しようと思っても、電話する場所がなかなかわかりづらいというのが現状としてあります。

ぜひこのワンストップ窓口をわかりやすい名称で、的確に困っている人たちにわかりやすい方法を検討していただきたいなという点があります。

現状、結婚・妊娠・子育て応援サイトっていうのは、お手元のスマートフォンで見れるようになっております。これは非常に素晴らしいことだということで思いますが、しかしながら、壱岐市のホームページ自体が、子育ての関連に関してはスマートフォンでは見られないと。パソコンでしか見られない現状もありますので、ぜひこころも対応をしていただきたいなと思っております。

4番目に、行政と民間の協働で支援に取り組むためっていうことで御質問させていただきましたが、この民間との取り組み、協働っていうのが非常に今後、子育て支援に重要な役目を果たすのではないかなと感じるところですが、まず、壱岐市内の民間業者へ子育て応援団というような形で、さまざまな角度から協力をもらってはどうかというのをぜひ提案したいところではありますが、これはどうしても行政だけだと、なかなか民間のいわゆるいろんな結婚や妊娠や子育てで、不安やいろんな悩みを抱えて相談したり、あとはさまざまな角度から、何ていうんですかね、飲食店なりにするときに授乳所の設置とか、そういうのをしてますよとか、そういうののいわゆる広報

ですね。広報の手助けをぜひ行政としてもやってほしいなと思いますし、全国には子育てタクシー協会というのがありまして、ちょっとファイルを。

このように子育て応援タクシー協会というのがあります。全国子育てタクシー協会というのがありまして、実はこの子育てタクシーというのが、実は全国の中でも運用されております。

諫早の湯江タクシーというところが積極的に取り組んでおられて、この代表者の方も私も何回かお会いしたことがあるんですが、この子育てタクシー、どういうところがいいかという、幾つか子育てタクシーの内容をお知らせしたいと思います。まず、この子育てタクシーというのは、「ひよこコース」というのがありまして、通園や通学、塾、通塾などにお子様1人でも安心して送迎できる「ひよこコース」というのがあるそうです、子育てタクシーに。

「こうのとりのコース」、これは陣痛がきたら病院へ直行するというタクシーです。

実は、この子育てタクシーのすばらしいところは、この「こうのとりのコース」なんですが、陣痛がきて破水したときに救急車を呼ばばいいんですが、救急車を呼ぶほどでもないというときに迷ったときに、このタクシー会社との契約をしてると、この「こうのとりのコース」のタクシーが来ると。

この「こうのとりのコース」のタクシーは、実は、タクシーの中で破水をして大丈夫なようにタオルを準備されたり、それなりに破水した状況でも、妊婦さんが不安にならないように、あとは破水して車を汚してしまったらどうしようとかいう、そういう細かいところも対応できる、この「こうのとりのコース」のタクシーがあるということです。

こういうところが、子育てタクシーの非常に細かいサービスのところではありますが、あと「ふくろうコース」というのもありまして、これは出産後の急なトラブルや夜間の発熱などにも対応と。ひとり暮らしの女性なり、あとは御主人が外出していないときに緊急な事態が起こったときに対応できるのが、この「ふくろうコース」というのが実際あります。

こういうふう民間との協力っていうのは、実はさまざまなことがあるんですが、ぜひこの子育てタクシーという取り組みを、壱岐の島内の民間のタクシー会社にぜひお話をさせていただいて、こういう取り組みもあるので取り組んでほしいという提案をしていただき、なおかつこの子育てタクシーが実現したときは、ぜひ行政的には、この子育て世代なり、いわゆる弱者になる妊婦さんとか、そういう人たちを手助けしてあげる何か補助等もぜひ考えていただければなと思っておるところでございます。

そして、5番目の子育て世代包括支援センターの設置に関しては、現状、子育て世代包括支援センターと同等の機関を設置してるということでしたが、窓口には多彩な専門職ということで、幾つか職を持ってる方のお話が出ましたが、ぜひ臨床心理士ですね、非常に子育てにおいて、悩みや不安を抱いた方たちの心理的な面をサポートしてあげる臨床心理士等もぜひ置いていただい

て、きめ細やかなサービスをしていただきたいなと思っているところでございます。

以上、ちょっと幾つか市長に再質問ということで出させていただきましたが、ちょっと幾つか多過ぎて、なかなかわかりにくいところではございますが、幾つか民間との事業との協働というところで提案させていただいたことを中心にお答えをいただければと思っております。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 大変赤木議員の御質問は実務的な御質問がほとんどでございまして、私
が判断をしなければいけないところは、子育てタクシーの問題でございまして、これ
やっぱりニーズを調査しないと、ただタクシーに「お願いします、お願いしますよ」「利用な
かったじゃないか」、こういうことでも困りますから。

しかしながら、これは必要なことだと思っておりますので、ニーズ調査をして、そしてニーズ
があるというか、多いようであれば、子育てタクシー、民間のタクシー会社に御相談をしてみ
たいと思っております。

また、臨床心理士でございましてけれども、人材の問題もございまして、その件につきましても、
担当部局に研究させたいと思っております。

あとの内容につきましては、実務的な問題でございまして、私がお答えするよりも、課長が
答えた方がいいと思っておりますので、課長に答えさせます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 増田こども家庭課長。

〔こども家庭課長（増田 誠君） 登壇〕

○こども家庭課長（増田 誠君） 赤木議員さんの御質問にお答えをいたします。

先ほど御質問がありました広報、それからホームページの事実につきましては、御指摘のとおり、
まだまだ今発展途上でございますので、充実をさせてまいりたいというふうに考えておりま
す。

それから、こどもセンターのワンストップの相談窓口の周知徹底につきましても、実施をさせ
ていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

〔こども家庭課長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 広報と、あとワンストップ窓口についてのお答えがありましたが、
平成26年から地域少子化対策強化交付金ということで、実際取り組まれておりますね。

平成26年には799万4,000円で、平成27年度3月31日までに約1,000万円の交
付金事業で計画をされていて、実はこの広報なり、さまざまなワンストップ窓口の計画をされて

取り組んでおるんですが、一体これ、じゃあ子育て世代、毎年子供は生まれてますので、待つて周知徹底しますというところのお答えだと、多分今子育て世代のお母さんたちは、じゃあいつ私たちはその情報を的確に把握することができるのと。困ったときには、じゃあどこに相談すればいいのというところは、とにかく待ったなしだと思いうんすよね。

市長も実務的なことで課長にお答えしていただいたというところなんですが、ぜひ市長も早くやると、早急にやると、あしたからでもやると。自分の任期中には絶対確実に行うと、そういう言葉もいただかないと、これ子育て世代の人は本当にもう、ええっ、じゃあ、私たちいつになれば安心して子供を産んで育てられるのと。

市長も行政報告では、早急に対応しなければいけないこととおっしゃってますので、ぜひそのところを確実なお答えをいただきたいなと思っておりますが、あとですね。

平成26年3月に、子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケートというのが行われてますね。子育てへの悩みの中で、どこに相談するのかということで、配偶者が77.5%と。地域子育て支援センターが12.8%、インターネットが13.3%という、配偶者の次にくるのがインターネットということで、非常に子育て世代はインターネット等でいろんな情報を得たいという気持ちが、壱岐市のアンケートの中で出ております。

非常に広報、いわゆる情報発信は大切なことだというのが数字が出てますので、早急に対応していただきたいと思いますが、これを確実に情報発信を行って、その情報発信を行ったことによって、見た数、方、ましてやフェイスブックも「いいね！」を押した方の数をやっば確実にふやすために、ぜひ今の現段階で対応できる方法、施策等がありましたら、ぜひ市長なり課長なりお答えしていただきたいと思います。

○議長（鶴瀬 和博君） 増田こども家庭課課長。

〔こども家庭課長（増田 誠君） 登壇〕

○こども家庭課長（増田 誠君） 平成27年度の事業の中で、少しずつ今、充実をさせているところも事実でございます。26年度中に立ち上げまして、立ち上がったのが3月でございましたので、少しずつ充実をさせていることも事実でございますが、今、早急にフェイスブックの「いいね！」の数を伸ばせるように、皆さん方の御協力も得ながら充実をさせていきたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

〔こども家庭課長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） インターネットをしてある方ばかりじゃないので、「いいね！」の数をふやすからどうこうということを疑問に思ってる方がおられると思いますが、実は壱岐市の島内の中にフェイスブックユーザー、フェイスブックをやっている数っていうのが非常に多い

と。

具体的な数字はちょっと把握はしていませんが、壱岐島内でフェイスブックっていう、いわゆるインターネットのSNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを行っている方、非常に多いんですよね。

だから、そのフェイスブックによって得る情報っていうのは非常に重要で、なおかつ早いってことで、壱岐島内では使っている方多いんです。

だから、増田課長がおっしゃるのに、どうにかして協力を得たいということで、市民の皆様にもぜひ呼びかけていただいて、実は私も非常にフェイスブックは取り組んでおるところなので、子育て応援サイトのフェイスブックをぜひ広めて、それ以外にも、壱岐市の情報を情報化してフェイスブック等で早急に、即効性のある形で壱岐市自体の情報も載っけていく必要ではないかなと思っております。

壱岐市議会もフェイスブックのページを作成して、壱岐市議会を市民の方に多く広くわかっていただくために、情報開示をしております。

これは即効性があるって、なおかつ市民の方にわかりやすいフェイスブックページは実はできております。そういう点では、子ども・子育てのフェイスブックの数もふやしながらも、壱岐市自体の実情報はフェイスブック等でホームページよりも早目に、なおかつタイムリー、タイムリーっていうのは現状起こっていること、例えば災害で大雨が降りますよとか、気をつけたほうがいいですよとか、環境問題でPM2.5の数値が上がってますよとか、そういうのを即効性をもって知らせるための公式の壱岐市のフェイスブックのページっていうのは必要ではないかなと思っております。

私も、議員になった当初からフェイスブックのお話は、最初一般質問でさせていただきまして、その後、今日に至るまでは質問をしておりませんでした。この子育てのフェイスブックの関連で、ぜひ壱岐市の情報もわかりやすくフェイスブック等でお知らせするのがいいのではないかなと思っておりますが、実務的なお話で申しわけないんですが、市長の答弁をこの件について求めたいと思います。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 壱岐市の情報等につきましては、壱岐市のホームページに掲載していることは、もう御存じのとおりであります。

それと重複して、そういう感じになるかもしれませんが、そういった点、ちょっと研究をさせていただきたいと思っております。

I Tに非常に赤木議員はお詳しいわけでございますけれども、やはり先ほどから子育てについ

てフェイスブック等々使う、これは大事なことだと思っておりますが、私はそれ以上に、フェイスブックももちろんですけれども、一人の情報も知らない方がいないような、要はアナログ的なサポートも絶対必要だと思っておりますので、総合的に子育て支援をしていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） それは、おっしゃるとおりに、アナログ的でもデジタル的でも両方使って、もう本当に皆さんに情報を発信するのは、ぜひ取り組んでいただきたいなと思いますし、なかなか市長もフェイスブックについて取り組むという一言を本当いただけないのが残念ですが、今後はぜひ壱岐市もフェイスブックを取り組んで情報発信をして、まず、ちょっと話がそれますが、インバウンド等にも、外国人が旅行に来るのに、やはりインターネットを通じて、この壱岐の島を知ろうとします。

外国人も、なかなか手元に壱岐市のパンフレットが届くことはないと思いますので、インターネットで壱岐市の情報を調べるにも、現代はフェイスブックを外国人も多く使っておりますので、そういう点では、子育て並びに壱岐の情報っていうのは、そういうインターネットも通じて、ありとあらゆる面で壱岐市の情報を開示してわかってもらいたいなというところをぜひ取り組んでいただきたいなと思っております。

先ほどから情報発信のことも幾つか言っておりますが、今後はやっぱさらなる情報発信の徹底を行って、あと弱者、妊婦や子育て中の親並びに高齢者の支援、支えの充実をお願いして、そして新しく効率的で即効性のある支援、そしてそれプラスの情報発信っていうのをぜひ行っていただきたいなと思っております。

今回は子育て世代についてのちょっと質問で幾つかさしていただきましたが、子供のためにといいところもありますし、壱岐市を担う子供のために、ぜひ的確な施策をしていただきたいなと思っております。私をお願いして、私の一般質問にしたいと思います。

以上です。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、赤木貴尚議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時ちょうどいたします。

午前11時43分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

次に、3番、呼子好議員の登壇をお願いします。呼子議員。

〔呼子 好議員 一般質問席 登壇〕

○議員（3番 呼子 好君） きょうは最後でございます。27年度の3月議会の大トリを務めます。市長、そして教育長に対しまして、今回は多岐にわたりにまして質問をいたしております。時間が足るかどうか心配しておりますが、皆様方の御協力をお願い申し上げます。

それでは、まず1項めから質問をしたいと思っておりますが、真珠養殖場がございます。ここを観光ルートにしたかどうかという、そういう一部声がございます。

というのは、壱岐は真珠はあるということは御存じでございますし、体験型ができるという、そういう観光地の受け入れ体制ができるようでございます。

今、体験といいますと、地びき網等が、そういうのが主体でございますが、新たな体験型の施設ができるということでございますので、この真珠を使った養殖場の体験、例えば貝に卵を入れる、そういうのも体験できますし、それを入れた後、預かってそれを養殖するという、そういうことができるということでございますから、それを養殖をして加工して、そして販売するという、そういうルートができる。

ですから、最低でも2回は体験した方は来られるんじゃないかというふうに思っておりますし、大きな業者が3社あるようでございます。個人も合わせまして五、六社あるという、そういうことを聞いておりますが、そういう新たな観光ルートに指定をしたらということで、きょうここに出しておるわけでございます。

それと、観光施設に対する壱岐の真珠というのをある程度PRができたかどうかということ今考えておりますし、観光協会との連携も必要だろうというふうに思っておりますので、ぜひこの真珠の養殖の関係で、今、体験型が封鎖しておるようでございますので、新たに設置をお願いできんかなという、そういう質問でございます。

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 3番、呼子好議員の御質問にお答えします。

真珠養殖を観光ルートにということで、体験型、玉入れ等を観光に入れてはと。それから、真珠の展示販売、貝柱魅力を発信しては。真珠のポスターを観光施設に掲示は可能かという通告をいただいております。今、御質問の中には、ポスター等々のお話はございませんでしたけど、通告書にはございますので、そこまでお話をいたします。

壱岐市内には5社の真珠養殖会社がございます、観光ルートに組み込むというのはよいアイデアと思っております。しかしながら、その中で玉入れ等ができるならば、観光客等のお客様に

としては貴重な体験になると思われます。

しかしながら、市内の養殖会社の方々に御相談をいたしました。玉入れは、その技術が1日のできるものではなくて、10日間くらいは研修が必要であろうということでございます。

玉入れについては、相当な技術が必要でございまして、商品としての真珠は熟練の職人の技術にかかっており、体験で玉入れを実施しても、立派な真珠になるかは、なかなか難しいようございます。

逆に、玉出しであれば、玉入れよりは簡単にできるのではなかろうかとのことですけれども、やはり傷がつくと商品にならないというなこともございまして、いずれにしましても、体験メニューとして確立するのであれば、それなりの設備投資、また玉入れ技術の習得をする、習得をさせるといいますか、人的配置も必要になることから、現状では一企業の対応は難しいとのことございまして。

養殖会社の方々からは、貝の提供だけであれば可能かもしれないということございまして、観光連盟なりでインストラクターの育成や体験場所等の確保が必要になってまいります。

したがって、観光連盟等が貝を提供されて、そこで玉入れをして、それを可能かどうかわかりませんが、観光連盟のほうでいかだにつるすとか、そういったものをする、そういうことが可能かどうかということございまして。

次に、真珠の展示即売、貝柱の魅力を発信してはということございまして。

展示販売に関しましては、既に実施されている会社もございまして、観光連盟においては、お客様を御案内した実績もございまして。特に、海外からのお客様には好評のようで、たくさん御購入いただいたという話も聞いております。

貝柱の魅力発信に関しましては、壱岐でとれる貝柱の需要と供給バランスもございまして、情報発信する中では、やはり量的な問題も考えておく必要があるかと存じますので、展示販売の件とともに関係皆様方の御意見をまずお聞きして、参考にさせていただきたいと思っております。

次に、真珠のポスターの掲示でありますけれども、真珠養殖を観光ルートに組み込むとなれば、それに伴う情報発信ツールとしてのポスター等も必要になってまいりますし、新しい観光ルートや体験メニューとして実現可能か、可能となればPR用のポスターを各港、ターミナル等の観光施設等に掲示する情報発信を行ってまいりたいと存じますけれども、今まで申し上げましたようなことから、なお会社の方々との御相談、情報交換が必要であるかと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 前向きな回答をいただきましたが、要は観光連盟、そして業者、市が相談しながら、この実現にお願いしたいと思っておりますし、要は雇用がかなり真珠養殖がある

ようでございます。

現在、大きいところで100名、全体入ると200名程度の雇用ができてるんじゃないか、
いうに思っておりますし、真珠自体の販売も約4億円から5億円程度はあります。そういうことで、
一大一つの産地ということで位置づけをして、今後、推進をお願いしたいなというに思っております。

それから、2番の関係でございますが、先日、日本一住みたい田舎暮らしということでテレビ
放映されておりましたが、その中身を見ますと、朝来市ということで、壱岐との姉妹提携をし
ておる市でございます。

ここが確認しますと、27年度に移住された方が39軒、89名の方がこの朝来市に27年だ
けで移住されたという、そういうことは聞いておりますが、それだけ暮らしやすい朝来市でござ
いますので、壱岐としてもある程度連携をする姉妹都市でございますから、勉強する必要がある
というふうに思っておりますし、ぜひこういうのを見習いながら定住促進に寄与していかれるよ
うに思っています。

いろいろ起業化については、最高で200万円とか、あるいは空き家バンクの金融バンクです
か、これも出資しとるとい、そういうことでアイデアがあるようでございますので、ぜひ誰か
研修にやって、そういう方面で活躍をお願いしたいなというに思っております。

これについての市長の考えをお願いしたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 呼子議員の2番目の質問、日本一住みたい田舎暮らしについてござい
ます。

姉妹都市とおっしゃいますけど、友好都市でございますが、（「ああ、そうですか」と呼ぶ者
あり）友好都市の朝来市は、田舎暮らし日本一である。壱岐も参考にしてはということござい
ます。

まずは、友好都市の朝来市の田舎暮らし日本一になられたことについて、本当に友好都市とし
てお喜びを申し上げたいと思っております。

どのような内容で朝来市が日本一になったのかということをもまず御説明させていただきたいと
思いますけれども、宝島社から発行されております月刊誌「田舎暮らしの本」がございませ
けれども、その中の企画として、移住候補地として全国的に魅力的な田舎を知ってもらおうと、平成
24年から住みたい田舎ベストランキングが毎年行われております。

今回、第4回住みたい田舎ベストランキングにおきまして、朝来市が全国総合第1位を獲得さ
れたものでございます。

このランキングにつきましては、定住促進に積極的な全国の市町村に対して、10ジャンル、全106項目のアンケートを実施し、田舎暮らしの魅力を数値化し、ランキング形式で紹介をされております。ちなみに、1項目1点と計算され、朝来市は106点満点中93点となっております。

実は、壱岐市も参加をしております、壱岐市は41点でございます、残念ながらランクインができておりません。

では、どのようなジャンルのアンケートがなされるかと申し上げますと、10項目でございますけど、「移住者の歓迎度」「移住者支援制度の充実度」「移住者受け入れ実績」「老後の医療介護体制」「子育てのしやすさ」「都市住民との交流」「日常生活」「交通の便」「自然の豊かさ、伝統的な景観・文化の保全」「災害リスク」という10項目でございます。

朝来市の定住促進の具体的な取り組みでございますけども、平成26年度から専門部署として「定住促進課」を創設され、平成27年度から「あさご暮らし応援課」と改称され、移住希望者に対する住まい探しから仕事の相談まで、ワンストップで対応する体制を整備されております。

また、移住者向けの住宅支援等の移住支援策と加えまして、子育て環境の充実にも積極的に取り組まれております。

このようなさまざまな取り組みと、神戸・大阪から2時間という都市圏からのアクセスのよさ等が日本一に結びついたものと考えているところであります。

議員からの御提案であります、朝来市を参考にしてはどのことでございますが、もちろん朝来市の取り組みも参考にさせていただきますけれども、壱岐市といたしましては、昨年策定いたしました壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略の重要施策の一つとして、定住促進プロジェクトが位置づけられております。平成28年度から積極的に定住対策を推進する予定といたしております。

具体的には、移住希望者のあらゆる相談等に対応するため、ワンストップ窓口を4月から地域振興推進室に設置する予定といたしております。

あわせて、住宅取得等の支援、移住体験ツアーの企画、全国への情報発信等につきまして検討いたしているところでございまして、私が今申し上げていいのかどうかと思っておりますけれども、6月補正予算に新規事業といたしまして計上する予定でございます。

また、現在、国が推進しております「生涯活躍のまち」、日本版CCRCでございますけれども、これにつきましても、元気な高齢者を呼び込む移住施策であることから、平成28年度中に推進協議会を設置し、本格的に検討を行う予定といたしております。

今後もさまざまな御提案、御意見を賜り、総合戦略に反映させ、実行することにより人口減少対策につなげて、魅力ある島づくりを目指してまいりたいと考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） ありがとうございます。ぜひそういう事業を活用しながら、人口減に歯どめをお願いしたいなというふうに思っております。

それでは、3番のガソリンの関係でございます。

このガソリンの価格については、本土との格差がかなりあるということで、私もたびたび都会に行くわけですが、40円から50円差があるというのを認めております。

なぜ高いのかということ、私インターネットでちょっと調べました。現在、壱岐が151円のように。インターネットで調べた中で、長崎県内の平均が106円ということで、かなり差があるわけですが、福岡から壱岐までの輸送のルートでございますが、タンカーで運びますと、リッター当たり3円20銭、給油所の経費が2円70銭、リッター当たり。島内配達が2円50銭。トータルで8円40銭という、そういう1リッター当たりの経費が本土からするとかかっているということでございますが、実質の販売のあれは40円から50円差が出ておるので、これはどこにその原因があるのかわかりませんが、そういう実態を調査しながら、ある程度価格を抑えるちゅうたら語弊がございますが、業者とのそういう接点もできたらどうかというの思っています。

ガソリンの流通コスト支援事業というのがありますが、これは28年度、今年度30億5,000万円、これリッター当たり10円の計算だろうと思っておりますが、これが反映されておりますので、これを入れても40円ぐらいで差があるという状況でございますので、こういう離島のハンディ、特に高い中での一番生活に密着したガソリンでございますので、これの低減化をどのように市長が考えてあるのか、お願いしたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 呼子議員の3番目の御質問、ガソリン価格の本土との価格差について、リッター当たり50円程度あるということは、どういう原因なのかということでございます。

ガソリンの価格につきましては、長崎県県民協働課のレギュラーガソリンの店頭小売価格の推移調査によりますと、2月の全国平均が1リットル当たり114円でございます。県内の離島以外の地域の平均が118円、県内の離島の平均が154円でございます。

壱岐市内の平均は、1リットル当たり152円、これは2月でございます。となっておりまして、全国平均と比較いたしますと、38円の価格差がございます。

実は、平成26年8月に、離島における石油製品モニタリング調査というのを行いました。これは一般財団法人日本エネルギー経済研究所でございますけれども、この調査によりますと、本

土と離島におきまして価格差が生じる原因といたしまして、2つの要因がございます。

1つは、流通コストの格差によるものでございます。ガソリン油槽所のある離島、ローリー配送の離島、ドラム缶輸送の離島などガソリンの輸送形態によりまして、流通コスト面で本土との格差が生じることが1つでございます。

また、ガソリン油槽所のある離島でも、需要の規模により、タンクの容量が小さい場合はタンカーの配送コスト、維持費などが割高となります。これが1つ目でございます。

2つ目は、経営規模、経営形態の格差によるものでございます。離島では、1つのサービスステーション当たりの月間販売量が、全国平均に比べまして4分の1から3分の1と大変少ないために、マージンが割高となっていることがございます。

また、自動車の関連商品の販売とか洗車であるとか整備など、燃料収益以外の油外の売上が全国的平均に比べまして、壱岐では少ないということもございます。

また、本土では、サービスステーションの従業員は、人件費を抑えるためにアルバイトがほとんど、アルバイトで対応しているということが多い状況でございますけれども、離島ではサービスステーションは雇用の受け皿として重要な位置づけがなされておりまして、正社員が大半という状況にあることが挙げられます。

国はこの格差を支援するために、離島ガソリン流通コスト支援事業により、1リットル当たり、壱岐市の場合は10円の補助を行っているところであります。

このことにつきましては、長崎県市長会において本市が、壱岐市が担当いたしておるところでございますけれども、離島地域における燃油コスト等の格差是正についてということで、国へ提言として毎年要望を行っております。

今後も引き続き国の支援の継続を要望するとともに、輸送コストの低減を図るためにも、今、成立を特にお願いをいたしております国境離島新法の早期制定と成立後の予算獲得に向けて、壱岐市長として、また全国離島振興協議会会長として取り組んでまいり所存でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 内容はわかるわけですが、先ほどちょっと言いましたように、かなりの流通コストにしましても、油槽所があるのは8円40銭。

中型の島、長崎県でいいますと、小値賀とか中通島とか上五島とか、そういうところはリッター当たり11円41銭。小さな島が、例えば久賀島とかそういうところは16円1銭ということを出ておるわけですが、その流通コストはあろうかと思っておりますが、要は店の経営、ガソリン扱っておると、それを本土の違いというのは認めるわけですが、それにしても少し単価的にもう少しどうかならんかなということは考えをしておりますので、いろい

ろな会合の中でも、そういうのを議題として出していただければ幸いかなというふうに思っております。市長の考えをお願いしたいと思います。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 島内におきましては、先ごろ1社が閉店をいたしました。また、近々1社が閉店するというお話も聞いております。

これはやっぱり経営の内容もございましょう。そしてまた、石油業界と申しますか、スタンド業界の方々の状況、そういったものも今、私たちがその経営状況を知る立場にはございませんけれども、その担当機関と申しますか、公正取引委員会になるのかどうか分かりませんが、あるいは消費者センターになるのか分かりませんが、そういったところと連携をとりながら、もし行政として、そういうことがお願いできるのであれば、適切な措置をとりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） このガソリンの価格については、個人的には公正取引委員会に今相談したという、そういうこともあっておるようでございますので、参考にさせていただきまして努力をお願いしたいな、いうふうに思っております。

時間がございません。4番目のスクールバスの関係でございまして。

このスクールバスにつきましても、中学校が統廃合をしてから、バス停が変わってないという状況があるようでございますので、このスクールバスのバス停の関係について、私は生徒がおる地帯、そこを中心にしたバス停の変更というのは、これは毎年できるんじゃないかなというふうに思っておりますし、できれば全員の方が、これは使えるようにお願いできんかな。

例え、今でいきますと、一方は乗って、一方は歩いてきておるとい、近くでそういう反面があるようでございますので、そういうのを解消するためにも、もう全員がバスに乗るんだという、そういうことも一つどうかなという御提案をしたいと思っておりますが、このスクールバスのルートの変更について、教育長のお考えをお願いしたいと思います。

○議長（鶴瀬 和博君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 3番、呼子議員のスクールバスのルート変更についてのお尋ねでございます。

御指摘のように、スクールバスの運行を始めまして、停留所そのものの変更は随分しております。25年から26年、27年にかけてしておりますし、あわせて議員が使われるルートと

いう意味では、現在運行規則によって、乗車をする生徒の数の増減によって、バスのルートを変差をさせたり、変更したり、大きさを変えるなどして、規則の中で、乗る子供たちのためには対応してきております。具体的に、後ほど示せと言われれば資料をお渡しをしたいと思います。

お話の中に、全員がバスに乗るとい言葉をお使いになりましたが、これはどういう意味に捉えればよろしいかと私は考えるわけですが、統合した中学校も、全部がバス通学をさせろということでしょうか。（「一部歩いていってる生徒もおるし、乗ってる生徒もおるとい、そういうアンバランスがあるわけですね」と呼ぶ者あり）

一部歩いている生徒、例えば、500メートルや200メートルの距離の生徒も歩きますね。そのことも含めていらっしゃるわけですか。（「そうそう。いや、それは別です」と呼ぶ者あり）それは別。ということは、どこかで線引きをしてお考えになっているということでしょうか。（「そうですね」と呼ぶ者あり）

議員自身はその辺の線引きを、例えば郷ノ浦中学校でいえば、どうお考えになるかということですか。（「例えば、初山の若松はバスで来てるんですよ。隣の志原は歩いてきておるとい、そういう例があるもんだから、逆に遠い人は歩いておるとい面があるもんだから」と呼ぶ者あり）

お話をお聞きすれば、実際に歩いている距離が、バスに乗っている子供よりも遠い生徒がいると。（「そうそう」と呼ぶ者あり）その分についての（「そうです」と呼ぶ者あり）検討をせろとい、そういう意味ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）やっとうわかりました。

運行規則には、乗車する生徒のことが明記されております。これは現在のところ、統廃合によって校区を失った者が、そのスクールバスの乗車対象になります。

このことにつきましては、スクールバス検討委員会をその後も開きまして、各校区ごとに検討をいただきました。そのときに一番皆さんが悩まれるのが線引きでございます。どこまでの子供は乗せて、どこからは歩いてもらおうと。随分検討をされました。

今用意されているスクールバスの定員に乗れる分は乗せて、あとは歩けとい意見も中にはありましたが、やはり規則を変えること、そしてまた線引きの難しいこと等がありまして、議員がお話になるようなルートの変更といことは、規則を変更を見直せといお気持ちかなと受けとめております。

御承知のように、後ほど提起される芦辺中学校が現在進めている場所に校舎建築がなされますと、芦辺中学校の場合は、現在の運行規則では適応できません。改めてスクールバスの運行について、保護者、地域の方にお知恵をお借りすることになります。あわせて、その時期になれば、郷ノ浦中学校や勝本中学校も、生徒たちの変わり方から年数がたっておりますので、当然その地区なりの検討をしながら意見をお伺いすることが必要になるだろうと考えます。

当初から申し上げておりますように、運行規則を決めた線引きの基軸は何か。母校をなくした子供たちにとって、これまでどおりの通学ができないというところが判断基準でございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） ルートでいいですか、先ほど言いますように、志原と若松の関係見てもおわかりのように、志原遠くて歩いてる、若松は近くてバスに乗っておるとい、そういう矛盾があるもんだから、そういうのを是正しなさいという、そういう私の質問でございますので、御理解を願いたいなというに思っています。

次の5項めの件でございます。土曜・日曜日に入学式、卒業式ができないかという、そういう父兄の意見もあるようです。特に、今生徒が少ないという中で、このように入学式、卒業式につきましては、もう夫婦2人そろって出てあるという、そういうのがありまして、なかなか休みがとれないという実情もあるようでございます。

私は、一つの子供たちにとりましては、お祝いだというふうに思っていますので、お祝いをできれば家族、そして親戚も含めてお祝いを日曜日、土曜日にしたほうがいいんじゃないかという、そういうお話も聞くもんですから、こういう御提案をしておるわけでございますが、これは教育委員会のほうで提案できれば実施できるのかなというの思っておりますが、教育長のお考えを願いたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 呼子議員の2つ目の質問の前に、先ほどスクールバスのことでお話になりました。例に挙げられました若松地区とか志原地区、そのような状況のあることは、私どもも認識をして課題だと捉えております。

先ほど申し上げましたように、今後検討するときには、その辺の是正等が保護者や地域の方たちがどうお考えいただくかにかかると思います。しっかり受けとめておきます。

次の入学式と卒業式の土曜・日曜開催についてということでございます。

御提案としては大変ユニークな発想だと受けとめております。と申し上げますのは、実は今も結構多くの方が、卒業式や入学式には出席をしていただいております。保護者もお話のように、1人だけではなく、2人、祖父母を入れて家族でのお祝い等、そしてまた来賓としては、地域の方々にはできるだけ多くお誘いをするようにしておりますが、特に中学校区になりましたときに、少し範囲が広くなりまして、小学校区で御招待申し上げる部分まで、なかなかできかねるという状況があるのも事実でございます。

そこで、そういう会場の席だとか控室だとか、少し言いますと、お祝いのいろいろなものを用

意の仕方とか、費用の面も正直ございます。

学校としては、開かれた学校づくりをしておりますので、祝う気持ちのある方はどうぞ来ていただいて結構だと思いますし、案内状が来なかった方も電話で学校のほうに、来たいんだけど、近所でかわいがった子供が卒業するので等々、お話いただければ、学校のほうもそういった点の受け入れ体制が持つものだと考えております。御相談いただければと思います。

ただ、壱岐ではありませんが、全国的には誰でも入ってよいという多数の場合に、不審者対策という大変危機管理の求められる部分もありますので、その辺については大変神経を使うところだということは御理解いただきたいと思います。

ところで、小学校の運動会とか中学校の体育祭、中体連、土曜日や日曜日に開催をさせていただいております。なぜ開催できるのかというのがネックでございます。

これは、学校運営上、土曜日や日曜日に実施しなければ、その目的を達しがたいと思われる行事に限ってだけ、土曜・日曜日に教職員の勤務を変更することができるという県の中の取り扱いがございます。

そうしますと、入学式、卒業式が2時間あれば何とか済むということになれば、1日ばかりで行う運動会とか学習発表会とか、あるいは中体連とかとは、少しその性質を異にするということでございます。

よって、限られた行事だけが、土曜日や日曜日の、週休日と言い方をするわけですが、その日に実施ができるというのが現在でございますので、各学校、教育委員会は入学式や卒業式は平常日にしても、その目的を達しているところと、こう判断しているところでございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 内容はよくわかりますが、そういう要望もあるということで認識をお願いしたいなと思っておりますし、将来的にはまだ子供たちが減るだろうという状況でございますから、そういうのも検討の一つをお願いしたいなというふうに思っております。

それでは、6項めの関係でございます。

もう私は今回、ここに芦辺中学校は那賀中学校という、旧那賀中学校にという御提案をしておりますが、先ほど音嶋議員のほうからも、いろいろこのことについて話があったようでございますが、多くの方が今のところより、建設計画のところより那賀中学校があいとりじゃないかと。一番立派にしとるじゃないかという、そういう意見がありますし、壱岐の中心でもある。ぜひ那賀中学校に計画変更できないのかという、そういう話も聞いておるわけでございます。

そういうことで、もうこの建設地については今計画どおりにされるのかどうか、そこんところで

説明をお願いしたいなと思ってます。

○議長（鵜瀬 和博君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） けさほどから話題になっております、この教育委員会からのお知らせのほうは、議員は読んでいただいて（「はい」と呼ぶ者あり）いると、そういうことですね。その共通理解の上でお話をさせていただきたいと思いますが。

多くの方が望んでいるという表現がございました。その場合の議員のお考えになる多くの方というのが、どういった資料とか、どういった状況をもとにしてお話いただいているのかがわかりませんが、私どものほうとしては、今回このお知らせを配付させていただいた現在の芦辺中学校の校区内における保護者の方たちからは、学校への質問、教育委員会へのお尋ねは、今のところあっておりません。

そういう意味で、進めている今の計画をやめて考え直せという形での声は、私のほうには聞いていないということになりますので、議員が聞かれている声と、私どもに届く声のところに幾らかの差異があらうかと思えます。

お話の中には、旧那賀中学校の今のたたずまいが一番立派にしているという表現でございました。これも一番立派かどうかは、主観によるところかなという感じもいたします。

まして、壱岐市の中心に芦辺中学校の3校をとということですが、壱岐市の中心が説得理由になるかどうか。25年ぐらいには、地元でも芦辺町の3中学校の云々は芦辺町の中心にという言い方を書かれてるような部分を多く目にしました。

そういう意味では、ぜひ御理解をいただきたいと思えますし、お知らせに記しておりますように、関係の保護者、地域の方が、長い時間をかけて母校を失う苦しさの中から、歩み寄りに歩み寄りを重ねて選び出されたものを、検討委員会の中でも慎重審議をして決定をし、教育委員会に報告を受け、教育委員会もそのことを協議して、その方針を決定したところでございます。御理解をいただきたいと思えます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） この決定については、教育長は譲りはないようでございますが、要はPTAの会合、会合といえますか、代表の方と市議会の総務委員会の中で、いろいろアンケートなり出ておるようでございますが、そういう中でのアンケートの調査を見ますと、ふれあいのところが40%、現芦辺中学校が43%、那賀中学校が69%という、そういうパーセント的には数字が出とるわけですね。一番、那賀中学校は高いという報告を受けておるわけですが、これに対する見解をお願いしたいと思えます。

○議長（鵜瀬 和博君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） ただいまの呼子議員のお話の中には、少し数字をお間違いになっているところがあるかと思しますので、先に訂正をさせていただきます。

総務文教厚生常任委員会と現芦辺中学校のPTA役員の会長、副会長6名の方たちが意見交換をなされ、その後、現在の保護者の方たちの意識を知ることは必要だろうというお考えの中から、中学校のPTAの方たちが主体的に取り組まれたアンケートのことをおっしゃってるのだろうと思います。

つまり、議会がしたのでもないし、教育委員会がしたのでもないということで、まずは御理解いただきたいと思います。

そのアンケート結果を総務文教厚生常任委員会にお届けになった後、委員会にも届けていただきました。その中で、議員がおっしゃるように、建設の場所についてとられたアンケートでは、ふれあい広場に40戸、現芦辺中広場に43戸、旧那賀中学校に69戸です。戸数でございます。

パーセントでいきますと、69%と言われますと、かなり高い数字に耳の中に入ってきますが、188戸の戸数の中での数字でございますので、議員の判断が幾らかお違いになるかなと思います。

このアンケートをとられたときに、記名式でアンケートをとられたというのは、大変私は意義深いものがあると思っております。ただ、臨時PTA総会を開かれて案内を出されたが、出席をされたのは34戸だったというのは、少し低い数字と思います。

つまり、役員の方たちが知っていらっしゃる説明を受けてアンケートに答えた方と、生徒便で印刷したプリントを渡して、そしてまた子供便で学校にアンケートに答えていただいた130戸の方々と、その違いが信頼性を高める上では、もう少し真剣に検討したいところだと考えております。

よって、これらのアンケートの提出をいただきまして、私どもとしても、統合後4年近くたった中で、保護者の方たちの意識も、あるいは旧箱崎中学校の跡が福祉施設等ができたという新しい事実ができたこと等も含めて、いろいろ意識は変化をしているということは、教育委員会としてもしっかり捉えているところでございます。

しかし、決定をした方針等を変えるまでにはないと、そういう判断でございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） アンケートかなり少ないようでございますが、私は最低でも芦辺町住民全戸のアンケートはいったんじゃないかと思っております。

といいますのは、学校はもう30年、40年使うわけですよ。現在の小学校、あるいは中学校のPTAだけじゃなくて、そういう輪を広げた中で、こういう調査というのは必要じゃなかったのかなというに思っておるわけですが、そのアンケート調査についての教育長の考えをお願いしたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 議員がおっしゃるように、いろいろなことの情報収集する上で、母集団が大きいことにいいことはないと思います。

ただ、その母集団をどのように広げるかによって、得られた情報というものの価値といいますか、それは異なってくると、こう私は捉えております。

例えば、運動会にも卒業式にも学習発表会にも学校を解放する週間にも学校のほうに足を踏み入れてない方と、しげくお通いになって、支援会議等いろいろな造詣に深い方と、一と一で考えていいものでしょうか。私は、アンケートというものの、実施をするなら、かなり意味合いを深くして実施することという考え方を基本的に持っております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） これは音嶋議員が言ったように、かなりの大きな金がかかるわけですね。

そういう中で、アンケートの小さいじゃなくて、芦辺町全体の保護者の、保護者といいますか、地域の方の意見というのは、やっぱり一番最優先するんじゃないかなというに思っておるわけですので、できれば再度そういう調査を、アンケート調査、あるいはどこに場所どうするかと、そういうアンケートも必要じゃないかというように思っていますので、検討をお願いしたいなというように思っております。もし、教育長の考えありましたら。

○議長（鵜瀬 和博君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 呼子議員のお話になっている意味合いはわかるつもりでございます。

これまで多くの方が時間をかけて協議を重ね、歩み寄りに歩み寄りをされたその結果をほごにしてアンケートをする気持ちはありません。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） それでは、現在のところにもう建設するということで、確定でいいですかね。（「もちろんそうです」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

通告については以上でございますが、もう一点、質問をしたいと思っております。

市長のほうにお尋ねしますが、行政報告されました。その中で、選抜高校野球の関係を述べてあります。

今回、海星高校に壱岐出身が2名ということで、選抜出るわけでございますが、この選抜に対する、生徒に対する市としての支援策、何かあるのかどうかお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（鵜瀬 和博君） 今、呼子議員が言われた内容につきましては、通告外の質問ではありますけれども、市長、その点について答弁は。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 壱岐市出身の選手が選抜の甲子園に晴れて出場なさる、このことについては、私は本当に心からお祝いを申し上げたいと思っております。

しかしながら、その子個人の選手に、市がその個人に対して何らかの支援をするということはどうだろうかと考えております。

私は個人的には、ぜひやりたいと思っております。こういうものにつきましては、公の金を個人に支出するということが、いかがなものかと考えておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 個人というか、私は壱岐のPRにもかなり貢献をするんじゃないかなというふうに思っておるわけですね。

少年ソフトについては、補助があるようでございますが、ちょうど高校生というのはないものですから、そこんところの考え方をどうかなと思ったものですから、できれば何らかの形で市としても支援した方がいいんじゃないかという、そういうことを考えております。もし市長が……。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 先ほど申し上げますように、本当にお祝いをしたいという気持ちがございます。それは、私は壱岐市のPRになる。むしろ、壱岐の市民が立ち上がって応援してるというほうが、もっともっと私は意義があるし、PRになるんじゃないかと思っております。

行政が、もちろんその選手の皆さんに市が金を応援しなければ出場ができないというような状況であるならば、考えなければいけませんけれども、やはり甲子園出場となると、多くの皆様方の支援があると思っております。

そこで、どうしても不足するというのであれば考えますけれども、今の段階では、私は市民の皆さんが、私も含めて市民の皆さんがお祝いをして声援をする、応援をする。そういったことの

ほうが、うんと意義があるじゃなかろうかと思っておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 市長のほうで旗振りをお願いをして、私は質問終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔呼子 好議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、呼子好議員の一般質問を終わります。

日程第2. 陳情第1号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第2、陳情第1号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める陳情を議題とします。

ただいま上程しました陳情第1号につきましては、総務文教厚生常任委員会へ付託します。

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了しました。3月9日及び10日は各常任委員会を、3月11日は予算特別委員会をそれぞれ開催します。

次の本会議は3月16日水曜日、午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時51分散会

平成28年 壱岐市議会定例会 3月議会 議録(第4日)

議事日程(第4号)

平成28年3月16日 午前10時00分開議

日程第1	議案第7号	長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第8号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第9号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第10号	壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第11号	壱岐市職員の降給に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第12号	壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第13号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第14号	壱岐市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第15号	壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第16号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・討論・可決
日程第11	議案第17号	壱岐市教職員宿舎の設置に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第18号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第19号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第20号	壱岐市へき地診療所条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第21号	壱岐市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第22号	壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第17	議案第23号	老岐市火災予防条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第24号	公の施設の指定管理者の指定について（老岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第19	議案第25号	公の施設の指定管理者の指定について（老岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第26号	公の施設の指定管理者の指定について（老岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ）	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第27号	公の施設の指定管理者の指定について（老岐市石田町総合福祉センター）	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	議案第28号	公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	議案第30号	過疎地域自立促進計画の策定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第25	議案第31号	市道路線の廃止について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第26	議案第32号	平成27年度老岐市一般会計補正予算（第11号）	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第27	議案第33号	平成27年度老岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第28	議案第34号	平成27年度老岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第29	議案第35号	平成27年度老岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第30	議案第36号	平成27年度老岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第31	議案第37号	平成27年度老岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第32	議案第38号	平成27年度老岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第33	議案第39号	平成27年度老岐市水道事業会計補正予算（第1号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第34	議案第40号	平成28年度老岐市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第35	議案第41号	平成28年度老岐市国民健康保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第36	議案第42号	平成28年度老岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第37	議案第43号	平成28年度老岐市介護保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第38	議案第44号	平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第39	議案第45号	平成28年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第40	議案第46号	平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第41	議案第47号	平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第42	議案第48号	平成28年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第43	陳情第1号	国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める意見書採択を求める陳情	総務文教厚生常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第44	発議第1号	国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第45	発議第2号	国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決

本日の会議に付した事件

(議事日程第4号に同じ)

出席議員 (16名)

1番 赤木 貴尚君	2番 土谷 勇二君
3番 呼子 好君	4番 音嶋 正吾君
5番 小金丸益明君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中田 恭一君	12番 久間 進君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 深見 義輝君	16番 鵜瀬 和博君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 川原 裕喜君 事務局次長 吉井 弘二君
事務局書記 若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
企画振興部長	左野 健治君	市民部長	堀江 敬治君
保健環境部長	土谷 勝君	建設部長	原田憲一郎君
農林水産部長	大久保敏範君	教育次長	山口 信幸君
消防本部消防長	安永 雅博君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	平田恵利子君

午前10時00分開議

○議長（鶴瀬 和博君） 皆さんおはようございます。会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか3名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

御報告します。監査委員より例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第7号～日程第43. 陳情第1号

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第1、議案第7号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてから、日程第43、陳情第1号国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める陳情まで、43件を一括議題とします。

本案の審査は各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。市山和幸総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第7号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、原案可決。
議案第8号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案可決。

議案第9号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、原案可決。

議案第10号壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第11号壱岐市職員の降給に関する条例の制定について、原案可決。

議案第12号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第13号壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第14号壱岐市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第15号壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第16号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第17号壱岐市教職員宿舍の設置に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第18号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第19号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第20号壱岐市へき地診療所条例の一部改正について、原案可決。

議案第23号壱岐市火災予防条例の一部改正について、原案可決。

議案第24号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）、原案可決。

議案第25号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）、原案可決。

議案第26号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ）、原案可決。

議案第27号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市石田町総合福祉センター）、原案可決。

議案第33号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第34号平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第37号平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第38号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第41号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第42号平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第43号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第46号平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計予算、原案可決。

委員会の意見、議案第16号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、島内民間給与との格差が大きいことから一部反対の意見もあったが、今回の改正は人事院勧告を尊重した月例給0.36%の引き上げであり、実質的には前年度勧告において平成27年4月から平均2%の給与水準を引き下げ、特に50歳台後半層に対しては最大4%の給料表の引き下げ改定が行われており、あわせて平成30年3月31日までが引き下げに伴う激減緩和措置の適用期間であり、今回の改定を反映させても、全職員中204名の給料月額は、平成26年4月1日時点のまま据え置きとなり、若年層のみが引き上げになる仕組みとなっている。

また、給料の地域間格差の問題も壱岐市では適用されていない、地域手当が国及び都市部の市町では支給されていることから、給与全体で比較する必要があると思われる。

加えて、平成29年度をもって激減緩和措置が終了し、翌年度より人件費が下がることから全会一致で原案可決となった。

なお、委員会としては壱岐島内における民間との給与格差は否めないことから、市民の感情を十分認識し、市職員に対しての地域貢献及び公僕としての業務遂行にいま一層の奮起を促したところである。

続きまして、委員会報告書。

本委員会に付託された陳情は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

陳情第1号、付託年月日平成28年3月7日、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める陳情、審査の結果、採択すべきもの、委員会の意見、なし。

措置といたしまして、意見書提出。

以上で、報告を終わります。

○議長（鵜瀬 和博君） これから、総務文教厚生常任委員長報告に対し、質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑

することはできませんので申し上げます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。久間進産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（久間 進君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（久間 進君） おはようございます。

委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第21号壱岐市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について、原案可決。

議案第22号壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について、原案可決。

議案第28号公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設）、原案可決。

議案第29号公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）、原案可決。

議案第30号過疎地域自立促進計画の策定について、原案可決。

議案第31号市道路線の廃止について、原案可決。

議案第35号平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第36号平成27年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第39号平成27年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第44号平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第45号平成28年度壱岐市下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第47号平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。

議案第48号平成28年度壱岐市水道事業会計予算、原案可決。

以上です。

○議長（鵜瀬 和博君） これから産業建設常任委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（久間 進君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。中田恭一予算特別委員長。

〔予算特別委員長（中田 恭一君） 登壇〕

○予算特別委員長（中田 恭一君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告をいたします。

議案第32号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）、原案可決。

議案第40号平成28年壱岐市一般会計予算、原案可決。

以上です。

○議長（鵜瀬 和博君） これから予算特別委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（中田 恭一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから議案第7号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第7号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第8号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について討論を行います。討論はありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第9号壱岐市附属機関設置条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第10号壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号壱岐市職員の降給に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第11号壱岐市職員の降給に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第12号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第13号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号壱岐市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第14号壱岐市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第15号壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に

関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。14番、牧永護議員。

〔14番（牧永 護君） 登壇〕

○議員（14番 牧永 護君） 本議案に対する反対討論を行います。委員会は可決ということで尊重したいと思いますが、私には納得できません。

今回は、人事院勧告に準じて提案したと報告がありましたが、地方には地方に合った数字があると思います。

現在、壱岐の島の現状を見ると、漁業についてはある程度の漁獲量が上がっているもの燃油の高騰、農業においては子牛価格の高値がついているにもかかわらず飼料の高どまり、建設土木作業員については事業量の減少、観光商工業については人口減による消費の低迷、観光客の減など、全ての産業において厳しい現状が続いております。

委員会でも民間との給与格差を認めています。

さきに申し述べましたように、人事院勧告をそのまま利用するのではなく、島独自、市独自で委員会、審査会などを立ち上げ、市に合った数字を出すべきだと思っております。その上で検討したいと思います。

よって、本案に対する反対討論といたします。

〔14番（牧永 護君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） ほかに討論ございませんか。4番、音嶋正吾議員。

〔4番（音嶋 正吾君） 登壇〕

○議員（4番 音嶋 正吾君） 私も本議案に反対の立場で討論をいたします。

総務委員長から御報告がありましたように、子育て世代の若年層に応分の給与を増額するという事は称賛に値すると考えております。

しかしながら先ほど来、牧永議員のほうから御指摘がありましたように、市経済が非常に疲弊しております。そして、官民格差が拡大をいたしております。

○議長（鵜瀬 和博君） 先ほどの牧永議員に対する反対の討論じゃないんですね。

牧永議員の反対討論に対して賛成の討論……。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 賛成討論がいなかったから反対討論。

〔4番（音嶋 正吾君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 反対討論は牧永議員が言われましたので、賛成討論のほうなければ。賛成の討論のほうございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） それでは討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長

の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第16号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号壱岐市教職員宿舍の設置に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第17号壱岐市教職員宿舍の設置に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第18号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第19号壱岐市家庭的保育事業等の設置及

び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号壱岐市へき地診療所条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第20号壱岐市へき地診療所条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号壱岐市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第21号壱岐市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第22号壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号壱岐市火災予防条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第23号壱岐市火災予防条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号公の施設（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第24号公の施設（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）の指定管理者の指定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号公の施設（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）の指定管理者の指定について討論を行います、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第25号公の施設（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）の指定管理者の指定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号公の施設（壱岐市芦辺町クオリティライフセンターつばさ）の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第26号公の施設（壱岐市芦辺町クオリティライフセンターつばさ）の指定管理者の指定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号公の施設（老崎市石田町総合福祉センター）の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第27号公の施設（老崎市石田町総合福祉センター）の指定管理者の指定について委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号公の施設（へい死獣畜一部保管処理施設）の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第28号公の施設（へい死獣畜一時保管処理施設）の指定管理者の指定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号公の施設（勝本総合運動公園）の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第29号公の施設（勝本総合運動公園）の指定管理者の指定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号過疎地域自立促進計画の策定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長

の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第30号過疎地域自立促進計画の策定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号市道路線の廃止について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第31号市道路線の廃止については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第32号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第33号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第34号平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第35号平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成27年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第36号平成27年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第37号平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第38号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成27年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第39号平成27年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成28年度壱岐市一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第40号平成28年度壱岐市一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第41号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第42号平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

これから議案第43号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第43号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第44号平成28年度壱岐市簡易水道事業

特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号平成28年度壱岐市下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第45号平成28年度壱岐市下水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第46号平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第47号平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号平成28年度壱岐市水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第48号平成28年度壱岐市水道事業会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める陳情について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、陳情第1号国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める陳情は採択することに決定しました。

日程第44． 発議第1号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第44、発議第1号国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。8番、市山和幸議員。

〔提出議員（市山 和幸君） 登壇〕

○議員（8番 市山 和幸君） 発議第1号、壱岐市議会議長、鵜瀬和博様。提出者、壱岐市議会議員、市山和幸、賛成者、壱岐市議会議員、町田正一、同、今西菊乃。

国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書案。

我が国の合計特殊出生率は、2005年に最低の1.26となり、2006年から若干回復して2013年に1.43となったが、2014年には1.42に低下した。人口を維持するのに必要といわれている2.08への回復は、依然として困難な状況である。

2015年4月1日現在の子どもの数（15歳未満）は前年に比べ16万人少ない1,617万人で、1982年から34年連続の減少となり、過去最低となっている。

総人口に占める子どもの割合も、1975年から41年連続して低下し、2015年には12.7%と過去最低となった。この数値は人口4,000万以上の国の中で最も低いものである。

少子化の進行は人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。

こうしたことから子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、本県を初めとする全ての都道府県及び市区町村において、乳幼児・児童医療費助成制度が実施されている。

しかしながら、市町村の制度内容の格差が年々拡大している状況である。

児童期までの年代は病気にかかりやすく、また、アトピー性皮膚炎、小児ぜんそくなど長期の療養を要する病気も増加しており、病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保する上で、医療費助成制度はきわめて重要な役割を担っている。さらに、厚生労働省が推進する「8020」運動の達成のためには、永久歯が完成する中学校時期までの口腔管理の充実を図るためにも、同制度の果たす役割は大きくなっている。

このような地方公共団体の施策を一層充実させ、子どもを安心して産み、育てることのできる社会の実現を目指すには、地方制度の安定が必要であり、そのためには国による支援が不可欠である。

よって、政府におかれては中学卒業までを目指し、当面、就学前まで国の医療費無料制度を早期に創設されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年3月16日、長崎県壱岐市議会、提出先、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、以上です。

○議長（鶴瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔提出議員（市山 和幸君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、発議第1号国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について原案のとおり可決されました。

日程第45. 発議第2号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第45、発議第2号国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。8番、市山和幸議員。

〔提出議員（市山 和幸君） 登壇〕

○提出議員（8番 市山 和幸君） 発議第2号、壱岐市議会議員、鵜瀬和博様。提出者、壱岐市議会議員、市山和幸、賛成者、町田正一、同、今西菊乃。

国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書案。

今日の少子化の深刻な進行と不況下において、子育て中の若年世帯への直接的な経済援助、育児への心理的支援として、乳幼児医療費助成制度は全ての都道府県、全ての市区町村において実施されている。

その中で今、解決を待たれている問題として、医療費助成方法の現物給付方式への改善がある。

医療費助成相当額を償還払いとする方式においては、患者は窓口で一旦一部負担金を支払い、償還されるのは2カ月後になっている。一方、現物給付方式においては、窓口での支払いが不要となり、助成制度の趣旨が生かせるところから、この方式を採用する自治体が増加している。

ところが、国民健康保険に対する国庫負担金の調整の規定により、乳幼児医療費助成制度等の各種の医療費助成制度に現物給付方式を採用する地方公共団体は、国保国庫負担金の減額を余儀なくされ、財政運営上の支障となっている。

これはまた、政府が推進する少子化対策にも矛盾する措置である。

よって、政府におかれては、乳幼児・児童医療費助成制度に係る国保国庫負担金の調整（減額）を廃止されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年3月16日、長崎県壱岐市議会、提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、以上です。

○議長（鵜瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔提出議員（市山 和幸君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、発議第2号国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

以上で、予定された議事が終了しましたが、この際お諮りします。

3月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いを、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

ここで市長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 平成28年壱岐市議会定例会3月会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

3月2日から本日まで15日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重な御審議、またさまざまな御意見、御助言を賜り、全議案を可決いただきまして、誠にありがとうございました。賜りました御意見等については十分尊重し、市政運営に当たる所存でございます。今後とも御理解、御協力賜りますよう、お願いを申し上げます。

さて、私の任期もあと1カ月となりました。今任期もあと1カ月となりました。この4年間、市民の皆様、議員各位の御指導、御協力、またはある時には叱咤激励を賜り、皆様とともに全力で市政運営に取り組んできたところでございます。

今任期においては、特に本市の最重要施策として取り組んできた壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入が実現し、長崎県壱岐病院として新たにスタートすることができました。

また、市立特別養護老人ホームを社会福祉法人壱心会に経営移譲するなど、壱岐市にとってきわめて大きな政策を実現することができたところであります。

また、産業の振興、福祉保険の充実、防災対策、教育、離島航路対策など全力で取り組み、成果を上げることができたと思っております。

さて、国境離島新法制定に向けた取り組みについては、本通常国会での法案成立に向けて、いよいよ大詰めを迎えております。自由民主党、離島振興特別委員長である谷川弥一衆議院議員、金子原二郎参議院議員の強力なリーダーシップのもと、私も壱岐市長、そして全国離島振興協議会会長として本国会の成立に向けて全力で推進を行っているところであり、今月25日にも全国離島振興協議会会長として再度上京し、関係国会議員等への要望を行うことといたしております。

この国境離島新法は、皆様御承知のとおり、きわめて重要な国家的役割を担っている壱岐市を初めとする国境に位置する離島の存続、保全を図るため、航路航空路運賃の値下げ、流通コストの削減、漁船の操業にかかる費用の助成、雇用機会の拡充などが盛り込まれており、市民生活のさらなる向上、農業、漁業、商業を初めあらゆる産業の発展に大きく寄与するものであり、まさに壱岐市の地方創生、壱岐市の将来を左右するきわめて重要な法案であります。

一方、この国境離島新法が成立した後は各施策実現のため、その財源となる予算の獲得が重要な鍵を担うこととなります。法案が成立いたしましても、より多くの予算の獲得ができなければ十分な対策が講じられなくなります。

来年度の国の概算要求まで残された時間もそう長くはございません。

このことにつきましても、私は壱岐市長そして全国離島振興協議会会長としての役職、そして人脈をフルに生かし、谷川弥一衆議院議員、金子原二郎参議院議員のお力添えを賜りながら、今後も全力で取り組んでまいりますので、皆様の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

現在、各自治体におきましては地方創生に向けてさまざまな取り組みを実践しておりますが、本市におきましても市民皆様、議員各位の御意見を賜りながら、全力で取り組んでいるところであります。

今後、第2次壱岐市総合計画並びに壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略をもとに、人口減少対策を初め、諸施策の推進によりまして市政をさらに前進させてまいりますので、御指導賜り

ますようお願いを申し上げます。

議員皆様にはともに歩んでまいりました4年間の御厚情に心から感謝を申し上げますとともに、皆様には御健勝にてなお一層の御活躍を心からお祈り申し上げ、御挨拶といたします。誠にありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。これをもちまして、平成28年壱岐市議会定例会3月会議を終了いたします。

午前11時08分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 鶴瀬 和博

署名議員 市山 繁

署名議員 牧永 護